明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年五月十八日

○第二百八回国会 参議院会議録第二十三号

令和四年五月十八日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第二十三号

令和四年五月十八日

午前十時開議

第一　令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会内閣提出、第二百八回国会衆議院送付）

第二　令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会内閣提出、第二百八回国会衆議院送付）

第三　令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会内閣提出、第二百八回国会衆議院送付）

第四　令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百七回国会内閣提出、第二百八回国会衆議院送付）

第五　民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

以下　議事日程のとおり

○議長（山東昭子君）　これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、**こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山東昭子君）　御異議ないと認めます。野田聖子国務大臣。

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田聖子君）　このたび政府から提出をしたこども家庭庁設置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進することも家庭庁を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、こども家庭庁の設置、任務、所掌事務について定めるものであります。

こども家庭庁は、こども家庭庁長官を長として、内閣府の外局として設置され、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務としております。

その任務を達成するため、内閣府や厚生労働省で所管している子ども・子育て支援給付に関することやこどもの保育、虐待の防止に関することなど、こどもの福祉や保健、子育て支援等に関する事務を移管するとともに、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保、こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画並び、立案並びに推進、いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備、こどもの権利利益の擁護等をつかさどるほか、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項や結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整をつかさどることとしています。

また、こども家庭庁長官は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができるとしております。

第二に、こども家庭庁に置かれる機関について定めるものであります。

こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置くほか、特別の機関として、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を置くこととしております。

この法律は、令和五年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

次に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、こども政策について、こども家庭庁の下で一元的に推進し、こども及びこどものある家庭に対する支援を効果的に図ることができるようにするため、こどもの福祉の増進や保健の向上、子育てに対する支援等を行う法律を移管する等関係法律について所要の整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、児童福祉法その他の関係法律について、内閣総理大臣及びこども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものであります。

第二に、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものであります。

第三に、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（山東昭子君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。自見はなこさん。

（自見はなこ君登壇、拍手）

○自見はなこ君　自由民主党の自見はなこです。

自由民主党・国民の声を代表して、こども家庭庁設置法案、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について質問いたします。

冒頭、ロシアによるウクライナ侵攻、そして一般市民の殺害に対して強く抗議をいたします。病気にある者や妊婦や子供たちを巻き込んだ行為は決して許されません。日本国政府においては、ロシアが武力行使を中止するためのあらゆる方法を取ることを強く望みます。

私は、六年前に小児科の医療現場から国会に送っていただきました。多くのお母さんたちの子育ての苦労、病気のみならず、障害や、また生活苦など、様々な子供たちや家庭に小児科医として向き合ってきました。軽い風邪でも入院させてほしいと母親から泣かれることがありました。自分の両親も働いており、病気の子供を見る人がいない、次に自分が会社を休むと首になってしまう、どうにかしてほしいとの事情からです。現在の日本では一人親の貧困は約五〇％です。

また、生まれたばかりの子供を浴槽に打ち付けて虐待死に至らしめた両親もいました。日本では、虐待死が一番多いのは日齢ゼロの赤ちゃんたちです。生まれたその日に、自分を産んでくれたお母さんによって命を絶たれる事例が九割と一番多い。果たして、こういった事案についてお母さんだけが責められるべきでしょうか。

ヤングケアラー、虐待、いじめ、子供の事故や自殺、無理心中。これら子供に関する課題に対応する省庁は、厚労省、内閣府、文科省、経産省、法務省、警察庁とばらばらであります。

さらに、このコロナ禍で児童生徒の自殺は過去最多、女性の自殺も二年連続で増加、児童虐待相談件数も上昇し、ユニセフのイノチェンティレポートによる日本の子供の精神的な幸福度は先進諸国三十八か国中三十七位となりました。それにもかかわらず、我が国では、対ＧＤＰ比で子ども・子育て関連予算は約一・七％。子育てに手厚い国々の半分以下です。政治は、目の前の切実な課題に背を向けてはなりません。

この六年間、超党派の議員立法により、二〇一八年に成育基本法、二〇一九年に産後ケア法、二〇二一年に医療的ケア児法が成立しました。そして、二〇二一年二月二日には、自民党の若手有志でチルドレンファーストの子どもの行政あり方勉強会を、共同事務局、山田太郎参議院議員と自見はなこで立ち上げ、昨年四月一日に当時の菅総理大臣に要望を提出しました。その要点は、医療、教育、療育、福祉に横串を刺した上で、専任大臣、強い権限、そして予算倍増です。

今こそ子供ど真ん中の社会に大きく転換すべき時期です。

岸田政権でも引き継いでいただき、野田聖子こども政策担当大臣が就任されました。今回提出されたこども家庭庁設置法案等一連の法案は、我が国の歴史の中で初めて子供を社会の真ん中に据えて一元的に子供政策を推進していく機関を創設するという大きな意義があると考えていますが、岸田総理のこども家庭庁設置に対する力強い御決意をお聞かせください。

今回のこども家庭庁には、組織という器をつくり、企画調整という権限を備えた上で魂を入れていくことが必要です。そこには、国の哲学として、こどもまんなかを胸に業務に当たる職員の存在が不可欠です。子供の現場は、永田町にも霞が関にもありません。基礎自治体にあります。是非地方自治体からの出向者を戦略的に迎え入れてほしい。そして子供の課題に懸命に取り組んでいるＮＧＯ、ＮＰＯ、民間企業で働く民間人材を中核的な立場で積極的に採用し、権限のある役職に登用してほしい。

加えて、こども家庭庁の特に幹部は、片道切符で勤め上げる覚悟を持ってほしい。また、日本のどの省庁であっても、将来幹部になる人材には、若い時代に必ずこども家庭庁か地方自治体など、子供関連部局での勤務を昇進の要件にしてほしい。

こども家庭庁が設立から三十年たった際に、この組織が自律的かつ有機的に我が国で機能していくように育っていってほしいと切に願います。

そこで、総理は、こども家庭庁にどのような人事戦略と地方展開の展望をお持ちでしょうか。思いのこもったお言葉をいただきたいと思います。

子供の死因究明について私が取り組むきっかけを与えてくれたのは、吉川優子さんというお母さんでした。吉川さんは、五歳で、たった一人の自分の息子、吉川慎之介君を幼稚園のお泊まり保育先の水辺の事故で亡くした御遺族です。事故の原因究明を願うと、県庁でも文科省でもたらい回しに遭い、警察からは情報がもらえないため、保護者たちで現場検証を再度行いました。日本では、子供が学校で亡くなれば文科省、保育園では厚労省、都市公園では国交省、国立公園では環境省、遊園地では経産省と、所管が全て違います。刑事訴訟法第四十七条との整理も必要です。子供を失った悲しみに打ちひしがれている御遺族に、更に苦痛の追い打ちを掛けることはあってはなりません。

また、二〇二〇年の児童生徒の自殺数は、一九七八年の統計開始以来最多となる四百九十九人です。若い世代の死因のトップが自殺なのは、Ｇ７で日本だけです。しかし、児童生徒の自殺については、文科省は、年間何件が基本調査から詳細調査に移行したかの数すら把握していません。事故についても同様です。いずれも、傾向と対策を取りまとめて発表し、教職員研修や普及啓発、施策の検討に活用しているとのことですが、これで十分なはずがありません。もっと教育現場でも、かけがえのない一人一人の子供の命、一つ一つの事例に真摯に向き合うべきではありませんか。

社会全体で予防できる子供の死を予防するのが、子供の死因究明制度、チャイルド・デス・レビューです。平成三十年の成育基本法と令和元年の死因究明等推進基本法でようやく法律上規定されました。

今国会の施政方針演説でこども家庭庁主導による子供の死因究明の推進を訴えた岸田総理に、その決意を伺います。

また、いじめについては、こども家庭庁として、文科省やそのほかの関係機関、地方自治体と教育現場などとどのように連携し、いじめに対応していくのか、野田大臣、お答えください。

こども家庭庁では、幼稚園教育要領、保育所保

育指針を文科省との間で相互に協議の上、共同で策定することとしています。加えて、就学前こども育ち指針についても、新規として今回打ち出されています。子供の学びと育ちは別ではありません。

野田大臣と末松大臣には、どのように子供の育ちと学びについて連携していくのか、お答えください。

我々自民党有志の行った勉強会で集まった四万八千件の意見の一番の要望は、所得格差と教育格差についてでした。特に、所得中間層の児童手当などに、子供の人数によらず所得で制限が掛かることについての叫びが際立っていました。また、障害児福祉の所得制限撤廃の声もありました。こうした声に関して、関係省庁に横串を刺すことで子供政策を推進していくこども家庭庁ではどのように対応していくのでしょうか。野田大臣の御所見をお伺いします。

また、この参議院でも審議される議員立法のこども基本法案は、児童の権利条約の四原則、生命、生存及び発達に対する権利、子供の最善の利益、子供の意見の尊重、差別の禁止が明記された法案となりました。子供ど真ん中を実行すべく、今後、国においてはこども大綱、都道府県、市町村においてはこども計画を定め、目標と期限を明らかにしなければなりません。実現のためには、保育の処遇改善の財源の恒久化なども求められます。

そこで、野田大臣にお尋ねをいたします。

こども家庭庁では、子供政策の推進のため、どのような施策に関して、どのような財源的な裏付けをもって行うお考えでしょうか。期待を込めてお伺いをいたします。

以上、こども家庭庁が我が国で愛される省庁として生まれ、そして、すくすく、伸び伸び、たくましく育っていくことを強く祈念して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　自見はなこ議員の御質問にお答えいたします。

こども家庭庁の設置に関する決意についてお尋ねがありました。

これからの子供政策の推進に当たっては、子供の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供の意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、子供の最善の利益を第一に考えて自立を支援するとともに、家庭における子育てニーズに応じて柔軟に支えていくことが重要であると考えます。

このため、こども家庭庁を創設し、強い司令塔機能を持って、全ての子供に対して必要な支援等が抜け落ちることがないよう、子供や子育て世代の視点に立った子供政策を総合的かつ包括的に推進することができる体制を実現してまいります。

このこども家庭庁の下、子供政策を我が国社会の真ん中に据え、子供をめぐる様々な課題に、一元的に、中長期的な視点を持って取り組んでまいります。

そして、こども家庭庁の人事戦略と地方展開の展望についてお尋ねがありました。

子供政策の具体の実施は、地方自治体やＮＰＯなどの現場を中心に担われており、こども家庭庁においては、地方自治体との連携強化やＮＰＯなどとの積極的な対話、連携、協働を進めることとしております。こうした連携強化や協働を進めるに当たっては、自治体との人事交流の推進や民間人材の登用を積極的に行うなど、こども家庭庁に外部人材を迎え入れ、これらの人材に政策立案に関わってもらうことにより、その経験や視点を生かしていきたいと考えています。

今後、こども家庭庁の下、各地の現場の視点も取り入れつつ、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでまいりますが、その体制等については、多様性や現場感覚と行政の専門性を兼ね備えた責任ある組織、人事構成、そして地方自治体との連携等を目指してまいります。

そして、子供の死因究明の推進についてお尋ねがありました。

予防可能な子供の死を防ぐための子供の死亡検証、いわゆるＣＤＲについては、教育現場を含め、分野横断的な視点に立ちながら検討を進めることが重要だと考えており、効果的な予防策を導き出すため、厚生労働省において令和二年度からモデル事業を実施しています。

こうした事業の実施状況を踏まえて課題の分析を進め、こども家庭庁が、厚生労働省や警察庁などの関係省庁と緊密に連携し、その強力なリーダーシップの下で更に前に進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田聖子君）　こども家庭庁のいじめ対策についてお尋ねがありました。

いじめ防止等の対策については、いじめ防止対策推進法等に基づき、主として学校や教育委員会、文部科学省による取組が進められている一方、こども家庭庁においても、子供の権利利益の擁護等を担う観点から、子供のいじめ防止等の対策を新たに担うこととしています。

具体的には、こども家庭庁では、いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を文部科学省が策定、変更する際の関与、いじめ事案の把握、地方自治体における相談体制などの体制づくりの推進、重大ないじめ事案への対応に際しての文部科学省との情報共有、連携した対策の実施などを行っていくこととしています。

いじめ問題については、学校内だけでは解決が困難で、警察や児童相談所、法務局等の関係機関との連携が必要なケースもあることから、こども家庭庁としては、地方自治体における相談体制を始めとする体制づくり等を進める中で、こうした関係機関の連携を推進してまいりたいと考えています。

こどもまんなかという発想の下で、いじめ問題への対応について多くの人たちが関わっていけるよう、こども家庭庁が文部科学省や地方自治体等と連携を図りながらしっかりと取り組んでまいります。

次に、子供の育ちと学びの連携についてお尋ねがありました。

こども家庭庁は、子供政策を我が国社会の真ん中に据えたこどもまんなか社会の実現に向けて、子供政策の司令塔機能を一本化し、各省庁より一段高い立場から子供政策について一元的に総合調整を行うとともに、子供の権利利益の擁護や児童福祉等に関する事務を自らの事務として実施することとしております。

また、教育など文部科学省が担う学びに係る行政と児童福祉など育ちに係る行政は相互に近接する側面があるものの、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、必要な場面でしっかりと

調整し、密接に連携することにより、政府全体としての施策の充実、質の向上を図ってまいりたいと考えています。

こども家庭庁は、総合調整機能の発揮、小学校就学前の子供の育ちを支える際に留意すべき事項等を就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針として閣議決定し、政府内の取組の主導、学校教育法及び児童福祉法に、両省庁が相互に協議を行って、幼稚園における教育内容、保育所における保育内容を定める旨の規定を新たに設けることとし、教育、保育内容の基準の整合性の制度担保、いじめ、不登校等についての個別法に基づく関与等を通じて、児童福祉など子供の育ちの観点から、教育行政を担う文部科学省との緊密な連携を図ってまいります。

次に、所得制限の撤廃についてお尋ねがありました。

児童手当は、児童手当法に基づき、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給するものであります。

児童手当については、昭和四十七年の制度発足時から所得制限を設けており、現在の基準額九百六十万円は、平成二十三年の民主党、自民党、公明党による三党合意に基づくものです。児童手当を始めとする各制度において所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものと考えています。

いずれにしましても、子供を第一に考え、子供政策を社会の真ん中に据えるこどもまんなか社会実現にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

次に、子供施策と財源的な裏付けについてお尋ねがありました。

これまでも、子供予算については、政権交代以降、新子育て安心プラン等に基づいて約一・四兆円程度を確保し、幼児教育、保育の無償化や保育の受皿確保などを進めてきたところです。足下でも、不妊治療の保険適用などを進めるほか、全世代型社会保障会議や教育未来創造会議において子育て支援策の検討を進めております。

財源の確保については、昨年閣議決定した基本方針でも、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体で費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、確保に努めていくこととしており、こども家庭庁の下で、子供の視点に立って、必要な子供政策が何かをしっかりと議論した上で体系的に取りまとめ、社会全体での費用負担の在り方の検討と併せて、子供政策の充実にしっかりと取り組むことが重要と考えております。（拍手）

〔国務大臣末松信介君登壇、拍手〕

○国務大臣（末松信介君）　自見先生にお答え申し上げます。

小学校就学前の子供の育ちと学びに係るこども家庭庁との連携についてお尋ねがございました。

こども政策担当大臣からお答えしましたとおり、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設の類型を問わず、就学前の全ての子供に質の高い幼児教育、保育を提供し、子供の育ちと学びを保障していくことは極めて重要な課題であると考えてございます。

幼児教育につきましては、文部科学省の下で、こども家庭庁と密接に連携しつつ、小学校以降の教育との一貫性、継続性を確保し、施策の充実に取り組んでまいります。具体的には、文部科学省とこども家庭庁が共同して幼稚園教育要領、保育所保育指針を策定し、どの施設に行っても質の高い教育、保育を受けられるよう取組を充実させてまいります。

児童福祉など育ちに係る行政と教育など学びに係る行政については、それぞれの目的を追求する中で専門性を更に高めつつ密接に連携することが重要であり、文部科学省としても、現在実施している幼保小の架け橋プログラムの成果をこども家庭庁と共有するなど、就学前の子供に関する政策について、こども家庭庁の司令塔機能の下で、政府一丸となって進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　宮沢由佳さん。

〔宮沢由佳君登壇、拍手〕

○宮沢由佳君　立憲民主・社民の宮沢由佳です。

私は、会派を代表して、こども家庭庁設置法案等について質問いたします。

まず、こども家庭庁の名前について伺います。

私自身は、子ども省とすべきと思います。なぜなら、家庭を否定するものではありませんが、子育ての当事者を家庭に限定するかのような誤解を招く懸念があるからです。報道によりますと、与党議員から、子育ての責任は家庭が負うべきだ、子供は家庭でお母さんが育てるもの、「家庭」が入るのは当然などの意見が相次ぎ、こども庁からこども家庭庁に変更されたと聞いています。

子供が家庭内で虐待を受けて命を落としてしまったり、家庭が支え切れずに自死に至ったりしてしまったりする事例が増加しています。二〇二〇年度の児童生徒の自殺者四百十五人、また、不登校の小中学生十九・六万人、児童虐待二十・五万件、いずれも二〇二〇年度の数値です。日本は、先進国の中で最も子供たちがかわいそうな国という指摘もあります。

家庭の責任を強調せず、子供を社会全体で育てていく仕組みづくりが必要だと思いますが、岸田総理大臣はいかがお考えでしょうか。

また、こども家庭庁設置法案は、厚生労働省や内閣府の業務の多くを引き継ぐ一方、義務教育の政策は文部科学省から移管されないため、縦割り行政が残ったままです。長年議論されてきた幼稚園と保育所の縦割り解消の幼保一元化さえ実現できません。子供政策の文部科学省関連業務をそのまま残すなら、わざわざ新しい組織をつくる意味はないのではないでしょうか。総理、お答えください。

私たちが家族や子供に関する制度を検討する上で最優先にすべきことは何でしょうか。それは、憲法十三条に書かれています個人の尊重です。個人の尊重を踏みにじるような制度は到底認められないし、個人の尊重を守るために最善の制度をつくるのが、国民の代表である私たち国会議員の仕事です。

子供の権利について国際社会は、一九八九年、第四十四回国連総会において、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約が採択されました。

その内容は、十八歳未満の子供の生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障並びに教育についての権利等について定めるとともに、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように、締約国が全ての適当な立法措置、行

政措置その他の措置を講ずること等を定めるものです。

日本が条約を批准したのが一九九四年です。当時の会議録を見ますと、全会一致で承認されています。批准してもう二十八年たっています。この子どもの権利条約のとおり、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講じなければなりません。

ここで少し、子供のアンケートを紹介したいと思います。子どもの権利条約を知って印象的だったことについて聞いたところ、八歳の子供から、子供たちにはさらに権利があるのだと知れて、よく分かったし、子供が大切にされていると感じてうれしかった。十八歳の青年から、虐待を受けた経験があるが、子供の権利を知るまでは、虐待を受けたのは自分が悪くて自分に責任があると思っていたけれど、子供の権利に虐待から守られる権利があることを知って、救われた気がした、自分が悪かったわけじゃないんだと思ったなどの意見が寄せられました。

これまで私たち大人は、子供のためになることを信じて子ども・子育て政策をつくってきました。考え方や方法は違えども、全ての国会議員が子供たちのために真剣に議論しています。しかし、子供たちの話を聞いて政策をつくってきたでしょうか。子供の意見を政策に反映してきたでしょうか。子供にも当然人権があり、個人として尊重されなければなりません。

この点、衆議院から送られてきた議員立法、こども基本法案には、子どもの権利条約の中の差別の禁止、子供の最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子供の意見の尊重の趣旨を踏まえた内容が盛り込まれています。一歩前進だと考えます。

しかし、この議員立法、こども基本法案には、基本理念において、子育てに伴う喜びなど、個人差のある喜び等、大変曖昧な言葉が使われている点で問題があります。喜びを政府が規定できるのでしょうか。政府にとって都合のよい喜び政策になるおそれがあります。子育てに伴う喜びとは何でしょうか。喜びは個人によって違うのではないでしょうか。この点、野田担当大臣に所感を伺います。

また、今回のこども家庭庁設置法案は、子供政策の司令塔をつくる点では聞こえは良いのですが、私たち立憲民主党が衆議院に提出した子ども施策総合推進法案にははるかに及ばない内容です。

確かに、こども家庭庁設置法は、組織をつくる法律です。基本理念は書いてありません。任務に、子供の意見を尊重すると規定されていますが、どのように尊重するのか、具体的にどのように意見を聞くのか、その意見をどのように反映するのか分かりません。こども家庭庁が子供の意見を尊重し、反映する手続はどのようなものになるのか、総理、御答弁ください。

また、なぜこのような重要な手続が政府案に明記されていないのか、総理、御答弁ください。

明記されなくとも当然だからでしょうか。しかし、これまでの大人社会の対応を見ていると、子供の人権をないがしろにしていたところ、上から見ているところもあるように感じます。それなら、大人の責任を確認するためにも、子供の意見表明権を具体的にする上でも、手続を明記する必要があると思います。総理、いかがでしょうか。

次に、子ども・子育て政策に関する予算について伺います。

子ども・子育て政策のための予算は各省庁にまたがり、また政策が重複するため、総額がはっきりしません。総理、今年度予算の子ども・子育て政策の予算は総額どのくらいですか。お答えください。

様々な政策が関連して、どの政策及び予算を含めるのか、その時々で違うのなら、政府はまず、子ども・子育て政策とは何か、しっかりと定義などを定めて、予算の総額を国民に示すべきです。

いつまでもはっきりと答えられないのなら、子ども・子育て政策を俯瞰的に見たり、司令塔の役割を担えるのでしょうか。お金の使われ方が分からない、数字が分からなければ、具体的な対応ができないのではないでしょうか。総理、お答えください。

私たちのおおよその試算では、子ども・子育て関連支出の対ＧＤＰ比は、二〇一九年度で約一・七三％でした。スウェーデン、イギリス、フランスの約半分ほどにとどまっています。私たち立憲民主党は、対ＧＤＰ比を三％台、約十六・八兆円台にしたいと考えています。立憲民主党は、子ども・子育て政策が単年度ごとの議論にならないよう、子ども・子育て関連予算を対ＧＤＰ比三％台と国に対して義務付け、必要な予算を安定的に確保し、確実に支援を届けていくことを目指しています。

また、拡充の具体的な内容としては、子供と子育て世帯を支援するために、小中学校給食費の無償化、高校、大学授業料の無償化、児童手当の所得制限撤廃と高校卒業年次までの延長などを進めていきます。保護者の経済的な状況により子供の成長が左右されることのないようにすることを国民の皆様に提言しています。

私が今年三月に予算委員会で質問したときに、野田担当大臣は、子供政策に関する予算については、期限とか規模ありきではなくて、子供の視点に立って取り組むべきものは何かを考えており、必要な子供政策の充実にしっかり取り組むことが重要だと思いますなど、曖昧な答弁であり、予算の安定的な確保や確実に支援を届けていく立憲民主党の姿勢とは真逆の消極的な答弁をされていました。それから二か月がたちました。野田担当大臣、今後子供の視点に立って取り組むべき国の予算の目標値を教えてください。

次に、子供の権利を守る機関について伺います。

立憲民主党の案では、子供の権利を擁護するための独立機関である子供の権利擁護委員会、子供コミッショナーを設置することとしています。ポイントは独立性です。子供の権利を尊重するといっても、それを守り、トラブルを調査、解決する機関がなくては権利が保障されません。

学校においていじめなど子供の重大なトラブルが発生した場合の調査機関は、自治体や教育委員会が設置しています。しかし、これでは解決に至る中立公正が制度的に保障されないと思います。もちろん、関係各位が一生懸命トラブルの原因究明を行っていることは事実です。しかし、制度論として、自分たちに不利になることに関して、それぞれの立場をどうしても反映してしまう、無意識のうちに中立公正が保てなくなる可能性があります。

そこで、自治体などが第三者機関を設置することもありますが、それならば、常設の独立した機関、第三者機関を設置して、トラブル解決のため

の調査や勧告を行うことにより中立公正を徹底した方がよいと考えます。子供コミッショナー常設により、トラブル対処のノウハウを集積し、素早く的確な対応を進むことも考えられます。

こども家庭庁担当大臣の勧告も大事ですが、大切ですが、どうしても、第三者機関が対応するよりも、間に何段階も必要な手続があれば、対応が遅くなる懸念もあります。

そして、行政側や大人の側の意見だけでなく、子供たちの意見を聞いたり、要請を受けたりして、子供の人権にも最大限配慮することにより、国民の信頼、何よりも子供たちの信頼を得ることにつながると思います。

このような大事な制度が、政府案には記載がありません。本気で子供たちのことを考えているのでしょうか。特に、政府案はただやっている感を、箱物だけ、制度だけつくって終わり感があります。子供たちのために、是非独立した第三者機関を常設して、中立公正で、素早く的確な対応が取れるようにすべきではないでしょうか。岸田総理大臣、御答弁をお願いします。

これまで述べてきましたように、子どもの権利条約の理念の反映及び子供コミッショナーの設置なくして、子ども・子育て政策の充実はあり得ません。そして、予算額の確保目標なくして、その時々の経済事情に流され、切れ目のない子ども・子育て政策を続けることはできません。

私たち立憲民主党のように、十年間で貧困率を半減するなど具体的な目標値なくして、果たして子供のいじめ、虐待、子供の貧困を減らせるのでしょうか。

先日、岸田総理が、こども家庭庁の発足後に、全国の市町村にこども家庭センターを設け、子育て支援の充実を図ると、その意欲を述べられたそうですが、全国の地方自治体では、既に十年ないし二十年前から子育て支援に力を入れています。各地で同様の様々な政策を推し進めています。足りないのは予算です。掛け声ばかりが大きくて、予算がなければ、結局苦しむのは地方自治体、保護者、子供たちです。

私たち立憲民主党は、これまでの社会や大人の都合を優先した少子化対策ではなく、子供自身を優先するチルドレンファーストの子供政策を進めます。

この良識の府参議院で徹底的に議論して、子供たちの笑顔のために、全ての適当な立法措置、行政措置、予算その他の措置を講じていくことを強く求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　宮沢由佳議員の御質問にお答えいたします。

こども家庭庁の名称と新しい組織をつくる意義についてお尋ねがありました。

こども家庭庁という名称は、子供の健やかな成長にとって、家庭における子育てを社会全体でしっかりと支えることが子供の幸せにつながるという趣旨であり、もとより、子育ての責任を家庭のみに負わせるという趣旨ではありません。

こども家庭庁は、強い司令塔機能を持って、全ての子供に対して必要な支援等が抜け落ちることがないよう、子供や子育て世代の視点に立った子供政策を総合的かつ包括的に推進することができる体制を実現していくものです。

こども家庭庁は、こうした体制の下で、縦割り行政の中で進まなかった日本版ＤＢＳの導入に向けた検討や、幼稚園、保育所、認定こども園の教育、保育内容の共通化、また子供を総合的に支援するこども家庭センターの全国的な展開などを進めることができる点に意義があると考えております。

子供の意見の尊重、そしてその意見を反映する手続についてお尋ねがありました。

こども家庭庁設置法案は、こども家庭庁の所掌事務及び組織に関する事項を定める組織法です。こども家庭庁の施策の在り方等については、昨年末に閣議決定した基本方針において、子供の意見や年齢、失礼、子供の意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子供政策に反映されるよう取り組むことを基本理念として掲げるとともに、こども家庭庁において、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりについても検討していくことを明記しております。

こども家庭庁の発足を待つことなく、令和四年度から必要な調査研究を行うなど、子供や若者の意見の政策への反映に関する取組、これをしっかり進めてまいります。

子供政策のための予算についてお尋ねがありました。

子供政策に関する予算については、現在、様々な整理がありますが、例えば少子化社会対策大綱に基づく少子化対策関係予算については、令和四年度の当初予算ベースで約六兆円となっております。今後の子供政策に関する予算については、こども家庭庁の下で、子供の視点に立って必要な子供政策が何かをしっかりと議論した上で、体系的に取りまとめ、そして社会全体でのこの費用負担の在り方、これを検討し、これと併せて子供政策の充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そして、いわゆる子供コミッショナーについてお尋ねがありました。

本件については、これまでの質疑において様々な観点で御審議いただいているものと承知しておりますが、政府としては、昨年十二月に閣議決定した基本方針に基づき、子供の権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設することとしています。

このこども家庭庁が、子供の視点に立って、第三者機関であるこども家庭審議会等で子供や子育て当事者、有識者等の意見も聞きながら、その権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう、各省庁より一段高い立場から子供政策を、政策にしっかりと取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田聖子君）　こども基本法案に規定されている子育てに伴う喜びについてお尋ねがありました。

こども基本法案については、議員立法であり、現在、国会において御審議されていることから、政府として御答弁する立場にはありませんが、超党派の議員立法により制定された少子化社会対策基本法においても、「子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現」との表現があるものと承知しています。

政府としては、少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱において、国民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望する

タイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることを少子化対策における基本的な目標としております。

次に、子ども・子育て政策に関する予算についてお尋ねがありました。

子供政策については、予算の目標値ありき、規模、期限ありきではなく、まずは子供の視点に立って、こどもまんなか社会のために必要な子供政策がどうあるべきかなどをしっかり検討していくことが重要であると考えています。

その子供政策を強力に進めるために必要な安定財源の確保については、昨年閣議決定した基本方針でも、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていくとしているところであり、今後、財源についても政府全体でしっかりと議論していく必要があると考えています。

いずれにしましても、子供政策に関する予算は、こども家庭庁の下で体系的にしっかりと取りまとめていきたいと考えています。（拍手）

○議長（山東昭子君）　高瀬弘美さん。

〔高瀬弘美君登壇、拍手〕

○高瀬弘美君　公明党の高瀬弘美です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりましたこども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について質問いたします。

二年以上に及ぶコロナ禍は、子供や若者、家庭をめぐる我が国の諸課題を一層深刻化させました。これまでも各種施策、支援の充実が図られてきましたが、二〇二〇年には児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの件数、児童生徒の自殺者数が過去最多となり、一方で出生数は過去最低の八十四万人に落ち込むなど、我が国の子供を取り巻く環境はまさに危機的な状況にあると言えます。今こそ、子供の幸せを最優先とする社会を実現しなければなりません。

そのために、今般、私ども公明党は、自由民主党とともに、子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、児童の権利に関する条約にのっとった子供政策の基本理念を明記し、子供施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法案を提出をしております。このこども基本法に基づき、子供を権利の主体として、子供の幸せを最優先とする社会の実現を、こども家庭庁の創設によりどのように具体化するのか、岸田総理の御見解を伺います。

こども家庭庁は、子供の幸せのための組織であることが第一でありますが、子供の幸せのためには、その子供を育む場所である家庭への支援も重要であり、このことは、こども家庭庁が自ら実施する事務として法案に明記をされています。また、少子化対策として、結婚や出産、育児に希望を持つことができる社会環境の整備についても、こども家庭庁において強力に推進していくことになります。結婚や出産、育児に希望を持つことができる社会については、結婚ができない要因となっている若者の経済基盤の強化や、結婚を望まない要因の一つとなっている家事、育児の負担が女性にだけ偏っていることの是正など、これまで以上に大きく社会を変えていく必要があります。こうした子供のある家庭への支援及び少子化対策という観点での若者支援、男女の役割分担意識の是正についての総理の決意をお伺いいたします。

深刻な状況にあるいじめ問題や不登校対策については、これまで文部科学省を中心として取組が推進されてきましたが、こども家庭庁には、教育委員会や学校のみでは解決が難しいいじめ事案への対応や関係機関の一層の連携促進を図る役割が期待をされています。その上で、こども家庭庁が重大ないじめ事案に適切に対応するためには、関係機関との情報共有や調査を行う際の手順、勧告権を行使する際の考え方などをあらかじめ制度的に担保しておく必要があると考えますが、重大事案への対処を実効性のあるものとするための検討を進めることについての野田国務大臣の御決意を伺います。

こども家庭庁においては、子供を成人年齢である十八歳で線引きをすることはせず、設置法第三条において、こどもの定義を心身の発達の過程にある者とし、全ての子供が支援対象であり、その権利利益の擁護を行うことが法律に明記をされています。

公明党として今回の法案に関し様々な関係者から御意見をいただく中で、性的少数者当事者である子供たちへの理解を社会で広めることの必要性や、親が同性のカップルである子供たちが抱える困難が日常に多く存在することを伺ってまいりました。

こども家庭庁においては、全ての子供が対象であることから、学校現場を超えてこうした子供たちへの支援を進めていただきたいと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

こども家庭庁が新たに担う就学前の全ての子供の育ちの保障については、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針を閣議決定し、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた政府内の取組を主導することとされています。三歳から五歳の幼児教育については公明党の長年の主張が実現をし無償化が進む中で、今後特に早期に検討すべきはゼロから二歳の子供たちへの保育サービスの拡充であると考えます。

児童虐待死に至った家庭における傾向としては、死亡時の子供の年齢はゼロから三歳未満の子供が六九・四％と割合が多いことや、児童虐待死に至った家庭の母親の就業状況で最も多かったのは無職であることからも、この年齢の子供たちが、現状では保育園を利用できない専業主婦家庭や母親が無職の家庭であっても、保育サービスを利用できれば、子育ての孤立を防ぎ、育児の負担を軽減し、社会が虐待に気付くきっかけともなり得ると考えます。

また、これまで政府を挙げて保育の受皿を増やして待機児童対策をしてきた結果、令和三年四月一日時点での保育所等の定員充足率は九〇・九％、つまり地域差はあるものの全体として約一割の空きがあることを考慮すれば、国策として確保してきた保育の受皿を専業主婦家庭の支援にも広げ、活用していくべきです。

ゼロから二歳の子供への保育サービスを含めた支援を拡充することについての総理の御決意をお伺いいたします。

就学前の全ての子供の育ちにおいて重要なのは、その量的な拡充とともに、質をどのように担保するかという点だと考えます。

これまでは待機児童対策として受皿を広げることに力点が置かれてきましたが、毎年出生数が減少し、子供一人一人の可能性を最大限に引き出すことが求められ、幼稚園と保育園がその垣根を越えて一元化されていく中で、保育の質をどのように上げるかについての議論を加速すべきです。安

全性の観点から配置基準の見直しも重要ではありますが、単に面積基準や人員基準だけではなく、真に子供にとって良い保育とはどのような中身であるのか、これを客観的に測る指標が必要となってくると考えます。

保育の質をどのように考え、どう担保するか、野田大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、少子化対策を含め、子供政策を強力に進めていくためには、安定財源の確保が不可欠です。安定財源の確保については、昨年の骨太の方針や昨年末に策定されたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針において、企業を含め社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討することが示されました。

この新たな枠組みをつくるに当たっては、子供への支出を増やすこと、つまり、子供の未来に投資することは自分たちの未来に投資することを共通認識として理解を求めながら、速やかに子供政策に係る安定財源の確保を図る必要があると考えますが、現在の検討状況や結論が示される見通しについて総理にお伺いいたします。

公明党は、これまでも、現場の声、当事者の声を第一としてまいりました。こども家庭庁においては、これまで以上に子供の視点に立ち、その声を常に聞きながら社会を大きく転換する取組を期待いたします。子供の幸せを最優先とする社会の実現に向けて、私たち公明党も一層の決意で取り組むことをお約束申し上げて、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　高瀬弘美議員の御質問にお答えいたします。

子供の幸せを最優先とする社会の実現についてお尋ねがありました。

政府としては、昨年末に閣議決定した基本方針に基づき、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしており、こうした基本姿勢はこども基本法案が掲げる基本理念と軌を一にするものであると認識をしております。

こども家庭庁は、強い司令塔機能を持って、全ての子供に対して必要な支援等が抜け落ちることがないよう、子供や子育て世代の視点に立った子供政策を総合的かつ包括的に推進することができる体制を実現していくものです。

こども家庭庁が、こうした体制の下で、縦割り行政の中で進まなかった日本版ＤＢＳの導入に向けた検討や、幼稚園、保育所、認定こども園の教育、保育内容の共通化、そして子供を総合的に支援するこども家庭センターの全国的な展開などを進めることで、子供の幸せを最優先とする、こどもまんなか社会を実現してまいります。

子供のある家庭への支援、そして少子化対策の観点での若者支援等についてお尋ねがありました。

こども家庭庁の下、家庭における子育てを社会全体でしっかりと支え、子供の健やかな成長を図る観点から、こども家庭センターの全国展開や仕事と子育ての両立支援、子育て家庭に対する経済的支援など、様々な課題に直面する家庭に対し、切れ目のない包括的な支援にしっかりと取り組んでまいります。

また、少子化対策の観点での若者支援については、若い世代の経済的基盤の確保を図ることを含め、結婚を希望する若者が安心して結婚できるような環境整備をしていくことが重要と考えており、若者が将来にわたる展望を描けることを目指してまいります。

さらに、男女の役割分担意識の是正については、男女の固定的な性別役割意識を含めた、女性が直面する課題を一つ一つ解決していくため、来月にも男女共同参画会議において、女性の経済的自立や男性の家庭・地域社会における活躍などの四つの柱立てに基づき、具体策を取りまとめます。

性的少数者である子供や同性のカップルの下で養育されている子供についてお尋ねがありました。

政府としては、多様性が尊重され、お互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現するための取組が必要であると考えており、性的指向、性自認に関する課題については、関係府省が連携しながら取り組んでいるところです。

こども家庭庁においても、子供政策の司令塔として、性的少数者である子供や同性カップルの下で養育されている子供について、子供の視点に立ち、子供が誰一人取り残されないよう、関係府省と連携して適切に対応してまいります。

小学校就学前の子供に関する支援についてお尋ねがありました。

乳幼児期の教育及び保育は、子供の健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このため、幼稚園、保育所、認定こども園に通う子供はもとより、いずれの施設にも通っていない未就園児も含め、小学校就学前の全ての子供の成長を支えることが必要です。

こども家庭庁においては、子供の育ちを支える際に留意すべき事項等を就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針として閣議決定し、政府内の取組を主導するとともに、未就園児の実態把握を進め、市町村等と連携し、子育て支援サービスや幼稚園、保育所などへの就園につなげるプッシュ型の支援などを進めてまいります。また、人口減少地域などで定員に余裕のある保育所が未就園の子供を預かるモデル事業の実施について検討を進めてまいります。

これらを通じて、小学校就園前の全ての子供の健やかな成長が保障されるよう、しっかり取り組んでまいります。

子供の政策に関する安定財源の確保についてお尋ねがありました。

これまでも、子供予算については、政権交代以降、新子育て安心プラン等に基づいて約一・四兆円程度を確保し、幼児教育、保育の無償化や保育の受皿確保などを進めてきたところです。足下でも、不妊治療の保険適用などを進めるほか、全世代型社会保障会議、教育未来創造会議において子育て支援等の検討を進めています。

その上で、今後の子供政策に関する予算については、こども家庭庁の下で、子供の視点に立って、必要な子供政策が何かをしっかり議論した上で体系的に取りまとめ、それを社会全体でのこの費用分担の在り方の検討と併せて子供政策の充実にしっかりつなげていく、こうした取組を進めることが重要であると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田聖子君）　こども家庭庁の重大ないじめ事案への対応についてお尋ねがありました。

いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法等に基づき、学校や学校設置者が調査等の対応を行うこととされており、文部科学省においても必要な指導、助言が行われることとなっています。

こども家庭庁においては、重大ないじめ事案への対応について、文部科学省から必要な情報の提供を受け、地方自治体内での情報共有を促すとともに、学校設置者等が行う調査に当たっての第三者性の確保や運用改善を図ってまいります。その上で、特に必要がある場合には、文部科学省に対して勧告等の関与を行うこととしています。

重大ないじめ事案への対応に対する具体的な事務の手順、実施方法等については、今後、こども家庭庁が実際に設置されるまでに、文部科学省とともに連携しつつ、検討を進めてまいります。

あわせて、こども家庭庁においては、地域における相談体制などの体制づくりを推進することとしており、地域の様々な方々の協力を得ながら、より多くの子供や保護者の悩みを受け止める体制を充実し、いじめの問題を学校、教育委員会等だけでなく、社会総掛かりで対応できるようにしてまいります。

次に、保育の質の担保についてお尋ねがありました。

全ての子供の健やかな成長を保障する上で保育の質の向上を図ることは大変重要であり、現在、内閣府や厚生労働省において、保育所の所長や主任など現場の各階層別の専門性に応じた各種研修の実施や、保育所等の質の向上を目的とした第三者評価等の推進のため、その実態把握と改善策の検討等、保育の質向上のための様々な取組を進めているところです。

こども家庭庁において、こうした両府省の取組をしっかりと引き継ぎ、一元的に実施していくことで、保育の質の向上に向けた取組を更に強力に推進し、子供の健やかな成長を保障してまいります。（拍手）

○議長（山東昭子君）　矢田わか子さん。

〔矢田わか子君登壇、拍手〕

○矢田わか子君　国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

会派を代表し、ただいま議題となりましたこども家庭庁設置法案に対し、質問いたします。

質問の前に、戦禍にあるウクライナにおいては、今この瞬間も多くの子供たちが命の危険にさらされ、生活難を強いられ、学習の機会を奪われています。岸田総理におかれましては、一日も早くこの戦争が終わるよう外交力を発揮していただき、また、日本に避難している子供たちも含め、ウクライナの少年少女への支援強化に取り組んでいただくよう御要請申し上げます。

さて、本法案は、各省庁の子供政策、子育て支援政策などに関わる政府内の部局や審議会等を統合し、この新たなこども家庭庁が、政策調整機能や司令塔機能を発揮させ、子供の健全育成のための政策を推進しようとするものです。しかし、法案は組織対応に限定されており、この新組織がどのような基本姿勢で、どんな基本政策で政策を推進されるのか、法文上明記されておりません。

この足らざる部分を補完するためか、与党からは議員立法としてこども基本法案が提出されました。本来は、こうした子供、子育てに関する基本的な政策姿勢を示す法案についても閣法として同時に提出されるべきであったと考えますが、政府として、なぜこの法案のみを閣法としたのか、総理大臣より明確な説明を求めます。

各省庁にまたがる課題を組織的に統合して対応することは、行政改革の一環として妥当なものと考えますが、その統合された組織が統合前に比べ、より高いパフォーマンスを発揮するのかどうかは別問題であります。同じような目的でもって昨年九月に新設されたデジタル庁については、スタートから八か月で幹部人事の変更があり、また、内部的な管理や業務推進において当初期待されたものになっていないとの指摘もされています。こども家庭庁の場合、確かに縦割りの弊害をなくすことにはなりますが、集められた各省庁の担当者が同じような政策スタンスで業務を推進するならば、政策の新機軸を打ち出しながら司令塔機能を果たすことに大きな期待はできません。この懸念をどのように取り除かれるのか、今後の運営について野田大臣より説明を求めます。

国家が子育て支援や教育支援に力を入れるのは、国としての社会活動や経済活動のみならず、文化芸術活動を継続的に支え発展させる人材を育成するという目的があるからです。同時に、このことは、子供に一方的に価値観を押し付けながら教育訓練していくのではなく、子どもの権利条約で明記されているように、子供の権利と尊厳と自主性を守り、そして子供が健やかに成長していく環境づくりに国や地方公共団体が可能な限りの資源をつぎ込むことが重要であると考えます。残念ながら、我が国の家族政策に関する公的支出の対GDP比はヨーロッパ先進国のほぼ半分、また公的教育への財政支出の対GDP比も世界で何と三十七位と、国際的に見ても相対的な低さが際立っています。その分、各家庭や子供本人の負担が大きくなっているのです。

幼児教育から高校までの教育の完全無償化を目指し、当面は、家族政策の公的支出の対GDP比を現一・七三%から三%程度に倍増することを目標とすべきと考えます。このために、私ども国民民主党は、五兆円規模の教育国債の発行を提言しております。この教育国債については、五年前、安倍政権下において与党内で検討された経過もありますので、政府・与党としても是非とも前向きの議論を始めてほしいと考えますが、総理大臣の明快な見解を求めます。

子育て中の家庭において国民の皆さんが疑問や不満を感じておられるのが、子育て・教育支援策における所得制限の問題です。

この所得制限は、児童手当、児童扶養手当、高校授業料の無償化、大学などの修学支援制度など多岐にわたっています。低所得者世帯への手厚い支援は福祉国家として当然の施策ですが、一方で、高校授業料無償化制度に見られるように、公立、私立の違いや共働き世帯かどうかなどによって細かく所得制限が設けられ、中間所得層の多くの世帯が無償化の対象になっていません。このため、子供が複数いる家庭などで厳しい家計状況にある世帯では、子供たちの進学の選択肢が狭められるという事態に直面しています。

一方で、日本学生支援機構が運営する大学等の奨学金制度においても、中間所得層の学生は、給付型の奨学金を受けることはできず、貸与型の奨学金も世帯所得によって無利子、有利子の区分が

あり、有利子の奨学金や民間の教育ローンを利用せざるを得ないという学生も多くいるんです。卒業後に返済義務を負うのは子供たちであって、親ではありません。世帯収入によって返済の負担に差が出ることに多くの若者は不条理を感じています。成人年齢、十八歳に引き下げられましたが、大学生、専門学校生の学生にも個人として、国として手厚い支援策を講じていくべきです。

アメリカの哲学者、ジョン・デューイは、教育の中心は教師でも教科書でもない、子供自身だと主張しました。それは、本人の意思によって様々な興味対象を持たせ、それに関する能力を伸ばせばよいという意味ではなく、子供も一人の生活者として経済の先を見据えた教育を受けさせるべきだという意味での中心ということです。つまり、教育を受ける権利、そして教育において公的支出を受けるのも、その中心は一人一人の子供にあるということです。このことが国の発展、社会の進歩につながるのです。

この意味において、子供に関する社会手当や現物給付、子供自身に対する給付と位置付け、世帯の所得によらず、全ての子供を平等に取り扱うためにも所得制限は撤廃すべきと考えます。国民民主党、この所得制限の在り方を検討する機関の設置に関する議員立法を準備しております。野田大臣並びに奨学金に関して文科大臣の考えを伺います。

この所得制限に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当など、障害児への各種支援措置にも適用されています。支援の対象とならない、若しくは手当が減額される中間所得者層の世帯においては、例えば、子供の成長に合わせて義足を作り替えようとしても家計が苦しくて対応できないといった事例も報告されています。障害児を養育する家庭の負担を軽減するためにも所得制限の見直しをする必要があると考えますが、厚生労働大臣より見解を伺います。

民主党政権時代に実施された子ども手当は、所得制限を外し、その財源の一部として所得税の年少扶養控除が廃止されましたが、その後、自公政権は新たな児童手当に所得制限を導入しました。所得制限を復活させたのなら、少なくても年少扶養控除を復活させるのが筋だと考えます。総理大臣の見解を伺います。

次に、少子化対策に関わる政策の在り方について、二点質問します。

一点目としては、子育て支援や教育政策の推進は、出生率の向上、ひいては少子化対策、経済成長対策に直接つながるということを再認識する必要があるということです。

例えば、地方公共団体が独自に細やかな子育て支援策を講じ、確実に出生率が上がり、人口の流入を導いている事例があります。中核都市で人口増加率が一番高い兵庫県明石市においては、子育て支援に関して五つの無償策として、一つ、高校卒業までの医療費の無償化、二つ、第二子以降の保育料をゼロ歳から無償化、三つ、中学校給食費の無償化、四つ、市立幼稚園での給食実施と副食費の無料化、五つ、公共施設の入場料の無償化など現物給付的施策を展開し、少子化に歯止めを掛け、地域の経済をも活性化しています。このような子育て世帯を直接支援する制度は少子化対策に大きな効果を発揮するものであることを国としても認識し、その実行に向けて検討を決断すべきと考えますが、野田大臣の見解を伺います。

もう一点、子供を産み育てやすい社会に向けて提案したい施策は、妊娠、出産に関する支援措置の改善です。

被用者保険では、産前産後休暇に関する収入補填として出産手当金制度があります。この制度を国民健康保険加入者の労働者にも適用すべきです。今日、短時間労働者、契約社員、増えています。個人請負の事業主は、実質的に労働者でありながら被用者保険に入れず、このため出産手当金の制度は適用されません。出産費用として出産一時金の増額についての検討も必要ですが、それ以上に産前産後休暇中の補償が必要なんです。この制度が適用されれば、妊娠、出産への意欲が高まり、出生率の向上が期待できると考えます。厚生労働大臣の見解を求めます。

以上、あくまでも真に子供を真ん中に置き、関係予算を拡充し、全ての子供たちを本気で応援する、しからば経済も活性化するということを訴え、またそのための政治の決断を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　矢田わか子議員の御質問にお答えいたします。

こども家庭庁設置法案のみを閣法とした理由についてお尋ねがありました。

こども基本法については与野党において検討の動きがあったことなどから、その動きを注視しつつ、政府としては、昨年末に閣議決定した基本方針において今後の子供政策の基本理念や主な事務などを取りまとめるとともに、子供政策の新たな司令塔となるこども家庭庁を設置するための法案を提出することとした次第であります。

教育国債についてお尋ねがありました。

自公政権において、これまでも、子育て世帯への支援について、安定財源を確保しつつ、保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化など、様々な支援を充実させてきたところです。

子供政策に関する予算については、こども家庭庁が司令塔となって、子供の視点に立って真に必要な子供政策を考え、政策の充実にしっかりと取り組んでまいります。

その際、財源については、国民各層の理解を得つつ、社会全体でどのように負担していくのかという観点から幅広く検討していくことが重要であり、国民国債、失礼、教育国債との指摘については、安定財源の確保や財政の信認確保の観点から慎重に検討する必要があると考えております。

年少扶養控除についてお尋ねがありました。

各制度において所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものです。児童手当については、その制度の目的を踏まえ、昭和四十七年の制度発足時から所得制限を設けており、現在の基準額九百六十万円は、平成二十三年の民主党、自民党、公明党による三党合意に基づくものです。

御指摘の年少扶養控除については子ども手当の創設に合わせて廃止されましたが、政権交代以降、約一・四兆円程度の安定財源を確保し、緊急性を踏まえながら、幼児教育、保育の無償化や保育の受皿確保などを進め、子育て支援の更なる充実を図っており、年少扶養控除の復活が必要であるとは考えておりません。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田聖子君）　こども家庭庁における行政組織の在り方についてお尋ねがありました。

こども家庭庁の創設に当たっては、司令塔機能及び政策立案機能を強化するとともに、就学前の全ての子供の育ちや子供の居場所づくりに関する施策など、これまで省庁間、制度間のはざまに陥った課題や新規の政策課題へ対応することとしており、その定員については、民間の方々や地方自治体の職員を政策スタッフとして採用することを含め、内部部局で定員三百人を上回る体制を目指し、人員体制や専門性等の強化に取り組んでまいりたいと考えています。

また、こども家庭庁においては、子供や若者から意見を聞く様々な取組を行い、子供政策の企画立案、総合調整を行ってまいりたいと考えており、常に子供視点に立ち、子供の最善の利益を第一に考えることを組織運営の基本として、子供政策の司令塔機能を発揮してまいります。

次に、子供政策における所得制限の撤廃についてお尋ねがありました。

これまでも、保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化など、ニーズを踏まえ、優先順位を付けながら、安定財源を確保しつつ、様々な子ども・子育て支援を充実させてきたところです。

児童手当を始めとする各制度において所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものと考えています。

次に、子育て支援策の強化についてお尋ねがありました。

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っています。中でも、子育てや教育に係る費用負担の重さは、子供を産み育てたいという希望がかなわない障壁の一つとなっています。

政府では、これまでも、幼児教育、保育の無償化、高校生等への修学支援、高等教育の修学支援など、子育て世帯への経済的支援を充実させてきたところです。

引き続き、少子化社会対策大綱に基づき、関係省庁とも連携し、自治体の様々な取組も参考にしながら、子育てや教育に係る経済的負担の軽減も含め、安定財源を確保しつつ、総合的な少子化対策に取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣末松信介君登壇、拍手〕

○国務大臣（末松信介君）　矢田先生にお答え申し上げます。

子育て・教育支援策における所得制限の撤廃についてお尋ねがございました。

子供たちの誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境を整備するためには、教育の機会均等に関わる施策をより一層進めることが必要であります。

こうした観点から、高等学校就学支援金については、平成二十六年度に制度改正をし、支給対象を年収約九百十万未満の世帯といたしました。所得制限を設けることで捻出をいたしました財源を有効活用することで、私立高校等へ通う生徒への就学支援金の加算拡充など、低所得世帯の支援を拡充できたと考えております。

所得制限の是非については、限られた財源を使ってどのような家庭を支援をしていくかという観点から考えていく必要があるものと考えております。

また、給付型奨学金、そして授業料等減免を行う高等教育の修学支援新制度は、住民税非課税世帯に加え、これに準ずる世帯として目安年収三百八十万円程度の世帯まで対象といたしております。これは、低所得者世帯において進学率が低い実態も踏まえまして、真に支援が必要な低所得者世帯に限って支援を行うという考えによるものです。

五月十日に取りまとめられました教育未来創造会議の第一次提言には給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大について記載されており、同提言を踏まえた検討を行ってまいります。

お尋ねの、御党が準備されているところの法律案につきましては、国会提出前の議員立法の内容への評価は申し述べることは差し控えたいと思いますが、いずれにしましても、文部科学省としては、今後、恒久的な財源をしっかり確保し、教育費の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

○国務大臣（後藤茂之君）　矢田わか子議員の御質問にお答えいたします。

特別児童扶養手当等の所得制限についてお尋ねがありました。

特別児童扶養手当や障害児福祉手当は、障害児の生活の向上に寄与し、障害児の福祉の増進を図るものであり、一定額以上の収入がある場合には支給しないこととしています。

また、障害児入所支援の利用者負担については、所得に応じて一月当たりの負担限度額を設定し、その負担が過剰なものとならないようにしており、さらに、令和元年十月から、三歳から五歳の障害児の利用者負担を無償化しております。

これらの所得制限や利用者負担については、児童手当等の他の給付制度も所得制限があること、制度の公平性や持続可能性の観点から、福祉サービスの利用に当たって受益者に一定程度御負担いただくことは他制度においても同様であること等を踏まえて考える必要があると認識をいたしております。

国民健康保険における出産手当金の創設についてお尋ねがありました。

国民健康保険では、様々な就業、生活形態の方が加入しており、出産に際しての収入減少の形態が多様であることから、出産前後の所得補償である出産手当金については保険者による任意給付としています。国民健康保険において出産手当金を全国的な制度とすることは、所得補償として妥当な支給額の算出が難しいこと、多様な被保険者間の公平性や財源の確保など、難しい課題があると認識しています。

いずれにせよ、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を着実に進めることを通じ、様々な就業形態の女性も含めた労働者の保障の充実を図ってまいります。（拍手）

――――――――――――――

○議長（山東昭子君）　高木かおりさん。

〔高木かおり君登壇、拍手〕

○高木かおり君　日本維新の会の高木かおりです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりましたこども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、岸田総理にお尋ねいたします。

質問に先立ち、ロシアのウクライナへの侵攻からはや三か月がたとうとしています。全く罪のない子供たちや、この世に生を受けることを待ち望んでいた胎児の命も犠牲となりました。こども家

庭庁という子供政策についてこれから審議をしていく上で、ロシアの侵略で犠牲となった子供たちのことを考えると胸が張り裂ける思いです。一日も早く平和が訪れることを願い、以下、質問してまいります。

まず、教育予算の拡充について伺います。

従来から指摘されているように、ＯＥＣＤ経済協力開発機構の調査結果からも分かるように、我が国の教育の公的支出がＧＤＰ国内総生産に占める割合は世界から見ても最低水準にあります。我が国が本気で子供政策に取り組んでいくというならば、まずしっかり子供に対する予算を付けるべきです。この子供関連予算については、岸田総理から、将来的には子供の予算倍増を目指していきたいと言及がありましたが、具体的財源が示されていません。未来への投資である子供たちへの予算は、もう待てません。いつまでに、一体幾らの予算を付けていただけるのでしょうか。総理に明確な答弁を求めます。

次に、幼保一元化について伺います。

今回の法案で、こども家庭庁には、文科省所管の幼稚園や学校教育などは移管されません。またしても各省の権益によって、子供政策の大部分が置き去りになってしまったと言っても過言ではありません。縦割り行政の弊害が最も露骨に現れたのが、幼稚園は文科省、保育園と認定こども園はこども家庭庁へと二元化されてしまったことです。今、少子化が進み、共働き世帯が増える中、子供たちが年齢に応じて適切な教育を受け、安全な環境の中で皆に見守られ、育まれていくことが今こそ必要なのではないでしょうか。政府は、こどもまんなか社会を掲げておられますが、本当に子供の立場でお考えいただいているのでしょうか。身近で子供を支える保護者の立場に立っても、残念でなりません。なぜ、今回も幼保一元化が実現できなかったのでしょうか。総理にお伺いします。

教育と福祉の一元化についてお尋ねします。

子供が成長していく中で、教育と福祉の一元化は社会的ニーズであると捉えています。子供の生活の中で重要な存在である学校では、教育的な業務に加え、いじめや虐待、貧困についても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった福祉的な業務に携わる方が参画することで、子供の異変や兆候を素早く受け止め、その後の解決につながりやすいと考えます。しかし、このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や予算については、こども家庭庁ではなく文部科学省が所管するとのことです。文部科学省との連携だけにとどまらず、やはり今後、教育と福祉を一元化させていくことを子供たちのために検討していただけないでしょうか。総理の見解を伺います。

子供の声の実態把握についてお尋ねします。

日本の子供たちの自己肯定感は、諸外国と比べ大変低いと言われています。いじめや虐待などで心身が疲労し、大人を信用できなくなり、居場所もなく、相談窓口までたどり着けない子供たちがたくさんいると言われています。声なき声を聞くためには、子供の立場に配慮した環境が必要です。子供の声を聞き、子供がどのような状況に置かれているのか、その実態調査がまだまだ足りていないと感じています。実態の把握なくして適切な対策はできません。そこで、こども家庭庁においては、苦しんでいる子供たちの実態をどのように把握し、どのように対応していくのでしょうか、総理に見解を求めます。

いじめ対策についてお尋ねします。

本法案では、学校外で発生したいじめ対策について、新たに所管事項を設けて、いじめの防止に向けた自治体への体制づくりを推進していくことが盛り込まれ、また、重大ないじめ事案の対応については、必要な対策を文部科学省と連携して講ずるとしています。

そこで伺いますが、こども家庭庁では、いじめの防止、相談だけではなく、被害者へのケア、再発防止支援の対応はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、重大ないじめ事案は誰が判断して、文部科学省はどのような役割を果たすのでしょうか。総理にお尋ねします。

日本版ＤＢＳについて伺います。

昨年の十二月に閣議決定されたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針についての中で、教育・保育施設等や子供が活動する場において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み、いわゆる日本版ＤＢＳの導入に向けた検討を進めるとあります。アメリカ、イギリス、ドイツ等では既に導入されていますが、これまで日本版ＤＢＳが導入されてこなかった理由は一体何なんでしょうか。また、子供の性被害をなくすための重要政策として、一刻も早く、検討ではなく導入すべきと考えますが、総理から説明を求めます。

こども家庭庁の規模について伺います。

こども家庭庁においては、関係府省の職員に兼務していただくなどして三百人規模の体制を取ることが伝えられていますが、子供政策の司令塔として旗印を掲げるこども家庭庁がその役割を達成させるためには、この人員体制で十分だとお考えでしょうか。また、人員の増加はもちろんのこと、現場において、将来的には兼務職員から専任職員に移行させ、子供に寄り添える福祉の専門職など多方面から有能な人材を常勤の職員として十分な配置をするなど、子供をしっかり支えられる組織体にすべきではないでしょうか。総理の見解をお伺いします。

地方自治体との関係について伺います。

こども家庭庁設置関連法案が成立しても、実際に子供たちと関わるのは現場の都道府県や市町村です。自治体では、様々な子供の問題を抱え、日々対応に追われている負担についても検討されなければなりません。

そこで、こども家庭庁と地方自治体との連携について、実際の現場である地方行政はどう変わるのでしょうか。また、子供たちはどのような恩恵が受けられるのでしょうか。総理の見解を伺います。

最後に、少子化対策について伺います。

総務省は、今月四日、十五歳未満の男女が二〇二二年四月一日時点で千四百六十五万人であり、昨年より二十五万人少ないことを発表しました。この人口統計は、一九八二年以来、四十一年間連続で減少し、過去最少であることも明らかになりました。少子化対策は、正規、非正規雇用の所得格差、上がらない賃金水準、教育格差、待機児童問題など、様々な問題が関連しています。こうした課題に対して、多岐にわたる政策をフル稼働して、何としても少子化を食い止めていかなければなりません。

そこで、我が国が大幅な人口減少に突入している現状をどのように受け止め、改めてどのような少子化対策を推進していくのか、総理に伺います。

全ての子供たちは未来を担う国の宝です。我が日本維新の会は、子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に開花させることができるよう、経済格差が教育格差にならないための教育の無償化と、子供にとって真に必要な教育と福祉の両輪で子供たちを支えていくための教育と福祉の一元化、そして妊娠、出産からの子育て世帯への大きな切れ目ない支援が今こそ必要であることを強く訴え、私の質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　高木かおり議員の御質問にお答えいたします。

子供関連予算についてお尋ねがありました。

これまでも、子供予算については、政権交代以降、新子育て安心プラン等に基づいて約一・四兆円程度を確保し、幼児教育、保育の無償化、保育の受皿確保などを進めてきたところです。足下でも、不妊治療の保険適用などを進めるほか、全世代型社会保障会議や教育未来創造会議において、子育て支援策の検討を進めています。

その上で、今後の子供政策に関する予算については、こども家庭庁の下で、子供の視点に立って必要な子供政策が何かをしっかりと議論をした上で、体系的に取りまとめ、それを、社会全体での費用負担の在り方をしっかり検討し、その上で子供政策の充実にしっかり取り組んでいく、こうした取組が重要であると考えております。

そうした取組を進める中で、将来的に予算の倍増を目指してまいります。

いわゆる幼保一元化についてお尋ねがありました。

小学校就学前の子供にとって一番大切なのは、施設類型を問わず、しっかりとした教育と保育の質が確保されることであると考えます。また、教育など文部科学省が担う学びに係る行政と児童福祉などこども家庭庁が担うこととなる育ちに係る行政とは相互に近接する側面があるものの、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、相互にしっかり調整し、密接に連携する方が、政府全体としての施策の充実、質の向上になると考えます。

このため、政府案では、学校教育法及び児童福祉法において、幼稚園における教育内容、保育所における保育内容について両省庁が相互に協議を行い、教育と保育の内容の基準を共同告示で定めることとしており、これにより、施設類型を問わず、共通の教育、保育を制度上担保し、幼保における質の一元化が図られると考えております。

教育と福祉の一元化、そして子供たちの実態把握等についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、教育など学びに係る行政と児童福祉など育ちに係る行政とが密接に関連することが極めて重要で、密接に連携することが極めて重要であり、こども家庭庁の総合調整機能の発揮等を通じて、文部科学省との密接な連携を図り、全ての子供の健やかな成長を、学びと育ちの両面から、教育と福祉の連携により支援をしてまいります。

また、子供の声に耳を傾けることは子供を大切にする第一歩であり、こども家庭庁の発足を待つことなく、令和四年度に、子供、若者を対象とした新たな統計調査の立ち上げや子供や若者の意見の政策への反映に関する検討を行うなど、子供の実態把握に向けた取組をしっかりと進め、子供政策の充実につなげてまいります。

いじめ対策についてお尋ねがありました。

いじめ防止等の対策については、いじめ防止対策推進法等に基づき、主として学校や教育委員会、文部科学省による取組が進められてきましたが、こども家庭庁においても、子供の権利利益の擁護等を行う観点から、新たに担うこととしております。

具体的には、こども家庭庁では、いじめ防止対策推進法に基づく基本方針の策定、変更時に協議を受けるほか、いじめの早期発見、対処や、被害児童への支援、再発防止に係る支援などを含めた地方自治体における体制づくりを推進してまいります。

重大ないじめ事案の認知や対応については、いじめ防止対策推進法等に基づき、引き続き、学校、教育委員会等が担うことになりますが、こども家庭庁も文部科学省と連携して、子供の権利利益の擁護等を担う観点から対策を講じてまいります。

このように、今後、いじめ問題についても、こども家庭庁が司令塔機能を発揮し、いじめ防止対策が一層効果的に実施されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

日本版ＤＢＳについてお尋ねがありました。

教育や保育の現場で性犯罪歴の証明を求める日本版ＤＢＳについては、文部省、厚労省、法務省など多くの省庁が関係し、いわゆる縦割り行政の中でなかなか進まなかったものと認識をしておりますが、子供の安全、安心の確保のための重要な施策と考えており、今後は、子供政策の司令塔であるこども家庭庁が主導し、必要な検討をしっかりと進め、できるだけ速やかに導入できるよう努めてまいります。

こども家庭庁の組織体制や地方自治体との連携等についてお尋ねがありました。

こども家庭庁の体制については、法律、事務の移管を行う内閣府や厚生労働省の内部部局の従前の定員約二百人を大幅に上回る三百人以上の専任職員による体制を目指し、機能を十分に発揮するために必要な体制をしっかりと確保してまいります。加えて、子供福祉の専門職を含め、多様な民間人材の登用を積極的に行うことにより、民間団体等の活動実績を通じて把握されたニーズやノウハウを政策立案につなげていきたいと考えております。

また、子供政策の具体の実施を担う地方自治体において、首長部局と教育委員会の連携が課題であり、行政の混乱を生じないよう留意しつつ、相互の連携等を強化していくことが重要です。

今後、こども家庭庁の下、全ての子供の健やかな成長を、学びと育ちの両面から地方自治体と連携して子供たちを支援してまいります。

そして、少子化対策についてお尋ねがありました。

少子化の進展は、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題と受け止めており、これまで、保育の受皿整備や幼児教育、保育の無償化など、子育て支援策を充実させてまいりました。さらに、男女が希望どおり働ける社会づくり、女性就労の制約となっている制度の見直しなどについて、全世代型社会保障構築会議で議論を進めています。同時に、少子化対策を始めとする子供政策は、我が国社会の真ん中に据えて、中長期的視野に立って推進していくことが重要です。

今後、こども家庭庁の下、少子化対策を強力に進めるために必要な政策について、昨年末策定し

たこども政策の新たな推進体制に関する基本方針に基づき、国民各層の理解を得ながら幅広く検討を進め、支援を充実してまいります。（拍手）

○議長（山東昭子君）　田村智子さん。

（田村智子君登壇、拍手）

○田村智子君　私は、日本共産党を代表し、こども家庭庁設置法案、同法の施行に伴う関連法律整備法案について、岸田総理に質問いたします。

子供の貧困、いじめ、不登校、校則見直しなど、子供をめぐる現状を変えようと、市民の皆さん、子供や若者自身の運動が多面的に取り組まれています。こうした運動を受けて、子供に関わる法律が幾つも作られてきました。しかし、現状は抜本的な改善に向かわず、予算の倍増を、専門的な人の配置をなど要求が広がり、政府・与党がこれに押されて今回の法案提出に至ったものと思います。運動に取り組まれてきた皆さんと、我が党も問題意識や要求を共有するものです。

こうした経緯を踏まえれば、こども家庭庁の設置によって子供の状況がどう変わるのか、直ちに問われなければなりません。

まず、総理に、子供の現状について認識をお聞きします。

いじめ、校内暴力、不登校、自殺は、いずれも把握された件数が、この十年間、高止まりあるいは上昇傾向さえ示しています。中でも子供の自殺は、この数年、過去最多を更新する深刻な事態です。十代の死因のトップが自殺、Ｇ７諸国でこのような国はありません。これらは、日本の子供たちが高度なストレスとプレッシャーにさらされていることを示していますが、政府にその認識がありますか。

文部科学省国立教育政策研究所のいじめ追跡調査では、八割以上の子供がいじめの加害経験をしていることが明らかになりました。いじめ、校内暴力、不登校、自殺など、子供たちに現れている深刻な状況は、特定の子供の性格や特質が問題ではなく、子供を取り巻く社会環境そのものに原因があることは明らかだと考えますが、総理の認識を伺います。

子供が抱えるストレスの原因として、学校教育の競争主義の強化を指摘せざるを得ません。その最たるものは、悉皆方式による全国学力テストです。第一次安倍政権によって導入され、民主党政権で抽出方式としたものを、第二次安倍政権が再度、悉皆方式として今日に至ります。学力テストの平均点が都道府県ごとに公表され、その順位を上げようと、少なくない道府県が教育振興基本計画に数値目標を掲げました。市町村の平均点の公表、中には学校の順位まで公表する県知事も現れました。

点数至上主義による自治体間競争、学校間競争が子供にどのような影響をもたらしたか。十歳から十四歳までの自殺率は二〇〇九年に底を打ちましたが、二〇一九年にはそこから一・九倍となりました。十代後半の深刻な状況が十代前半に広がっているのです。同時期、小学校における不登校の認知件数は二・八倍、校内暴力五・八倍、いじめは十一・四倍にもなっています。学校が子供たちにとって息苦しいものになっていることを如実に表しています。

このように、全国学力テストを始めとする競争主義的な教育政策が子供たちに深刻な影響を与えていることを総理は認めますか。答弁を求めます。

もう一つの大きな問題は、子供の置かれた経済状況が悪化していることです。

子供の貧困率は、直近の調査で減少したものの、いまだ一〇％を超えています。一人親家庭の貧困率は五割を超え、コロナ危機の下でその影響は更に深刻となっています。

先日、内閣委員会の視察で訪ねたＮＰＯ法人では食料支援を行っており、お礼のはがきを見せていただきました。お弁当のおかずを持っていくことができる、就学前の娘は初めて桃を食べたというはがきもありました。旬の果物を食べさせることさえぜいたくな食事になっているのです。

子どもの貧困対策基本法から間もなく十年、いまだ子育て家庭の貧困は深刻であり、子供の養育に悪影響をもたらしていると考えますが、政府としての認識をお示しください。

二〇〇〇年代以降の新自由主義に基づく雇用政策によって非正規雇用割合が増え、とりわけ若い世代に不安定な働き方が広がりました。最低賃金の大幅引上げにも踏み出さないまま、国民の所得格差は拡大の一途です。労働法制の規制緩和など、新自由主義の経済政策が子供の貧困に直結していると考えますが、総理、いかがですか。

こども家庭庁設置によって新たに置かれる大臣は、学校教育における競争主義、労働法制の規制緩和など格差を拡大させた政策について、子供の最善の利益という観点から調査や是正を求める勧告ができるのでしょうか。総理の答弁を求めます。

子どもの権利条約は、生命、生存及び発達に対する権利、子供の最善の利益、子供の意見の尊重、差別の禁止という四つの一般原則を掲げています。法案では、こども家庭庁の任務として、この四原則を全て盛り込み、政府の司令塔として各省庁より一段高い立場から子供政策を推進するという答弁がなされています。

しかし、こども家庭庁の事務に関わらないところでこの原則の取扱いがどうなるかが明確ではありません。四原則は、教育行政を含め、子供に関わる政府の施策全てに貫かれるべき原則と考えますが、総理、いかがですか。

国連子どもの権利委員会は、日本政府に対する第四回、第五回審査の最終所見で、生命と生存の権利について、社会の競争的な性格により子供時代と発達が害されることなく子供が子供時代を享受することができるようにすることを日本政府に求めています。政府は、生存及び発達に関する権利に子供が子供時代を享受することが含まれると考えますか。

日本財団の調査では、中学校で七人に一人が不登校か不登校傾向という結果が示されています。学校は本来、学齢期の子供たちがそのときしか過ごすことのできない子供時代を享受する場であるはずです。ところが、少なくない子供にとって学校にいることが苦痛になっている。これは特別の子供の問題ではなく、子供全体の生存、発達に関わる構造的な問題として見るべきではありませんか。

同調査では、高い割合で、授業がよく分からない、テストを受けたくないなど、学業に関する理由が挙げられています。学校こそが変わらなければ、全ての子供に子供時代の享受を保障することはできないのではありませんか。

子供の意見の尊重についてお聞きします。

二〇一九年、不登校について、ＮＨＫがＬＩＮＥを使って子供への直接アンケートを行いまし

た。文部科学省の調査と質問項目をそろえて実施したところ、大きな食い違いとなったことが注目されました。ＮＨＫの調査では、不登校の理由として、先生との関係、いじめを受けた、決まりや校則になじめないという理由がそれぞれ二〇％ですが、文科省の調査ではいずれも数％。文科省調査は学校が回答者であり、子供の認識との違いがあらわになったのです。

子供の意見にありのままに向き合うこと、意見表明が脅かしや罰、否定的な評価を受けないこと、その意見が無視されず対話へとつながっていくことなどが意見の尊重に不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

また、子供たちの意見を聞くための環境づくりが求められます。学校教職員や保育士の配置基準の見直し、長時間労働の是正などは不可欠ですが、政府は子供の意見の尊重のためにいかなる施策に取り組むのか、こども家庭庁はどのような総合調整を行うのか、総理の答弁を求めます。

最後に、現下の物価高への対策として、消費税減税、生活保護の引上げ、児童手当増額など、子供の貧困対策として切実に求められていると考えますが、総理の見解を求め、質問を終わります。

（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　田村智子議員の御質問にお答えいたします。

子供を取り巻く状況の現状認識についてお尋ねがありました。

先日、現場の第一線で子育て支援を担っている民生委員、児童委員の方々との車座でもお伺いいたしましたが、新型コロナの中で子育て世帯は孤立化し、また、児童虐待、いじめなど、子供をめぐる課題は一段と複雑化している、このように認識をしております。人は国の礎であり、特に未来を担う子供たちが様々な深刻な状況にあるということはあってはならないと考えております。

こうした子供たちをめぐる様々な課題に適切に対応するためにも、常に子供の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据えたこどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織、こども家庭庁が必要であると考えております。

全国学力・学習状況調査など、教育政策の在り方についてお尋ねがありました。

政府においては、教育基本法における個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うなどの目標を踏まえ、子供たちが未来社会を切り開くための資質、能力を確実に育成するため、各教育政策に取り組んできたところです。

御指摘の全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、その結果を教育施策や学校の指導改善に生かすことを目的として実施をしているものであります。

こうした国の教育政策は、あくまで子供の最善の利益を第一として行っているものであり、過度な競争を助長するものではありません。引き続き適切に実施をしてまいります。

子供の貧困についてお尋ねがありました。

低所得世帯や一人親世帯の子供は、コロナ禍で一層多くの困難に直面しているものと認識しており、こうした状況を踏まえ、これまで、低所得の子育て世帯への臨時給付金の支給や、地域子供の未来応援交付金を活用した居場所づくり支援などを重層的に実施をしてまいりました。

今後、こども家庭庁の下、子供政策を我が国社会の真ん中に据えて進めていく中で、子供の貧困という社会課題にもしっかりと対応してまいります。

また、経済政策の視点から見ると、いわゆる新自由主義は、世界経済の成長の原動力となった反面、市場に依存し過ぎたことで、格差や貧困が拡大するなど、弊害も生んだものと承知をしております。

岸田政権では、新しい資本主義の下、市場や競争に全てを任せるのではなく、官と民が協働して、賃上げ、人材投資といった人への投資などを強力に推進することで、子供の貧困を含む社会課題を克服しながら、持続可能な経済成長を実現してまいります。

勧告権についてお尋ねがありました。

こども家庭庁は、総理大臣のイニシアティブの下、各省庁より一段高い立場から政府部内の総合調整を行うこととしており、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出や説明を求める権限、勧告を行う権限などを有することとしています。

したがって、こども家庭庁は、子供の権利利益の擁護等の任務の下、子供政策を推進するに当たり、総合調整の観点から必要に応じ教育政策や労働政策に対して資料の徴求、勧告などの関与をすることが可能です。

児童の権利委員会が掲げる児童の権利条約の四つの一般原則についてお尋ねがありました。

児童の権利委員会が、児童の権利に関する条約の第二条、第三条、第六条及び第十二条の規定を同条約の一般原則を示すものと述べていることは承知をしており、引き続き、児童の権利条約の趣旨を踏まえ、政府全体として同条約を誠実に遵守し、子供政策を進めてまいります。

また、お尋ねの総括所見については、児童の権利条約第六条は、生命に対する固有の権利を有することを規定し、締約国に対して児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する措置をとることを求めておりますが、生命に対する固有の権利に児童が幼少期及び発達を社会の競争的性質によって害されることなく享受することが含まれるかについては、具体的な明文規定がないことから、お答えするのは困難です。

いずれにせよ、我が国としては、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられるこどもまんなか社会の実現に向けて、児童の権利条約の趣旨を踏まえ、子供政策を主体的に進めてまいります。

学校の在り方等についてお尋ねがありました。

学校は、未来を担う子供一人一人にとって、先生や友人など様々な人と出会い、学び、そして、それぞれの個性や能力を最大限に伸ばすためのかけがえのない場所であるべきものと考えます。

このため、多様な子供たち一人一人に対応した個別最適な学びの実現とともに、学校が全ての子供たちが生き生きと通うことができる安全、安心な居場所となるよう、引き続き、学校の人的配置の充実やＩＣＴの活用などの様々な施策にしっかりと取り組んでまいります。

子供の意見の尊重のための取組についてお尋ねがありました。

子供の声に耳を傾けることは、子供を大切にする第一歩であり、こども家庭庁において、子供にとって身近なＳＮＳなど、子供から直接意見を聞

く仕組みや場づくりについて検討していくこととしております。その際、子供の意見にありのままに向き合うことなど、子供が意見を言いやすい環境づくりが重要であると考えております。

また、引き続き、教職員や保育士の働き方改革を進めるとともに、教職員定数、保育士配置の改善について検討してまいりますが、そうした取組においても子供の意見が尊重される体制が適切に確保されるよう、こども家庭庁において総合調整を行うことが考えられます。

そして、物価高への対応策についてお尋ねがありました。

コロナ禍において物価高騰等に直面し、生活に困窮する子育て世帯への支援については、今般の総合緊急対策において、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して子供一人当たり五万円の給付金をプッシュ型で支給するとともに、地方創生臨時交付金を大胆に拡充し、地域の実情に応じたきめ細かな生活困窮者対策ができるようにしています。

このように、現下の物価高を受けて真に困窮されている方々にきめ細かく必要な支援を迅速にお届けしていきたいと考えており、御指摘の消費税率の引下げについては考えてはおりません。

（拍手）

○議長（山東昭子君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（山東昭子君）　日程第一　令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
日程第二　令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
日程第三　令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
日程第四　令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
（いずれも第二百七回国会内閣提出、第二百八回国会衆議院送付）

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長松村祥史さん。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔松村祥史君登壇、拍手〕

○松村祥史君　ただいま議題となりました令和二年度予備費関係四件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

令和二年度予備費関係四件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用等について国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について申し上げますと、まず、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費などであります。

次いで、一般会計予備費の使用は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費などであります。

次いで、特別会計予備費の使用は、新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費であります。

次いで、特別会計予算総則の規定による経費の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額であります。

委員会におきましては、これら四件を一括して議題とし、まず、財務大臣から説明を聴取した後、国会開会中の予備費の使用の在り方、既定予算と予備費とを区分した執行管理の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して杉尾理事より、一般会計予備費二件については賛成する旨の意見が述べられました。次いで、日本共産党を代表して武田委員より、一般会計予備費二件については反対し、特別会計予備費関係二件については賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、令和二年度一般会計予備費二件については多数をもって、特別会計予備費関係二件については全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

まず、日程第一の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　過半数と認めます。

よって、本件は承諾することに決しました。

次に、日程第二の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　過半数と認めます。

よって、本件は承諾することに決しました。

（拍手）

次に、日程第三及び第四の予備費使用総調書等二件を一括して採決いたします。

両件を承諾することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承諾することに決しました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　日程第五　民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長矢倉克夫さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔矢倉克夫君登壇、拍手〕

○矢倉克夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、電子情報処理組織を

使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定並びに映像と音声の送受信による口頭弁論の手続を行うことを可能とする規定の整備、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う法定審理期間訴訟手続の創設等の措置を講ずるほか、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、民事関係手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、訴訟手続の電子化に伴う環境整備、ウエブ会議における審理の在り方、法定審理期間訴訟手続を創設する必要性及びその立法事実、訴え提起の手数料の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して真山委員、日本共産党を代表して山添委員、沖縄の風を代表して高良委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　**日程第六　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長元榮太一郎さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔元榮太一郎君登壇、拍手〕

○元榮太一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るため、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学につき、国際卓越研究大学の認定、当該国際卓越研究大学による事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、国際卓越研究大学の認定プロセス、大学ファンドによる支援の内容、基礎研究の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の宮口委員、日本共産党の吉良委員、れいわ新選組の舩後委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

本日はこれにて散会といたします。

午後零時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	山東　昭子君		
副議長	小川　敏夫君		
議員			
伊藤　岳君	岩渕　友君	大塚　耕平君	小林　正夫君
武田　良介君	吉良よし子君	山崎真之輔君	下野　六太君
芳賀　道也君	山添　拓君	田村　まみ君	安江　伸夫君
大門実紀史君	矢田わか子君	高橋　光男君	伊藤　孝恵君
田村　智子君	倉林　明子君	塩田　博昭君	竹内　真二君
紙　　智子君	舟山　康江君	浜口　　誠君	三浦　信祐君
山下　芳生君	井上　哲士君	高瀬　弘美君	礒崎　哲史君
上田　清司君	浜野　喜史君	伊藤　孝江君	里見　隆治君
市田　忠義君	小池　　晃君	熊野　正士君	川合　孝典君
榛葉賀津也君	足立　信也君	宮崎　　勝君	佐々木さやか君
		杉　　久武君	矢倉　克夫君
		平木　大作君	新妻　秀規君
		石田　昌宏君	若松　謙維君
		石川　博崇君	竹谷とし子君
		秋野　公造君	柳田　　稔君
		横山　信一君	山本　香苗君
		河野　義博君	浜田　昌良君
		石井　正弘君	山本　博司君
		谷合　正明君	磯﨑　仁彦君
		西田　実仁君	山口那津男君
		二之湯　智君	寺田　　静君
		高橋はるみ君	橋本　聖子君
		加田　裕之君	岩本　剛人君
		三浦　　靖君	本田　顕子君
		清水　真人君	元榮太一郎君
		山田　　宏君	和田　政宗君
		足立　敏之君	青山　繁晴君
		そのだ修光君	阿達　雅志君
		山下　雄平君	森屋　　宏君
		大野　泰正君	太田　房江君
		北村　経夫君	古賀友一郎君
		中田　　宏君	三原じゅん子君
		長谷川　岳君	上野　通子君

赤池　誠章君　中川　雅治君　長峯　誠君　豊田　俊郎君　梅村　聡君　宮沢　由佳君
松村　祥史君　水落　敏栄君　滝沢　求君　滝波　宏文君　清水　貴之君　東　徹君
山本　順三君　宇都　隆史君　柘植　芳文君　堂故　茂君　柴田　巧君　小西　洋之君
渡辺　猛之君　中西　祐介君　森　まさこ君　丸川　珠代君　石橋　通宏君　石井　章君
大家　敏志君　山谷えり子君　古川　俊治君　佐藤　正久君　室井　邦彦君　江崎　孝君
岡田　広君　松山　政司君　猪口　邦子君　松下　新平君　有田　芳生君　鈴木　宗男君
末松　信介君　宮沢　洋一君　片山さつき君　藤末　健三君　木村　英子君　舩後　靖彦君
須藤　元気君　髙良　鉄美君　佐藤　信秋君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　平山佐知子君　櫻井　充君　武見　敬三君
安達　澄君　山田　太郎君　片山さつき君　山崎　正昭君
吉川ゆうみ君　比嘉奈津美君　衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
宮島　喜文君　藤木　眞也君　芝　博一君　宮口　治子君
朝日健太郎君　今井絵理子君　中曽根弘文君　小沼　巧君
小川　克巳君　小野田紀美君　羽田　次郎君　田島麻衣子君
宮本　周司君　高野光二郎君　岸　真紀子君　石垣のりこ君
三木　亨君　堀井　巌君　石川　大我君　横沢　高徳君
上月　良祐君　舞立　昇治君　森屋　隆君　打越さく良君
高橋　克法君　石井　浩郎君　小沢　雅仁君　熊谷　裕人君
江島　潔君　青木　一彦君　勝部　賢志君　木戸口英司君
山田　俊男君　西田　昌司君　杉尾　秀哉君　吉田　忠智君
石井　準一君　福岡　資麿君　森本　真治君　野田　国義君
岡田　直樹君　牧野たかお君　斎藤　嘉隆君　徳永　エリ君
藤川　政人君　藤井　基之君　田名部匡代君　難波　奨二君
野上浩太郎君　世耕　弘成君　吉川　沙織君　川田　龍平君
関口　昌一君　野村　哲郎君　蓮　舫君　青木　愛君
有村　治子君　嘉田由紀子君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君
浜田　聡君　ながえ孝子君　白　眞勲君　那谷屋正義君
渡辺　喜美君　島村　大君　福山　哲郎君　福島みずほ君
竹内　功君　松川　るい君　郡司　彰君　長浜　博行君
中西　哲君　徳茂　雅之君　鉢呂　吉雄君　音喜多　駿君
こやり隆史君　佐藤　啓君　梅村みずほ君　柳ヶ瀬裕文君
自見はなこ君　進藤金日子君　高木かおり君　片山　大介君
馬場　成志君　羽生田　俊君　石井　苗子君　浅田　均君

議長の報告事項

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
世耕　弘成君　有村　治子君

総務委員

辞任　補欠
青木　一彦君　三浦　靖君
鶴保　庸介君　堀井　巌君

法務委員

辞任　補欠
小野田紀美君　山下　雄平君

外交防衛委員

辞任　補欠
阿達　雅志君　佐藤　正久君

財政金融委員

辞任　補欠
吉川ゆうみ君　宮島　喜文君
白　眞勲君　熊谷　裕人君

文教科学委員

辞任　補欠
有村　治子君　世耕　弘成君

農林水産委員

辞任　補欠
山下　雄平君　小野田紀美君

経済産業委員

辞任　補欠
佐藤　正久君　阿達　雅志君
堀井　巌君　中西　哲君
宮島　喜文君　吉川ゆうみ君

国土交通委員

辞任　補欠
中西　哲君　鶴保　庸介君
三浦　靖君　青木　一彦君
熊谷　裕人君　白　眞勲君

予算委員

辞任　補欠
高橋　克法君　宮本　周司君

決算委員

辞任　補欠
今井絵理子君　豊田　俊郎君
中川　雅治君　本田　顕子君
武田　良介君　吉良よし子君

行政監視委員

辞任　補欠
吉良よし子君　武田　良介君

議院運営委員

辞任　補欠

本田　顕子君　中川　雅治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任　補欠

舞立　昇治君　三原じゅん子君
宮崎　雅夫君　本田　顕子君
石川　大我君　福島みずほ君
岸　真紀子君　宮沢　由佳君
杉　久武君　熊野　正士君

東日本大震災復興特別委員

辞任　補欠

柘植　芳文君　そのだ修光君
比嘉奈津美君　徳茂　雅之君
福岡　資麿君　清水　真人君
三宅　伸吾君　有村　治子君
羽田　次郎君　田名部匡代君
森屋　隆君　木戸口英司君
塩田　博昭君　石川　博崇君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外五名提出）（衆第三六号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

環境委員会に付託

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会提出）

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会提出）

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会提出）

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百七回国会提出）

決算委員会に付託

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか君提出発信者情報の開示に関する質問に対する答弁書（第四一号）

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応に係るシルバー人材センター会員への支援に関する質問に対する答弁書（第四二号）

参議院議員塩村あやか君提出不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）に関する質問に対する答弁書（第四三号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

同日議長は、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

杉尾　秀哉君　小沢　雅仁君

総務委員

辞任　補欠

石井　浩郎君　世耕　弘成君
堀井　巌君　山崎　正昭君
松下　新平君　三原じゅん子君
小沢　雅仁君　杉尾　秀哉君
若松　謙維君　山口那津男君

法務委員

辞任　補欠

山崎　正昭君　堀井　巌君

外交防衛委員

辞任　補欠

武見　敬三君　北村　経夫君
山口那津男君　若松　謙維君

財政金融委員

辞任　補欠

勝部　賢志君　白　眞勲君
熊谷　裕人君　那谷屋正義君
杉　久武君　秋野　公造君
山本　博司君　伊藤　孝江君

文教科学委員

辞任　補欠

世耕　弘成君　石井　浩郎君

厚生労働委員

辞任　補欠

衛藤　晟一君　中田　宏君
三原じゅん子君　松下　新平君
秋野　公造君　杉　久武君

経済産業委員

辞任　補欠

北村　経夫君　武見　敬三君
中田　宏君　衛藤　晟一君

国土交通委員

辞任　補欠

白　眞勲君　勝部　賢志君
伊藤　孝江君　山本　博司君

環境委員

辞任　補欠

那谷屋正義君　熊谷　裕人君

国家基本政策委員
　辞任　補欠
　小池　晃君　岩渕　友君
決算委員
　辞任　補欠
　豊田　俊郎君　今井絵理子君
　本田　顕子君　中川　雅治君
　梅村みずほ君　鈴木　宗男君
　岩渕　友君　小池　晃君
　吉良よし子君　武田　良介君
行政監視委員
　辞任　補欠
　鈴木　宗男君　梅村みずほ君
　武田　良介君　吉良よし子君
議院運営委員
　辞任　補欠
　中川　雅治君　本田　顕子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員
　辞任　補欠
　本田　顕子君　藤末　健三君
東日本大震災復興特別委員
　辞任　補欠
　有村　治子君　宮本　周司君
　清水　真人君　福岡　資麿君
　徳茂　雅之君　片山さつき君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）（衆第三七号）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）
二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）
万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）
　外交防衛委員会に付託
高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）
　経済産業委員会に付託
同日委員長から次の報告書が提出された。
令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会提出）審査報告書
令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会提出）審査報告書
令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会提出）審査報告書
令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百七回国会提出）審査報告書
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する第三回質問主意書（浜田聡君提出）（第四五号）
「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」の調査費用の目的妥当性に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第四六号）
新型コロナウイルス感染症対策に伴う給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の増額改定に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第四七号）
昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
　辞任　補欠
　小沢　雅仁君　杉尾　秀哉君
　高瀬　弘美君　杉　久武君
総務委員
　辞任　補欠
　世耕　弘成君　石井　浩郎君
　三原じゅん子君　松下　新平君
　山崎　正昭君　堀井　巌君
　杉尾　秀哉君　小沢　雅仁君
　山口那津男君　若松　謙維君
法務委員
　辞任　補欠
　堀井　巌君　山崎　正昭君
外交防衛委員
　辞任　補欠
　北村　経夫君　武見　敬三君
　松川　るい君　世耕　弘成君
　若松　謙維君　山口那津男君
財政金融委員
　辞任　補欠
　那谷屋正義君　熊谷　裕人君
　白　眞勲君　勝部　賢志君
　伊藤　孝江君　山本　博司君
文教科学委員
　辞任　補欠
　石井　浩郎君　松川　るい君
　金子原二郎君　森屋　宏君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
厚生労働委員
　辞任　補欠
　中田　宏君　進藤金日子君
　松下　新平君　三原じゅん子君
　杉　久武君　高瀬　弘美君
（国会法第四十二条第二項の規定によるもの）
農林水産委員
　辞任　補欠
　進藤金日子君　衛藤　晟一君
経済産業委員
　辞任　補欠
　衛藤　晟一君　中田　宏君
　武見　敬三君　北村　経夫君
国土交通委員
　辞任　補欠
　勝部　賢志君　白　眞勲君
　山本　博司君　伊藤　孝江君
環境委員
　辞任　補欠
　熊谷　裕人君　那谷屋正義君
国家基本政策委員
　辞任　補欠
　岩渕　友君　小池　晃君
予算委員
　辞任　補欠
　森屋　宏君　金子原二郎君
決算委員
　辞任　補欠
　鈴木　宗男君　梅村みずほ君

小池　晃君　　岩渕　友君

行政監視委員

辞任

梅村みずほ君

補欠

鈴木　宗男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員

辞任

進藤金日子君
馬場　成志君
堀井　巌君
宮崎　雅夫君
斎藤　嘉隆君

補欠

上月　良祐君
山下　雄平君
足立　敏之君
藤木　眞也君
石川　大我君

消費者問題に関する特別委員

辞任

藤末　健三君
福島みずほ君
宮沢　由佳君
平木　大作君

補欠

比嘉奈津美君
吉田　忠智君
宮口　治子君
山本　博司君

東日本大震災復興特別委員

辞任

石田　昌宏君
片山さつき君
酒井　庸行君
そのだ修光君
元榮太一郎君
石川　博崇君
矢田わか子君

補欠

こやり隆史君
自見はなこ君
加田　裕之君
徳茂　雅之君
滝沢　求君
塩田　博昭君
小林　正夫君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

山田　宏君

補欠

森屋　宏君

小沢　雅仁君　　勝部　賢志君
杉尾　秀哉君　　石川　大我君
白　眞勲君　　森屋　隆君
平木　大作君　　杉　久武君
矢倉　克夫君　　高瀬　弘美君
山本　香苗君　　河野　義博君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事　太田　房江君（太田房江君の補欠）

外交防衛委員会

理事　高橋　光男君（高橋光男君の補欠）

経済産業委員会

理事　宮本　周司君（堀井巌君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。

こども基本法案（衆第二五号）

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三七号）

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（衆第三八号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

こども家庭庁設置法案（閣法第三八号）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第三九号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第三八号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託した。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出）

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出）

同日委員長から次の報告書が提出された。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（閣法第三五号）審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小西洋之君提出毎年薬価改定の見直しに関する質問に対する答弁書（第四四号）

審査報告書

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年五月十六日

決算委員長　松村　祥史

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

㈠　令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額は、九兆六千五百億円であって、このうち、令和二年五月十九日から令和三年三月二十三日までの間に使用した金額は九兆千四百二十億四千九百六十八万七千円である。

㈡　令和二年度一般会計予備費の予算額は、五千億円であって、このうち、令和二年四月七日から令和三年三月二十九日までの間に使用した金額は二千八百三十八億六千七百九万四千円である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

令和四年四月十二日

衆議院議長　細田　博之

参議院議長　山東　昭子殿

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書　令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

審査報告書

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

右は全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年五月十六日

決算委員長　松村　祥史

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

㈠　令和二年度特別会計予備費の予算額は、七千九百四十四億四千二百五十万円であって、このうち、令和二年十二月十五日に使用した金額は五百五十億円である。

㈡　令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定により、令和二年十二月十五日に経費の増額をした金額は千億円である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百七回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

令和四年四月十二日

衆議院議長　細田　博之

参議院議長　山東　昭子殿

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百七回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

令和四年四月十二日

衆議院議長　細田　博之

参議院議長　山東　昭子殿

審査報告書

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年五月十七日

法務委員長　矢倉　克夫

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定並びに映像と音声の送受信による口頭弁論の手続を行うことを可能とする規定の整備、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設、訴えの提起の手数料等に係る納付方法の見直し等の措置を講ずるとともに、離婚の訴えに係る訴訟等において映像と音声の送受信による手続で和解の成立等を可能とする規定を整備するほか、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、民事関係手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。

二　訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。

三　訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。

四　訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。

五　裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。

六　訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。

七　ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。

八　口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。

九　訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこ

と。

十　訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。

十一　民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。

十二　附則第百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。

右決議する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年四月二十一日

衆議院議長　細田　博之

参議院議長　山東　昭子殿

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律

（民事訴訟法の一部改正）

第一条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　電子情報処理組織による申立て等（第百三十二条の十）」を「第七章　電子情報処理組織による申立て等（第百三十二条の十）　第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第百三十三条―第百三十三条の四）」に、「第百三十三条」を「第百三十四条」に改める。

第九十二条に次の三項を加える。

6　第一項の申立て（同項第一号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項及び第八項において同じ。）があった場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加後直ちに、その参加があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

7　前項本文の場合において、裁判所書記官は、同項の規定による通知があった日から二週間を経過する日までの間、その参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。ただし、第百三十三条の二第二項の申立てがされたときは、この限りでない。

8　前二項の規定は、第六項の参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

第百三十四条を第百三十四条の二とし、第百三十三条を第百三十四条とし、第一編第七章の次に次の一章を加える。

第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第百三十三条　申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2　前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

3　第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、前項の規定による届出に係る書面（次条において「秘匿事項届出書面」という。）の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

4　第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の二　秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2　前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書面以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（次項において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3　前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4　第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の三　裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者

の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

（秘匿決定の取消し等）

第百三十三条の四　秘匿決定、第百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。

2　秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3　裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあった場合において、その原因となる事実につき疎明があったときは、これを許可しなければならない。

4　裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決定に係る裁判をするとき　当該決定に係る秘匿対象者

二　前条の決定に係る裁判をするとき　当該決定に係る当事者又は法定代理人

5　第一項の取消しの申立てについての裁判及び第二項の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7　第二項の許可の裁判があったときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

第百三十七条第一項中「第百三十三条第二項」を「第百三十四条第二項」に改める。

第二条　民事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　送達（第九十八条―第百十三条）」を

「第四節　送達
第一款　総則（第九十八条―第百条）
第二款　書類の送達（第百一条―第百
第三款　電磁的記録の送達（第百九
第四款　公示送達（第百十条―第百十八条）
第百九条の四）
三条）」

に改め、「第百三十二条の十」の下に「―第百三十二条の十三」を加え、「第百六十条」を「第百六十条の二」に、「第五節　書証（第二百十九条―第二百三十一条）」を「第五節　書証（第二百十九条―第二百三十一条）
節の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（第二百三十一条の二・第二百三十一条の三）」に、「・第二百三十三条」を「―第二百三十三条」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条の二」に、「第六編　少額訴訟に関する特則（第三百六十八条―第三百八十一条）」を「第六編　少額訴訟に関する特則（第三百六十八
七編　法定審理期間訴訟手続に関する特則（第
条―第三百八十一条）
三百八十一条の二―第三百八十一条の八）」に、「第七編」を「第八編」に、「第八編」を「第九編」に改める。

第三十二条第二項第三号中「及び第三百七十八条第二項」を「、第三百七十八条第二項及び第三百八十一条の七第二項」に改める。

第四十五条の見出しを「（補助参加人の訴訟行為等）」に改め、同条に次の一項を加える。

5　次に掲げる請求に関する規定の適用については、補助参加人（当事者が前条第一項の異議を述べた場合において補助参加を許す裁判が確定したもの及び当事者が同条第二項の規定により異議を述べることができなくなったものに限る。）を当事者とみなす。

一　非電磁的訴訟記録（第九十一条第一項に規定する非電磁的訴訟記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（第九十二条第一項において「非電磁的訴訟記録の閲覧等」という。）の請求

二　電磁的訴訟記録（第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（第九十二条第一項において「電磁的訴訟記録の閲覧等」という。）の請求

三　第九十一条の三に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第五十五条第二項第四号中「及び第三百七十八条第二項」を「、第三百七十八条第二項及び第三百八十一条の七第二項」に改める。

第七十一条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から十年以内にしなければならない。

第七十二条中「第七項」を「第八項」に改める。

第七十三条第二項中「第七十一条第七項」を「第七十一条第八項」に、「及び第三項」を「の規定は前項の申立てについて、同条第三項及び第四項」に、「同条第四項から第七項まで」を「同条第五項から第八項まで」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同項に後段として次

のように加える。

　この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

第七十四条第二項中「第七十一条第三項から第五項まで及び第七項」を「第七十一条第四項から第六項まで及び第八項」に改める。

第七十九条第三項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等）

第八十七条の二　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

2　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

3　前二項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

第八十九条の見出しを「（和解の試み等）」に改め、同条に次の四項を加える。

2　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

3　前項の期日に出頭しないで同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

4　第百四十八条、第百五十条、第百五十四条及び第百五十五条の規定は、和解の手続について準用する。

5　受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、第二項の規定並びに前項において準用する第百四十八条、第百五十四条及び第百五十五条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

第九十一条の見出し中「訴訟記録」を「非電磁的訴訟記録」に改め、同条第一項中「訴訟記録」を「非電磁的訴訟記録（訴訟記録中次条第一項に規定する電磁的訴訟記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項中「訴訟記録」を「非電磁的訴訟記録」に改め、同項に後段として次のように加える。

　非電磁的訴訟記録中第二百六十四条の和解条項案に係る部分、第二百六十五条第一項の規定による和解条項の定めに係る部分及び第二百六十七条第一項に規定する和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）に係る部分についても、同様とする。

第九十一条第三項中「訴訟記録の謄写」を「非電磁的訴訟記録の謄写又は」に改め、「又は訴訟に関する事項の証明書の交付」を削り、同条第四項及び第五項中「訴訟記録」を「非電磁的訴訟記録」に改める。

第九十一条の次に次の二条を加える。

（電磁的訴訟記録の閲覧等）

第九十一条の二　何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録（訴訟記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（次項及び第三項、次条並びに第百九条の三第一項第二号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録された事項（第百三十二条の七及び第百三十三条の二第五項において「ファイル記録事項」という。）に係る部分をいう。以下同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4　前条第二項及び第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

（訴訟に関する事項の証明）

第九十一条の三　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

第九十二条第一項中「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）」に改

め、「以下」の下に「この条において」を加え、同項第二号中「第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において」を「以下」に改め、同条に次の二項を加える。

9　裁判所は、第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項において同じ。）があった場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録中当該営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

10　前項の規定による電磁的訴訟記録から消去する措置が講じられた場合において、その後に第一項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該営業秘密が記載され、又は記録された部分をファイルに記録しなければならない。

第九十二条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　専門委員は、前項の規定による書面による説明に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により説明を行うことができる。

第九十二条の三中「前条各項」を「前条第一項、第三項及び第四項」に改め、「専門委員が遠隔の地に居住しているときその他」を削り、「同条各項」を「同条第一項、第三項及び第四項」に改める。

第九十二条の七中「第九十二条の二各項」を「第九十二条の二第一項、第三項及び第四項」に改め、同条ただし書中「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第三項」に改める。

第九十二条の八第一号ハ中「文書」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。

第九十三条第一項中「期日」の下に「の指定及び変更」を加え、「指定する」を「行う」に改める。

第九十四条第一項中「呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知」を「次の各号のいずれかに掲げる方法」に改め、同項に次の各号を加える。

一　ファイルに記録された電子呼出状（裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判長が指定した期日に出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。次項及び第二百五十六条第三項において同じ。）を出頭すべき者に対して送達する方法

二　当該事件について出頭した者に対して期日の告知をする方法

第九十四条第二項中「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」を「第一項各号に規定する方法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第九十七条第一項中「当事者が」の下に「裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他」を加える。

第一編第五章第四節中第九十八条の前に次の款名を付する。

第一款　総則

第九十九条及び第百条を次のように改める。

（訴訟無能力者等に対する送達）

第九十九条　訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2　数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3　刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

（送達報告書）

第百条　送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

2　前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該送達をした者は、同項の書面を提出したものとみなす。

第百条の次に次の款名を付する。

第二款　書類の送達

第百一条及び第百二条を次のように改める。

（送達実施機関）

第百一条　書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。

2　郵便による送達にあっては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

（裁判所書記官による送達）

第百二条　裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら書類の送達をすることができる。

第百二条の次に次の一条を加える。

（交付送達の原則）

第百二条の二　書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

第百三条第一項中「送達は、送達」を「書類の送達は、送達」に、「この節」を「この款」に改め、同項ただし書中「送達」を「書類の送達」に改め、同条第二項中「送達は」を「書類の送達は」に、「送達を受ける旨」を「書類の送達を受ける旨」に改める。

第百四条第一項中「送達を」を「書類の送達を」に改め、同条第二項中「送達」を「書類の送達」に改め、同条第三項中「送達は」を「書類の送達は」に改め、同項第三号中「あて先」を「宛先」に改める。

第百五条中「送達は」を「書類の送達は」に、「送達を受けること」を「書類の送達を受けるこ

と」に改める。

第百六条第一項中「の送達」を「の書類の送達」に改め、同条第三項中「送達をすべき」を「書類の送達をすべき」に改める。

第百七条第一項中「できない場合」の下に「（第百九条の二の規定により送達をすることができる場合を除く。）」を加え、「あてて」を「宛てて」に改め、同条第二項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第百八条中「送達」を「書類の送達」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第三款　電磁的記録の送達

第百九条を次のように改める。

（電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達）

第百九条　電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、前款の定めるところにより、この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された送達すべき電磁的記録（以下この節において単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面によってする。

第百九条の次に次の三条及び款名を加える。

（電子情報処理組織による送達）

第百九条の二　電磁的記録の送達は、前条の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができる措置をとるとともに、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によりすることができる。ただし、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。

2　前項ただし書の届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、同項本文の通知を受ける連絡先を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

3　第一項本文の通知は、前項の規定により届け出られた連絡先に宛てて発するものとする。

（電子情報処理組織による送達の効力発生の時期）

第百九条の三　前条第一項の規定による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

一　送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示をしたものの閲覧をした時

二　送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

三　前条第一項本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時

2　送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によって前項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができない期間は、同項第三号の期間に算入しない。

（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければならない者に関する特例）

第百九条の四　第百九条の二第一項ただし書の規定にかかわらず、第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者に対する第百九条の二第一項の規定による送達は、その者が同項ただし書の届出をしていない場合であってもすることができる。この場合においては、同項本文の通知を発することを要しない。

2　前項の規定により送達をする場合における前条の規定の適用については、同条第一項第三号中「通知が発せられた」とあるのは、「措置がとられた」とする。

第四款　公示送達

第百十条第一項第一号中「場合」の下に「（第百九条の二の規定により送達をすることができる場合を除く。）」を加え、同項第三号中「送達に」を「書類の送達に」に改める。

第百十一条を次のように改める。

（公示送達の方法）

第百十一条　公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

一　書類の公示送達　裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

二　電磁的記録の公示送達　裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に第百九条の書面を交付し、又は第百九条の二第一項本文の規定による措置をとるとともに、同項本文の通知を発すべきこと。

第百十二条第一項本文中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改め、同項ただし書中「掲示を始めた」を「前条の規定による措置を開始した」に改める。

第百十三条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を、「記載」の下に「又は記録」を加え、「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第百十六条第一項中「若しくは第三百七十八条第一項」を「、第三百七十八条第一項若しくは第三百八十一条の七第一項」に改める。

第百二十八条第二項中「判決書又は第二百五十四条第二項（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の調書」を「第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書」に改める。

第百三十二条の二第一項中「を書面でした場合」及び「当該通知を」を削り、「には」を「を書面でした場合には」に改め、「受けた者」の下に「（以下この章において「被予告通知者」という。）」を加え、「書面で回答するよう、書面で」を「書面により、又は被予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって最高裁判所規則で定めるものをいう。以下同じ。）のいずれかにより回答するよう、書面により」に改め、同項第一号中「第百六十三条各号」を「第百六十三条第一項各号」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　予告通知をする者は、第一項の規定による書面による予告通知に代えて、当該予告通知を受ける者の承諾を得て、電磁的方法により予告通知をすることができる。この場合において、当該予告通知をする者は、同項の規定による書面による予告通知をしたものとみなす。

5　予告通知者は、第一項の規定による書面による照会に代えて、被予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。

6　被予告通知者（第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。）は、同項の規定による書面による回答に代えて、予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。この場合において、被予告通知者は、同項の規定による書面による回答をしたものとみなす。

第百三十二条の三第一項中「予告通知を受けた者（以下この章において「被予告通知者」という。）」を「被予告通知者」に、「その予告通知の」を「当該予告通知者がした予告通知の」に、「書面で回答するよう、書面で」を「書面により、又は予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第一項ただし書、第二項及び第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「書面による予告通知」とあるのは「書面による返答」と、「電磁的方法により予告通知」とあるのは「電磁的方法により返答」と読み替えるものとする。

第百三十二条の四第一項第一号中「送付」の下に「を嘱託し、又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその電磁的記録の送付」を加える。

第百三十二条の五第一項第一号中「者」の下に「若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者」を加える。

第百三十二条の六第一項中「文書」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同条第五項中「同号の処分について」の下に「、第二百三十一条の三第二項の規定は第百三十二条の四第一項第一号の処分について、それぞれ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「文書」及び「書面」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「文書」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、送付に係る文書若しくは電磁的記録を記録した記録媒体又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を記録した記録媒体については、第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第百三十二条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第百三十二条の四第一項第二号若しくは第三号の嘱託を受けた者又は同項第四号の命令を受けた者（以下この項において「嘱託等を受けた者」という。）は、前項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法による調査結果の報告又は意見の陳述を行うことができる。この場合において、当該嘱託等を受けた者は、同項の規定による書面による調査結果の報告又は意見の陳述をしたものとみなす。

第百三十二条の七を次のように改める。

（事件の記録の閲覧等）

第百三十二条の七　第九十一条（第二項を除く。）の規定は非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等（第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製をいう。第百三十三条第三項において同じ。）の請求について、第九十一条の二の規定は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等（第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分の閲覧若しくは複写又はファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供をいう。第百三十三条第三項において同じ。）の請求について、第九十一条の三の規定は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、それぞれ準用する。この場合において、第九十一条第一項及び第九十一条の二第一項中「何人も」とあるのは「申立人及び相手方は」と、第九十一条第三項、第九十一条の二第二項及び第三項並びに第九十一条の三中「当事者及び利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人及び相手方」と、第九十一条第四項中「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

第百三十二条の十に見出しとして「（電子情報処理組織による申立て等）」を付し、同条第一項中「をいう。以下」の下に「この章において」を加え、「最高裁判所の定める」を削り、「定めるところにより、」の下に「最高裁判所規則で定める」を加え、「（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者又は第三百九十九条第一項の規定による処分の告知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三百九十七条から第四百一条までにおいて同じ。）を用いてする」を「を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行う」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文の規定」を「前項の方法」に改め、「された申立て等」の下に「（以下この条において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）」を、「みなして、」の下に「当該法令その他の」を加え、同条第三項中「第一項本文の規定によりされた」を「電子情報処理組織を使用する」に、「同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた」を「当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された」に改め、同条第四項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達によってする。

6　前項の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による申立て等の特例）

第百三十二条の十一　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭でることができる申立て等について、口頭でするときは、この限りでない。

一　訴訟代理人のうち委任を受けたもの（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。）　当該委任を受けた事件

二　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者　当該指定の対象となった事件

三　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三条第一項の規定による委任を受けた職員　当該委任を受けた事件

2　前項各号に掲げる者は、第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

（書面等による申立て等）

第百三十二条の十二　申立て等が書面等により行われたとき（前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一　当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）　当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

2　前項の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。

3　前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）

第百三十二条の十三　裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一　当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）　当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密

二　当該記録媒体を提出する方法により次条第二項の規定による届出があった場合　当該記録媒体に記録された事項

三　当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）　当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された同項に規定する秘匿

事項記載部分

四　第百三十三条の三第一項の規定による決定があった場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

第百三十三条第二項中「書面」を「書面その他最高裁判所規則で定める方法」に改め、同条第三項中「者は、」の下に「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）中」を加え、「係る書面」を「係る部分」に、「秘匿事項届出書面」を「秘匿事項届出部分」に、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第五項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第百三十三条の二第一項中「秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等」に改め、同条第二項中「（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）」を削り、「秘匿事項届出書面」を「秘匿事項届出部分」に、「次項」を「以下この条」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「に係る訴訟記録等の閲覧等」に改め、同条第三項中「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「に係る訴訟記録等の閲覧等」に改め、同条に次の二項を加える。

5　裁判所は、第二項の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

6　前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後に第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該秘匿事項記載部分をファイルに記録しなければならない。

第百三十三条の三中「記載された書面」を「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」に改め、「当該書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、「第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「第百条の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。

第百三十三条の四第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「訴訟記録等の閲覧等」に改める。

第百三十七条第一項後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

（訴えの提起の手数料の納付がない場合の訴状却下）

第百三十七条の二　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命ずる処分をしなければならない。

2　前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　裁判所は、第三項の異議の申立てがあった場合において、第一項の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。

6　第一項又は前項の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

7　前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される民事訴訟費用等に関する法律の規定による訴えの提起の手数料を納付しないときは、この限りでない。

8　前項ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

9　前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第百三十八条第二項中「前条」を「第百三十七条」に改める。

第百五十一条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「所持するもの」の下に「又は訴訟においてその記録された情報の内容を引用した電磁的記録で当事者が利用する権限を有するもの」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

3　第一項の規定により提出された文書及び前項の規定により提出された電磁的記録については、第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第百五十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるとこ

ろにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によってすることができる。

第百六十条の見出しを「（口頭弁論に係る電子調書の作成等）」に改め、同条第一項中「調書」を「、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「調書に」を「第二項の規定によりファイルに記録された電子調書に」に改め、同項ただし書中「調書」を「当該電子調書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「調書の記載について」を「前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に」に、「調書にその旨を記載しなければ」を「最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があった旨を明らかにする措置を講じなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第二編第三章第一節に次の一条を加える。

（口頭弁論に係る電子調書の更正）

第百六十条の二　前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2　前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3　第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第百六十一条第三項中「準備書面（相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。）」を「次の各号のいずれかに該当する準備書面」に改め、同項に次の各号を加える。

一　相手方に送達された準備書面

二　相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面

三　相手方が第九十一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

第百六十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかった理由を説明しなければならない。

第百六十三条中「書面で回答するよう、書面で」を「書面により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により」に改め、同条に次の二項を加える。

2　当事者は、前項の規定による書面による照会に代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。

3　相手方（第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。）は、同項の規定による書面による回答に代えて、当事者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。

第百六十六条中「第百六十二条」を「第百六十二条第一項」に改める。

第百七十条第二項中「及び文書」を「、文書」に改め、「証拠調べ」の下に「、第二百三十一条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ並びに第百八十六条第二項、第二百五条第三項（第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百十五条第四項（第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百十八条第三項の提示」を加え、同条第三項中「当事者が遠隔の地に居住しているときその他」を削り、同項ただし書を削る。

第百七十一条第三項中「第百八十六条」を「第百八十六条第一項」に改め、「申出及び」の下に「電磁的記録を提出してする証拠調べの申出並びに」を加え、「の送付」を「及び電磁的記録の送付」に改める。

第百七十五条中「当事者が遠隔の地に居住しているときその他」を削る。

第百七十六条第一項を削り、同条第二項中「又は高等裁判所における受命裁判官（次項において「裁判長等」という。）は、第百六十二条」を「は、書面による準備手続を行う場合には、第百六十二条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「裁判長等は」を「裁判所は、書面による準備手続を行う場合において」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「（第二項を除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（受命裁判官による書面による準備手続）

第百七十六条の二　裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

2　書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、前条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第三項において準用する第百五十条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

第百七十八条中「第百七十六条第四項」を「第百七十六条第三項」に改める。

第百八十五条に次の一項を加える。

3　裁判所（第一項の規定により職務を行う受命裁判官及び前二項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官を含む。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、第一項の規定による証拠調べの手続を行うことができる。

第百八十六条に次の一項を加える。

2　裁判所は、当事者に対し、前項の嘱託に係る調査の結果の提示をしなければならない。

第百八十七条に次の二項を加える。

3　裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参考人を審尋することができる。

4　前項の規定は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

第二百三条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条中「書類」の下に「その他の物」を加える。

第二百四条中「には」を「であって、相当と認めるときは」に改め、同条第一号中「が遠隔の地に居住するとき。」を「の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合」に改め、同条第二号中「であって、相当と認めるとき。」を削り、同条に次の一号を加える。

三　当事者に異議がない場合

第二百五条中「裁判所は」の下に「、当事者に異議がない場合であって」を加え、「場合において、当事者に異議がない」を削り、同条に次の二項を加える。

2　証人は、前項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該証人は、同項の書面を提出したものとみなす。

3　裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

第二百十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

第二百十五条に次の一項を加える。

4　裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならない。

第二百十五条の三中「鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他」及び「隔地者が」を削る。

第二百十八条第二項中「鑑定書」を「鑑定の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、裁判所は、当事者に対し、同項の嘱託に係る鑑定の結果の提示をしなければならない。

第二百二十七条の見出しを「（文書の留置等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　提出又は送付に係る文書については、第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第二百二十九条第二項中「第二百二十七条」を「第二百二十七条第一項」に改める。

第二編第四章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）

第二百三十一条の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

2　前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

（書証の規定の準用等）

第二百三十一条の三　第二百二十条から第二百二十八条まで（同条第四項を除く。）及び第二百三十条の規定は、前条第一項の証拠調べについて準用する。この場合において、第二百二十条、第二百二十一条第一項第三号、第二百二十二条、第二百二十三条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二百二十六条中「文書の所持者」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を有する者」と、第二百二十条第一号中「文書を自ら所持する」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を自ら有する」と、同条第二号中「引渡し」とあるのは「提供」と、同条第四号ニ中「所持する文書」とあるのは「利用する権限を有する電磁的記録」と、同号ホ中「書類」とあるのは「電磁的記録」と、「文書」とあるのは「記録媒体に記録された電磁的記録」と、第二百二十一条（見出しを含む。）、第二百二十二条、第二百二十三条の見出し、同条第一項、第三項、第六項及び第七項、第二百二十四条の見出し及び同条第一項並びに第二百二十五条の見出し及び同条第一項中「文書提出命令」とあるのは「電磁的記録提出命令」と、第二百二十四条第一項及び第三項中「文書の記載」とあるのは「電磁的記録に記録された情報の内容」と、第二百二十六条中「第二百十九条」とあるのは「第二百三十一条の二第一項」と、同条ただし書中「文書の正本又は謄本の交付」とあるのは「電磁的記録に記録された情報の内容の全部を証明した書面の交付又は当該情報の内容の全部を証明した電磁的記録の提供」と、第二百二十七条中「文書」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」と、第二百二十八条第二項中「公文書」とあるのは「もの」と、同条第三項中「公文書」とあるのは「公務所又は公務員が作成すべき電磁的記録」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第二百二十三条第一項の命令に係る電磁的記録の提出及び前項に

おいて準用する第二百二十六条の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

第二百三十二条第一項中「第二百二十七条」を「第二百二十七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による方法による検証）

第二百三十二条の二　裁判所は、当事者に異議がない場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。

第二百三十五条第二項中「若しくは文書を所持する者」を「、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者」に改める。

第二百五十二条及び第二百五十三条を次のように改める。

（電子判決書）

第二百五十二条　裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一　主文

二　事実

三　理由

四　口頭弁論の終結の日

五　当事者及び法定代理人

六　裁判所

2　前項の規定による事実の記録においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

（言渡しの方式）

第二百五十三条　判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

2　裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

第二百五十四条第一項中「第二百五十二条」を「前条」に、「判決書の原本」を「電子判決書」に改め、同条第二項中「前項」を「裁判所は、前項」に、「裁判所は、判決書」を「電子判決書」に、「調書に記載させなければ」を「電子調書に記録させなければ」に改める。

第二百五十五条を次のように改める。

（電子判決書等の送達）

第二百五十五条　電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。）又は前条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一条第五項、第二百八十五条、第三百五十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。）は、当事者に送達しなければならない。

2　前項に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

一　電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達

二　第百九条の二の規定による送達

第二百五十六条第三項を次のように改める。

3　電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）により前項の判決の言渡期日の呼出しを行う場合においては、次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時に、その送達があったものとみなす。

一　第百九条の規定による送達　同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時

二　第百九条の二の規定による送達　同条第一項本文の通知が発せられた時

第二百五十七条の見出しを「（判決の更正決定）」に改め、同条第二項中「更正決定」を「前項の更正決定」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

第二百六十一条第三項ただし書を削り、同条第五項中「謄本の」を「規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「その期日の調書の謄本」を「前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）において訴えの取下げをするときは、口頭ですることを妨げない。この場合において、裁判所書記官は、その期日の電子調書に訴えの取下げがされた旨を記録しなければならない。

第二百六十四条中「が遠隔の地に居住していることその他の事由により」を「の一方が」に改め、同条に次の一項を加える。

2　当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

第二百六十七条の見出しを「（和解等に係る電子調書の効力）」に改め、同条中「和解」を「裁判所書記官が、和解」に、「を調書に記載した」を「について電子調書を作成し、これをファイルに記録した」に、「記載は」を「記録は」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、第二百五十五条第二項の規定を準用する。

第二編第六章に次の一条を加える。

（和解等に係る電子調書の更正決定）

第二百六十七条の二　前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2　前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百七十六条第三項中「準備書面（相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。）」を「次の各号のいずれかに該当する準備書面」に改め、同項に次の各号を加える。

一　相手方に送達された準備書面

二　相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面

三　相手方が第九十一条の二第一項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

第二百七十七条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第二百七十七条の二　裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

第二百七十八条に次の一項を加える。

2　第二百五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、第二百十五条第二項及び第四項の規定は前項の規定による鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用する。

第二百八十条の見出しを「（電子判決書の記録事項）」に改め、同条中「判決書に事実及び理由を記載する」を「第二百五十二条第一項の規定により同項第二号の事実及び同項第三号の理由を記録する場合」に、「表示すれば」を「記録すれば」に改める。

第二百八十五条中「判決書」を「電子判決書」に、「調書」を「規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書」に改める。

第二百八十八条の見出しを「（裁判長の控訴状審査権等）」に改め、同条中「、控訴状」を「控訴状」に、「及び」を「について、第百三十七条の二の規定は」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第二百九十二条第二項中「第二百六十一条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三百三十八条第一項第六号中「偽造又は」を「偽造され若しくは」に改め、「こと」の下に「又は判決の証拠となった電磁的記録が不正に作られたものであったこと」を加える。

第三百五十二条第一項中「書証」の下に「及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」を加え、同条第二項中「又は送付の嘱託は」を「若しくは送付の嘱託又は第二百三十一条の三第一項において準用する第二百二十三条に規定する命令若しくは同項において準用する第二百二十六条に規定する嘱託は」に改め、同条第三項中「文書」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同条第四項中「第百八十六条」を「第百八十六条第一項」に改める。

第三百五十三条第三項中「直ちに」の下に「、被告に対し」を加え、「を記載した書面を被告に送付しなければ」を「の通知をしなければ」に改め、同項ただし書中「送付」を「通知」に改める。

第三百五十四条中「書面の送付」を「通知をする」に改める。

第三百五十五条第二項中「判決書」を「電子判決書」に改める。

第三百五十七条中「判決書」を「電子判決書」に、「調書」を「規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書」に改める。

第三百六十条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第三百六十六条第一項中「（第四百二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第三百七十四条第二項中「判決書の原本」を「電子判決書」に改める。

第三百七十八条第一項中「判決書」を「電子判決書」に、「調書」を「規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書」に改める。

第八編を第九編とする。

第三百八十七条の見出しを「（電子支払督促の記録事項）」に改め、同条中「支払督促には、」を「裁判所書記官は、支払督促を発するときは、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促（に、「記載し」を「記録し」に、「支払督促の」を「その」に、「付記しなければ」を「併せて記録した電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）を作成しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　裁判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第三百八十八条の見出しを「（電子支払督促の送達）」に改め、同条第一項中「支払督促」を「電子支払督促（前条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下この章において同じ。）」に改め、同条第三項中「支払督促を」を「電子支払督促を」に改める。

第三百九十一条第一項中「支払督促」を「電子支払督促」に、「付記して」を「併せて記録して」に改め、同条第二項中「支払督促に記載し」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促に記録し」に改め、同項ただし書中「記載」を「記録」に、「支払督促」を「電子支払督促に記録された事項を出力することにより作成した書面」に改める。

第三百九十三条中「支払督促の」を「電子支払督促の」に改める。

第三百九十七条中「電子情報処理組織を用いて督促手続」を「この章の規定による督促手続」に、「以下この章」を「次条第一項及び第三百九

十九条」に改め、「により、」の下に「最高裁判所規則で定める」を加え、「用いて支払督促」を「使用する方法により支払督促」に改める。

第三百九十八条第一項中「第百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いて」を「指定簡易裁判所の裁判所書記官に対して」に改める。

第三百九十九条から第四百二条までを次のように改める。

（電子情報処理組織による送達の効力発生の時期）

第三百九十九条　第百九条の三の規定にかかわらず、送達を受けるべき債権者の同意があるときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する第百九条の二第一項の規定による送達は、同項の通知が当該債権者に対して発せられた時に、その効力を生ずる。

第四百条から第四百二条まで　削除

第七編を第八編とし、第六編の次に次の一編を加える。

第七編　法定審理期間訴訟手続に関する特則

（法定審理期間訴訟手続の要件）

第三百八十一条の二　当事者は、裁判所に対し、法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができる。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りでない。

一　消費者契約に関する訴え

二　個別労働関係民事紛争に関する訴え

2　当事者の双方が前項の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が同項の申出をした場合において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。

3　第一項の申出及び前項後段の同意は、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭ですることを妨げない。

4　訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、法定審理期間訴訟手続のために指定したものとみなす。

（法定審理期間訴訟手続の審理）

第三百八十一条の三　前条第二項の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から二週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。

2　裁判長は、前項の期日において、当該期日から六月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する日から一月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。

3　前条第二項の決定があったときは、当事者は、第一項の期日から五月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。

4　裁判所は、前項の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。

5　法定審理期間訴訟手続における証拠調べは、第一項の期日から六月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

6　法定審理期間訴訟手続における期日の変更は、第九十三条第三項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

（通常の手続への移行）

第三百八十一条の四　次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一　当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。

二　提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。

2　前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3　訴訟が通常の手続に移行したときは、法定審理期間訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

（法定審理期間訴訟手続の電子判決書）

第三百八十一条の五　法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、第三百八十一条の三第四項の規定により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。

（控訴の禁止）

第三百八十一条の六　法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。

（異議）

第三百八十一条の七　法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2　第三百五十八条から第三百六十条まで及び第三百六十四条の規定は、前項の異議について準用する。

（異議後の審理及び裁判）

第三百八十一条の八　適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

2　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

3　裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

4　第三百六十二条及び第三百六十三条の規定は、第一項の審理及び裁判について準用する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項ホ中「第百五条の四第一項」を「第百五条の二の三第一項、第百五条の四第一項」に、「又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て」を「、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て」に改める。

第四条　民事訴訟費用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第九条第三項又は第五項」を「第九条第二項」に改め、同条第十二号中「正本」の下に「若しくは記録事項証明書」を加える。

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「納めた手数料の額」の下に「（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合にあつては二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあつては別表第二の一一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）」を加え、同項第一号中「（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、民事訴訟法第百三十二条の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第二の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

第四条第一項中「別表第一」の下に「及び別表第二」を加え、同条第四項中「別表第一の一〇の項」を「別表第二の一一の項イ」に改める。

第七条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第八条中「手数料」を「前項の手数料以外の手数料」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げるものの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

一　特定申立て

二　別表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

第九条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を削り、同条第六項中「から第三項まで及び前項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「から第三項まで及び第五項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項又は第五項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「から第三項まで及び第五項」を「及び第二項」に改め、「裁判又は」を削り、同項を同条第七項とする。

第十条第一項中「から第三項まで及び第五項」を「及び第二項」に改め、同条第二項中「は、決定で」を「の裁判所書記官は」に改め、同条第三項中「前条第九項」を「前条第六項及び第七項」に、「決定」を「規定による裁判所書記官の処分」に改める。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、特定申立てに係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に、「行わない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

第十三条の二中「及び前二条」を「、第十二条第一項及び第三項並びに前条」に、「これらの規定」を「第十一条第二項及び第十二条第三項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「裁判所書記官」と」の下に「、同条第一項及び前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」と」を加え、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　担保権利者に対する権利行使の催告

二　口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

第十五条第二項中「第九条第九項」を「第九条第七項」に改める。

第二十条第二項中「含む。）」及び「写し」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第二十一条第二項中「裁判所が相当」を「裁判

却下の処分の確定又は電子支払督促の送達前における取下げ

所書記官が相当」に、「裁判所が支給」を「裁判所書記官が支給」に、「裁判所が定める額によつて」を「裁判所書記官が定める額によつて」に改める。

第二十二条第二項及び第二十三条第二項中「、裁判所」を「、裁判所書記官」に改める。

第二十四条中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

第二十八条の二第一項中「第百五十六条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

別表第一の七の項中「若しくは第五十二条第一項又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百三十八条第一項若しくは第二項」を「又は第五十二条第一項」に改める。

別表第一の八の項を次のように改める。

八	再審の訴えの提起（簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものを除く。）	四千円

別表第一中九の項及び一〇の項を削り、同表の一一の項中「一一の二の項イ」を「一〇の項イ」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の一一の二の項中ハを削り、ニをハとし、同項を同表の一〇の項とし、同表中一二の項を一一の項とし、一二の二の項を一二の項とし、同表の一六の項イ中「第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及び」を削り、同表の一七の項イ(イ)中「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加え、「、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て」を削り、同項ニ中「民事再生法」の下に「（平成十一年法律第二百二十五号）」を加え、同項ホ中「、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て」及び「第百五条の二の三第一項、」を削り、同表の一八の項中「一一の二の項、一五の項」を「一一〇の項、一五の項」に、「一一の二の項ロ」を「一一〇の項ロ」に改める。

別表第二の一の項中「又は複製」を「、複製又は複写」に改め、同表の二の項中「又は抄本の交付」を「若しくは抄本の交付又は当該記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供」に改め、「百五十円」の下に「（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）」を加え、同表の三の項中「の証明書の交付」を「を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一)　訴訟の目的の価額が百万円までの部分　その価額十万円までごとに　千円 (二)　訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分　その価額二十万円までごとに　千円 (三)　訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分　その価額五十万円までごとに　二千円 (四)　訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分　その価額百万円までごとに　三千円 (五)　訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分　その価額五百万円までごとに　一万円 (六)　訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分　その価額千万円までごとに　一万円 ロ　二千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、被告の数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額

二	控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一の項イにより算出して得た額の一・五倍の額 ロ　千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、八百円）
三	上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一の項イにより算出して得た額の二倍の額 ロ　二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千百円）
四	請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　二の項イ又は三の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ　二の項ロ又は三の項ロに掲げる額
五	請求の変更	変更後の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額
六	反訴の提起	一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額
七	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法第百三十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項イ又は三の項イ、第一審において請求について判断し、第二審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項イ）により算出して得た額
八	簡易裁判所に対する再審の訴えの提起	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円）
九	簡易裁判所以外の裁判所に対する再審の訴えの提起	五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、四千百円）
一〇	和解の申立て	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）
一一	支払督促の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　請求の目的の価額に応じ、一の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ　二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千五百円）
一二	行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て	二千円
一三	イ　民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項	五百円

記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て	
ロ　参加（七の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て	
ハ　行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、特許法第百五条の二の三第一項、第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て	
ニ　最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの	
一四　行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）
一五　一四の項に規定する裁判以外の裁判に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千九百円）
一六　民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千六百円）
この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。	

（人事訴訟法の一部改正）

第五条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に改める。

第一章第五節中第十七条の前に次の三条を加える。

（期日の呼出し）

第十六条の二　人事訴訟に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十六条の三　人事訴訟に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交

付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十六条の四　人事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係る民事訴訟法第九十一条第一項又は第三項の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第十九条第二項中「及び第二百六十七条」を「から第二百六十七条の二まで」に改める。

第二十九条第二項を次のように改める。

2　人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第百三十二条の六第三項、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百六十一条第三項第三号、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

第二十九条に次の一項を加える。

3　人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条に次の一項を加える。

8　事実調査部分については、民事訴訟法第百三十三条の二及び第百三十三条の三の規定は、適用しない。

第三十七条第一項中「及び第二百六十七条」を「、第二百六十七条第一項及び第二百六十七条の二」に改め、同条第三項中「民事訴訟法」の下に「第八十九条第二項及び」を加え、「同条第四項」を「同法第八十九条第三項及び第百七十条第四項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行われた場合には、この限りでない。

第三十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合における民事訴訟法第二百六十七条第一項及び第二百六十七条の二第一項の規定の適用については、同法第二百六十七条第一項中「について電子調書を作成し、これをファイルに記録した」とあるのは「を調書に記載した」と、「その記録」とあるのは「その記載」と、同法第二百六十七条の二第一項中「規定によりファイルに記録された電子調書」とあるのは「調書」とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十九条関係）

第二十五条第一項	地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所	地方裁判所
第二十五条第二項、第百三十二条の五第一項、第百八十五条第一項及び第二項、第二百三十五条第二項及び第三項、第二百六十九条第一項、第三百二十九条第三項並びに第三百三十七条第一項	家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所	家庭裁判所
第四十五条第五項第三号	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する
第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	交付する
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた	
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類	
	記載又は記録	記載	
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	判決書又は人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二十九条第三項の規定により読み替えて適用する第二百五十四条第二項の調書	記録
第百三十二条の七	記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。）	記録	
	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付	
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面	

	当該書面又は電磁的記録	当該書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	又は電磁的記録その他これに類する書面	その他これに類する書面
第百六十条第一項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	（その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百五十二条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）	次に掲げる事項を記載した判決書

第二百五十二条第二項	記録	記載	
第二百五十三条第一項及び第二百五十四条第一項	電子判決書	判決書の原本	
第二百五十四条第二項	電子判決書	判決書	
	電子調書に記録させなければ	調書に記載させなければ	
第二百五十五条第一項	電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。）	判決書	
	規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一条第五項、第二百八十五条、第三百五十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。）	調書	
第二百五十五条第二項第一号	電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの	判決書の正本	
第二百五十五条第二項第二号	第百九条の二の規定による	前条第二項の調書の謄本の	
第二百五十六条第三項	電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）	呼出状	
第二百五十六条第三項第一号	第百九条の規定による送達	公示送達	
	同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時	人事訴訟法第二十九条第三項の規定により読み替えて適用する第百十二条の規定により公示送達の効力が生じた時	
第二百五十六条第三項第二号	第百九条の二の規定による送達	公示送達の方法以外の送達	
	同条第一項本文の通知が発せられた時	送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した時	
第二百六十一条第四項	電子調書	調書	
	記録しなければ	記載しなければ	
第二百六十一条第五項	記録された電子調書	記載された調書の謄本	
第二百八十一条第一項	地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所	家庭裁判所	
第二百八十五条	電子判決書	判決書	
	規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書	調書	
第三百十一条第二項	地方裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所	家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所	
第三百三十六条第一項	地方裁判所及び簡易裁判所	家庭裁判所	

（家事事件手続法の一部改正）

第六条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　電子情報処理組織による申立て等（第三十八条）」を「第八章　電子情報処理組織による申立て等（第三十八条）　第九章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第三十八条の二）」に改める。

第三十八条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第一編に次の一章を加える。

第九章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第三十八条の二　家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは

「当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項（同法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者（同法第十条第一項第一号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同法第百三十三条の四第一項中「秘匿決定、第百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定（家事事件手続法第二百七十七条第一項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同法第二百八十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件の手続に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録」と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と、「訴訟記録等」とあるのは「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と、「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第七条　家事事件手続法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分」を「同法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「（平成二十三年法律第五十二号）」を削り、「準用する」と」の下に「、「について、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「について」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と」を加え、同条第二項中「第七十一条第四項」を「第七十一条第五項」に改める。

第三十四条第一項中「期日」の下に「の指定及び変更」を加え、「指定する」を「行う」に改め、同条第四項中「第九十四条」を「第九十四条第三項及び第九十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九十四条第三項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

第三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

第三十六条中「第一編第五章第四節」の下に「（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判又は調停を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

第三十六条に次の一項を加える。

2　前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　家事事件の手続における申立てその他の申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係る

この法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第三十八条の二中「いう。）」と」の下に「、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「家事事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と」を加え、「前条」を「前条第一項」に、「」とあるのは「前項の事件の記録」を「の存する」とあるのは「前項の事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」に改める。

第六十四条第一項中「第百八十二条」の下に「、第百八十五条第三項」を、「第百八十九条まで」の下に「、第二百五条第二項」を、「第二百八条」の下に「、第二百十五条第二項」を加え、「及び第二百二十九条第四項」を「、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

第六十四条第三項第一号中「第二百三十一条」の下に「及び第二百三十一条の三第一項」を加え、同項第二号中「第二百二十条（同法第二百三十一条」の下に「及び第二百三十一条の三第一項」を、「物件」の下に「及び同法第二百三十一条の二に規定する電磁的記録」を加える。

第八十二条第五項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第二百六十一条第三項ただし書を「第二百六十一条第四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「手続の期日」と」の下に「、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と」を加える。

第九十三条第三項中「第二百六十一条第三項」を「第二百六十一条第三項及び第四項」に、「及び第二百六十三条」を「並びに第二百六十三条」に改める。

第二百六十八条第三項に次のただし書を加える。

ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

第二百七十三条第三項中「第二百六十一条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第二百六十一条第三項ただし書」を「第二百六十一条第四項」に改め、「手続の期日」と」の下に「、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と」を加える。

第二百七十四条第五項中「第二百六十六条第四項」の下に「、第二百六十八条第三項ただし書」を加える。

第二百七十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

（民事執行法の一部改正）

第八条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「関しては」の下に「、その性質に反しない限り」を加え、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第九条　民事執行法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（期日の呼出しの特例）

第十五条の二　民事執行の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第十六条第四項中「あてて」を「宛てて」に改め、同条に次の一項を加える。

5　民事執行の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第十九条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十九条の二　民事執行の手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第十九条の三　民事執行の手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

第二十条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第二十条　特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一章中第二十一条の次に次の一条を加える。

（家庭裁判所における執行関係訴訟手続に関する特例）

第二十一条の二　第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手続（以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。）については、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三条第二項、第二百六十七条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

2　家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法の規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3　第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

第二十五条中「債務名義の正本」の下に「（債務名義に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下この条において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、記録事項証明書（ファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。以下同じ。）。以下同じ。）」を加え、同条ただし書中「強制執行は、その」の下に「債務名義の」を加える。

第二十八条第二項中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第二十九条中「債務名義又は」を「債務名義若しくは」に、「又は謄本」を「若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録」に改める。

第三十二条第五項中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第三十三条第二項第三号中「第百三十二条の十第一項本文の規定による」を「第三百九十七条に規定する指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた」に改め、「又は同法第四百二条第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立て」及び「（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十六条第三項中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第三十九条第一項第一号及び第二号中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加え、同項第四号中「若しくは調停の調書の正本又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本」を「の調書の正本又は電子調書（民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう。第百六十七条の二第一項第四号において同じ。）の記録事項証明書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した調停の調書又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

第三十九条第一項第六号及び第七号中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第七十六条第二項中「又は第五号」を「から第五号まで」に改める。

第八十五条第四項中「書証」の下に「又は電磁的記録に記録された情報の内容」を加える。

第九十条第六項中「正本」の下に「若しくは記録事項証明書」を加える。

第百五十六条第一項中「次項」を「以下この条及び第百六十一条の二」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第三債務者は、第百六十一条の二第一項に規定する供託命令の送達を受けたときは、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

第百五十七条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第百六十一条第一項中「換価を命ずる命令」の下に「（第百六十七条の十第一項において「譲渡命令等」と総称する。）」を加える。

第百六十一条の次に次の一条を加える。

（供託命令）

第百六十一条の二　次の各号のいずれかに掲げる場合には、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきことを第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）を発することができる。

一　差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名について第二十条において準用する民事訴訟法第百三十三条第一項の決定がされたとき。

二　債務名義に民事訴訟法第百三十三条第五項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により定められた差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名に代わる事項が表示されているとき。

2　供託命令は、第三債務者に送達しなければならない。

3　第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

4　供託命令に対しては、不服を申し立てることができない。

第百六十五条第一号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第百六十六条第一項第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第百六十七条の二第一項第四号中「調書」の下に「又は電子調書」を加える。

第百六十七条の十第一項中「又は譲渡命令、売却命令、管理命令その他相当な方法による換価を命ずる命令」を「、譲渡命令等又は供託命令」に改める。

第百六十七条の十四第一項中「から第百五十八条まで」を「、第百五十六条（第三項を除く。）、第百五十七条、第百五十八条」に、「第百五十六条第三項」を「第百五十六条第四項」に改める。

第百八十一条第一項第一号中「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第百八十三条第一項第一号中「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加え、同項第二号中「抹消すべき」を「抹消すべき」に改め、「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加え、同項第五号及び第六号中「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二十条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた	
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類	
	記載又は記録	記載	
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面	
	当該書面又は電磁的記録	当該書面	
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法	
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について	
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書	

第百六十条の二第一項	当該電子調書	当該調書
前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容		調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

別表第二（第二十一条の二関係）

第四十五条第五項第三号	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する
第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	判決書又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する第二百五十四条第二項の調書
	記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。）	記録
第百三十二条の七	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書

第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百五十二条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）	次に掲げる事項を記載した判決書
第二百五十二条第二項	記録	記載
第二百五十三条第一項及び第二百五十四条第一項	電子判決書	判決書の原本
第二百五十四条第二項	電子判決書	判決書
	電子調書に記録させなければ	調書に記載させなければ
第二百五十五条第一項	電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。）	判決書
		調書の記載
	規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一条第五項、第二百八十五条、第三百五十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。）	調書
第二百五十五条第二項第一号	電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの	判決書の正本
第二百五十五条第二項第二号	第百九条の二の規定による	前条第二項の調書の謄本の
第二百五十六条第三項	電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）	呼出状
第二百五十六条第三項第一号	第百九条の規定による送達	公示送達
	同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時	民事執行法第二十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する第百十二条の規定により公示送達の効力が生じた時
第二百五十六条第三項第二号	第百九条の二の規定による送達	公示送達の方法以外の送達
	同条第一項本文の通知が発せられた時	送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した時
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ
第二百六十一条第五項	記録された電子調書	記載された調書の謄本
第二百六十七条第一項	について電子調書を作成し、これをファイルに記録した	を調書に記載した

第二百六十七条の二第一項	規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第二百八十五条	電子判決書	判決書
	規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書	調書

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定　公布の日

二　第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定（「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第百五十六条の改正規定、同法第百五十七条第四項の改正規定、同法第百六十一条第一項の改正規定、同法第百六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十五条第一号の改正規定、同法第百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第百十二条、第百十五条及び第百十七条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中民事訴訟法第八十九条の見出しの改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び同法第百七十条第三項の改正規定並びに第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（「民事訴訟法」の下に「第八十九条第二項及び」を加え、「同条第四項」を「同法第八十九条第三項及び第百七十条第四項」に改める部分に限る。）　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第百三条の規定並びに附則第百十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る。）　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（同項にただし書を加える部分に限る。）並びに第七条中家事事件手続法第二百六十八条第三項にただし書を加える改正規定、同法第二百七十四条第五項の改正規定及び同法第二百七十七条第二項にただし書を加える改正規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（訴訟費用額の確定手続に関する経過措置）

第二条　第二条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の民事訴訟法（以下「第二条改正後民事訴訟法」という。）第七十一条第二項（第二条改正後民事訴訟法第七十二条及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法第二条に規定する人事訴訟をいう。附則第四条において同じ。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。附則第四条において同じ。）に係る事件を除く。附則第五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第百十一条において同じ。）であってこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。以下同じ。）及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）（以下「第二条改正後事件」と総称する。）における訴訟費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（担保権利者に対する権利を行使すべき旨の催告に関する経過措置）

第三条　施行日前に第二条の規定による改正前の民事訴訟法（以下「第二条改正前民事訴訟法」という。）第七十九条第三項（民事訴訟法第二百五十九条第六項、第三百七十六条第二項若しくは第四百五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定によりされた裁判所書記官による催告とみなす。

（人事訴訟等に関する手続における映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等に関する経過措置）

第四条　第二条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の民事訴訟法第八十七条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、人事訴

訟及び家庭裁判所における執行関係訴訟に関する手続には、適用しない。

（訴訟に関する事項の証明に関する経過措置）

第五条　第二条改正後民事訴訟法第九十一条の三（第二条改正後民事訴訟法第百三十二条の七において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件に関する事項の証明について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）（以下「第二条改正前事件」と総称する。）に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第六条　第二条改正後民事訴訟法第九十四条の規定は、第二条改正後事件における期日の呼出しについて適用し、第二条改正前事件における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第七条　第二条改正後民事訴訟法第百条第二項の規定は、第二条改正後事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第八条　第二条改正後民事訴訟法第一編第五章第四節第四款の規定は、第二条改正後事件における公示送達について適用し、第二条改正前事件における公示送達については、なお従前の例による。

（受継についての裁判に関する経過措置）

第九条　第二条改正後民事訴訟法第百二十八条第二項の規定は、第二条改正後事件における訴訟手続の受継についての裁判について適用し、第二条改正前事件における訴訟手続の受継についての裁判については、なお従前の例による。

（訴えの提起前における証拠収集の処分の手続に関する経過措置）

第十条　第二条改正後民事訴訟法第百三十二条の六第三項の規定は、施行日以後に申し立てられる訴えの提起前における証拠収集の処分の手続について、適用する。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第十一条　第二条改正後民事訴訟法第一編第七章の規定は、第二条改正後事件における第二条改正後民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、第二条改正前事件における第二条改正前民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（訴えの提起の手数料の納付等がない場合に関する経過措置）

第十二条　第二条改正後民事訴訟法第百三十七条の二（第二条改正後民事訴訟法第二百八十八条（第二条改正後民事訴訟法第三百十三条（第二条改正後民事訴訟法第三百三十一条において準用する場合を含む。）及び第三百三十一条において準用する場合を含む。）及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの及び施行日以後に開始される裁判手続に関する事件（訴えに係る事件を除く。）における民事訴訟費用等に関する法律に規定する手数料に係る納付命令並びに当該納付命令に違反したことを理由とする訴状、控訴状、上告状、抗告状その他申立書の却下について準用する場合を含む。）に関する経過措置

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第十四条　第二条改正後民事訴訟法第百六十条の規定は、第二条改正後事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、第二条改正前事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2　第二条改正前事件における口頭弁論調書の更正については、第二条改正後民事訴訟法第百六十条の二第一項中「前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容」とあるのは「調書の記載」と、同条第二項中「その旨をファイルに記録して」とあるのは「調書を作成して」として、同条の規定を適用する。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第十五条　第二条改正後民事訴訟法第二百五条第二項（第二条改正後民事訴訟法第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百十五条第二項（第二条改正後民事訴訟法第二百十八条第一項及び第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における証人若しくは当事者本人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第十六条　第二条改正前事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、第二条改正後民事訴訟法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、第二条改正後民事訴訟法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」として、第二条改正後民事訴訟法第二百三十一条の二及び第二百三十一条の三の規定を適用する。

（判決の言渡しの方式等に関する経過措置）

第十七条　第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項及び第二百八十条の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける判決の言渡しの方式、電子判決書への記録事項、電子判決書に基づかない判決の言渡し、電子判決書及び電子判決書の作成に代わる電子調書の送達、変更の判決に係る言渡期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る電子判決書への記録事項について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける判決の言渡しの方式、判決書の記載事項、判決書の原本に基づかない判決の言渡し、判決書及び判決書の作成に代えて記載される調書の送達、変更の判決に係る言渡期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る判決書の記載事項については、なお従前の例による。

2　第二条改正後民事訴訟法第百二十二条におい

て準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、第二条改正後事件における電子決定書（第二条改正後民事訴訟法第百二十二条において準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の作成について適用し、第二条改正前事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

（訴え又は控訴の取下げが口頭でされたときに関する経過措置）

第十八条　第二条改正後民事訴訟法第二百六十一条第四項（第二条改正後民事訴訟法第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける訴えの取下げ又は控訴の取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録及びその送達について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける訴えの取下げ又は控訴の取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載及びその送達については、なお従前の例による。

（和解調書等の効力に関する経過措置）

第十九条　第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条第一項の規定は、第二条改正後事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書の効力について適用し、第二条改正前事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る調書の効力については、なお従前の例による。

2　第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条第二項の規定は、第二条改正後事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した電子調書の送達について、適用する。

3　第二条改正前事件における和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る調書の更正については、第二条改正後民事訴訟法第二百六十七条の二第一項中「前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書」とあるのは、「和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書」として、同項の規定を適用する。

（控訴期間等に関する経過措置）

第二十条　第二条改正後民事訴訟法第二百八十五条（第二条改正後民事訴訟法第三百十三条において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける判決に対する控訴期間又は上告期間について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける判決に対する控訴期間又は上告期間については、なお従前の例による。

（手形訴訟及び小切手訴訟における口頭弁論を経ない却下又は異議の申立てに関する経過措置）

第二十一条　第二条改正後民事訴訟法第三百五十五条第二項及び第三百五十七条（これらの規定を第二条改正後民事訴訟法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起される手形訴訟及び小切手訴訟における口頭弁論を経ない訴えの却下及び終局判決に対する異議申立てについて適用し、施行日前に提起された手形訴訟及び小切手訴訟における口頭弁論を経ない訴えの却下及び終局判決に対する異議申立てについては、なお従前の例による。

（少額訴訟の判決の言渡し等に関する経過措置）

第二十二条　第二条改正後民事訴訟法第三百七十四条第二項及び第三百七十八条第一項の規定は、施行日以後に提起される少額訴訟の判決の言渡し及び終局判決に対する異議申立てについて適用し、施行日前に提起された少額訴訟の判決の言渡し及び終局判決に対する異議申立てについては、なお従前の例による。

（法定審理期間訴訟手続に関する経過措置）

第二十三条　第二条改正後民事訴訟法第七編の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものについて、適用する。

（督促手続に関する経過措置）

第二十四条　第二条改正後民事訴訟法第三百八十七条、第三百八十八条、第三百九十一条及び第三百九十三条の規定は、施行日以後に申し立てられる支払督促に係る記録事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議について適用し、施行日前に申し立てられた支払督促に係る記載事項、送達、仮執行の宣言及び仮執行の宣言後の督促異議については、なお従前の例による。

2　施行日前に第二条改正前民事訴訟法第三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続については、第二条改正前民事訴訟法第三百九十七条から第四百一条までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用に関する経過措置）

第二十五条　第四条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「第四条改正後費用法」という。）第三条第二項及び第十一条第一項ただし書並びに別表第二の一の項から四の項まで、八の項、九の項及び一四の項から一六の項までの規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用（以下この条において「郵便物の料金等に充てるための費用」という。）について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用については、なお従前の例による。

（手数料の納付に関する経過措置）

第二十六条　第四条改正後費用法第八条の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日以後の申立事件」と総称する。）における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日前の申立事件」と総称する。）における手数料の納付については、第四条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第八条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（手数料の還付に関する経過措置）

第二十七条　第四条改正後費用法第九条及び第十条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立事件における手数料の還付に係る事項について適用し、施行日前の申立事件における手数料の還付に係る事項は、なお従前の例による。

（旅費、日当及び宿泊料に関する経過措置）

第二十八条　第四条改正後費用法第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立事件における旅費、日当及び宿泊料（本邦と外国との間の旅行に係るものを含む。以下こ

の条において同じ。）の額について適用し、施行日前の申立事件における旅費、日当及び宿泊料の額は、なお従前の例による。

（民法の一部改正）

第二十九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三百八十四条第四号中「謄本」の下に「若しくは記録事項証明書」を加える。

（担保付社債信託法の一部改正）

第三十条　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「正本」の下に「（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものである場合にあっては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十五条に規定する記録事項証明書）」を加える。

（鉄道抵当法の一部改正）

第三十一条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「正本」の下に「（債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイルニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ民事執行法第二十五条ニ規定スル記録事項証明書）」を加え、「添附スベシ」を「添付スベシ」に改め、同項ただし書中「添附スル」を「添付スル」に改める。

（公証人法の一部改正）

第三十二条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条ノ二第三項中「第九十九条第二項、第百一条乃至」を「第九十九条、第百条第一項、第百一条第二項、第百二条ノ二」に、「第百六条」を「第百六条並」に改め、「並第百九条」を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第三十三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十条の七中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「公正取引委員会」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「公正取引委員会の職員」と読み替えるものとする。

第七十条の九中「第百九条」を「第百条第一項」に改め、「含む」の下に「。第八十一条第三項において同じ」を加える。

第八十条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第八十一条第一項第一号中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「決定書」を「電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第八十二条第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第百二条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第三項及び第四項並びに第八十二条第二項の規定は、施行日以後に提起される同法第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期について適用し、施行日前に提起された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（裁判所法の一部改正）

第三十五条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「裁判書」の下に「又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。）若しくは電子決定書（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」に改める。

第六十条第二項中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「外、」を「ほか、」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、「書き添える」を「書き添え、又は併せて記録する」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第三十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第十項中「判決書の写」を「電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。第七十四条の二第十項において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面」に改める。

第七十四条の二第十項中「又は判決書の写」を「の写し又は電子判決書に記録されている事項を出力することにより作成した書面」に改める。

第百条第二項中「訊問に関する規定」を「尋問に関する規定（過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定を除く。）」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中「、最高裁判所規則で」とあるのは「、議会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」と

あるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

（郵便法の一部改正）

第三十七条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項及び第三項中「第百三条」を「第百条第一項及び第百三条」に改め、「及び第百九条」を削る。

第五十八条第二号中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第三十八条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十五条の十中「及び第百一条から第百九条まで」を「、第百条第一項、第百一条及び第百二条の二から第百八条まで」に、「同法第九十九条第一項」を「同項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百一条第一項」に改め、「、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と」を削る。

第百八十五条の十二中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第三十九条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五十五中「第百一条から第百三条まで」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条」に、「、第百八条並びに第百九条」を「並びに第百八条」に、「第九十九条第一項」を「第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百一条第一項」に改め、「、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と」を削る。

（金融商品取引法の一部改正）

第四十条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「の定」を「の定め」に、「公示送達に関する」を「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の」に改める。

（少年法の一部改正）

第四十一条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「別表第二の一の項」を「別表第三の一の項」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第四十二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項ただし書中「確定判決書」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

第四十九条の二第四項の表第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項中「確定判決書を所持し、選挙」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、選挙」に、「確定判決書を所持し、第四十八条の二第一項」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

第二百十二条第二項中「尋問に関する規定」の下に「（罰金、拘留、勾引又は過料に関する規定を除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中「、最高裁判所規則で」とあるのは「、選挙管理委員会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

第二百二十条の見出し中「判決書謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改め、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に、「判決書の謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改め、同条第四項中「判決書の謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改める。

第二百五十四条の二第二項後段を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（民事訴訟法第百条第二項、第一編第五章第四節第三款及び第百十一条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から」とあるのは、「公職選挙法第二百五十四条の二第四項の規定による掲示を始めた日から」と読み替えるものとする。

4　第二項の送達についてする公示送達は、裁判所書記官が第一項の書面を保管し、いつでも同項の規定による通知を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　前条の規定による改正後の公職選挙法第二百二十条第三項及び第四項の規定は、公職選挙法第二百二十条第一項及び第二項に規定する訴訟であつて施行日以後に提起されたものに係る裁判所の長がする送付について適用し、これらの規定に規定する訴訟であつて施行日前に提起されたものに係る裁判所の長がする送付

については、なお従前の例による。

（司法書士法の一部改正）

第四十四条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「提出する書類」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同項第六号ロ中「第七編」を「第八編」に改める。

第二十二条第二項及び第三項並びに第四十一条第一項及び第二項中「裁判書類作成関係業務」を「裁判書類等作成関係業務」に改める。

（民事調停法の一部改正）

第四十五条　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十一条の二　調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（民事調停法第十一条（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停手続に参加した者をいう。第百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「調停事件の記録」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「調停事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

第二十二条ただし書中「第四十条」の下に「、第四十二条の二」を加える。

第四十六条　民事調停法の一部を次のように改正する。

第二十一条の二を次のように改める。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十一条の二　調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（民事調停法第十一条（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停手続に参加した者をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「調停事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「調停事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「調停事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

（法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正）

第四十七条　法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「あたる」を「該当する」に、「終つた」を「終わった」に改め、同条第三項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合においては、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第百七十九条、第百八十二条、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百十五条第二項、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第三項及び第四項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第六項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第八項中「虞」を「おそれ」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第四条関係）

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する	

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第四十八条　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の七第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三十六条の七中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

（企業担保法の一部改正）

第四十九条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「規定」の下に「（同法第八十七条の二の規定を除く。）」を加える。

第五十条　企業担保法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を次のように改める。

特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条第二項中「第十八条」の下に「、第十九条の二、第十九条の三」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十七条関係）

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する
第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（特許法の一部改正）

第五十一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中「第七項」を「第八項」に、「第百四十七条第一項及び第二項」を「第百四十七条第一項、第二項及び第三項（民事訴訟法第百六十条の二第一項の規定の準用に係る部分に限る。）」に、「同条第五項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改める。

第百五条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同項本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第百五条の二の四に次の一項を加える。

5　第一項の規定により裁判所に提出された査証報告書については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第百五条の二の十一第一項中「意見を記載した書面の提出」を「その者の選択により書面又は電磁的方法（民事訴訟法第百三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかにより意見を提出すること」に改め、同条第二項中「意見を記載した書面の提出」を「その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出すること」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「交付」を「交付又はこれらの規定により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」に改め、同条第四項中「第九十一条第五項」の下に「（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「謄写」の下に「並びにこれらの規定により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第二項の規定により裁判所に提出された書面及び電磁的記録を記録した記録媒体については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第百五条の四第一項第一号中「書類」を「書類若しくは電磁的記録」に、「書面を」を「書面若しくは電磁的記録を」に改め、同条第三項中「決定書」を「電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第百五条の五第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第百五条の七第三項中「記載した書面」の下に「又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録」を、「提示された書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書面」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書面」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第百四十五条第四項を次のように改める。

4　前項の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

第百四十五条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法により第三項の期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者若しくは参加人、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第百四十六条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と、「裁判所及び当事者双方」とあるのは「審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人」と読み替えるものとする。

第百四十七条第三項中「第百六十条第二項及び第三項」を「第百六十条第三項及び第四項」に、「の規定」を「並びに第百六十条の二第一項（調書の更正）の規定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百六十条第三項中「最高裁判所規則」とあるのは、「経済産業省令」と読み替えるものとする。

第百五十一条中「第百四十五条第六項及び第七項」を「第百四十五条第三項から第五項まで、第七項及び第八項」に改め、「、第九十四条（期日の呼出し）」を削り、「から第百八十六条まで」を「、第百八十四条、第百八十五条第一項及び第二項、第百八十六条第一項」に、「、第二百十五条」を「、第二百十五条第一項及び第三項、第二百十五条の二から第二百十七条まで、第二百

十八条第一項及び第二項、第二百十九条」に、「から第二百二十八条まで」を「、第二百二十七条第一項、第二百二十八条」に改め、「第二百三十一条」の下に「、第二百三十一条の二、第二百三十一条の三第一項（同法第二百二十条から第二百二十二条まで、第二百二十三条第一項から第六項まで、第二百二十六条、第二百二十七条第一項及び第二百二十八条（第四項を除く。）の規定の準用に係る部分に限る。）及び第二項」を加え、「及び第二百七十八条」を「並びに第二百七十八条第一項」に改め、「場合において」の下に「、同法第九十三条第一項中「期日の指定及び変更」とあるのは「期日の指定」と」を、「経済産業省令」の下に「と、同法第二百十八条第二項中「鑑定の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「鑑定書」と、同法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項中「、最高裁判所規則」とあるのは「、経済産業省令」と、同法第二百三十一条の二第二項中「又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」とあるのは「により」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「又は送付する方法」を加える。

第百六十八条第六項中「写し」の下に「又は当該訴訟の電磁的訴訟記録（民事訴訟法第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうちその審判において審判官が必要と認めるものを出力した書面」を加える。

第百六十九条第二項中「並びに第七十一条第二項」を「並びに第七十一条第三項」に、「同法第七十一条第二項」を「同条第三項」に改める。

第百八十二条第一号中「正本」の下に「又は当該裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第百九十条中「、第九十九条」の下に「、第百条第一項、第百一条」を加え、「第百六条」を「第百六条並びに」に改め、「並びに第百九条」を削り、「第百条」を「第百二条」に、「第九十九条第一項」を「第百一条第一項」に、「「場合には」を「「場合（第百九条の二の規定により送達をすることができる場合を除く。）には」に改める。

第二百四条中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、「物件」の下に「又は電磁的記録」を加える。

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　前条の規定による改正後の特許法（次項において「改正後特許法」という。）第百五条の二の十一（特許法第六十五条第六項（同法第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起される特許権、特許権についての専用実施権、実用新案権若しくは実用新案権についての専用実施権（以下この条において「特許権等」という。）の侵害に関する訴え又は特許法第六十五条第一項の規定による請求若しくは同法第百八十四条の十第一項の規定による請求（以下この条において「出願公開補償金等の請求」という。）に関する訴えにおける意見の提出について適用し、施行日前に提起された特許権等の侵害に関する訴え又は出願公開補償金等の請求に関する訴えにおける意見の提出については、なお従前の例による。

2　改正後特許法第百五条の四第三項及び第四項並びに第百五条の五第二項（これらの規定を特許法第六十五条第六項（同法第百八十四条の十第二項及び意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十条の十二第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十条、意匠法第四十一条及び商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第三十九条（同法第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起される特許権等、意匠権、意匠権についての専用実施権、商標権、商標権若しくは商標権についての専用使用権の侵害に関する訴え又は出願公開補償金等の請求、意匠法第六十条の十二第一項の規定による請求若しくは商標法第十三条の二第一項の規定による請求に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（実用新案法の一部改正）

第五十三条　実用新案法の一部を次のように改正する。

第四十条第六項中「写し」の下に「又は当該訴訟の電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうちその審判において審判官が必要と認めるものを出力した書面」を加える。

第四十二条第二項中「（平成八年法律第百九号）」を削る。

第六十四条中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、「物件」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

（商標法の一部改正）

第五十五条　商標法の一部を次のように改正する。

第四十三条の六第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

第八十五条中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、「物件」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

（意匠法の一部改正）

第五十四条　意匠法の一部を次のように改正する。

第七十七条中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、「物件」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第五十六条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の五の十五中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「厚生労

働大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「厚生労働省の職員」と読み替えるものとする。

第七十五条の五の十七中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第五十七条　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「消費者庁の職員」と読み替えるものとする。

第二十四条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第五十八条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「書面で」を「電子決定書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）を作成して」に、「正本」を「電子決定書（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）」に改める。

第十九条第二項中「（平成八年法律第百九号）」を削る。

（行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　前条の規定による改正後の行政事件訴訟法第十五条第二項（同法第二十一条第二項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）、同法第四十条第二項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起される取消訴訟、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟、同法第四十三条第一項に規定する訴訟若しくは同条第三項に規定する訴訟（法令に出訴期間の定めがあるものに限る。）における被告の変更を許す決定又は抗告訴訟、同条第一項に規定する訴訟若しくは同条第二項に規定する訴訟における訴えの変更を許す決定の送達について適用し、施行日前に提起された取消訴訟、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟、同条第一項に規定する訴訟若しくは同条第三項に規定する訴訟（法令に出訴期間の定めがあるものに限る。）における被告の変更を許す決定又は抗告訴訟、同条第一項に規定する訴訟若しくは同条第二項に規定する訴訟における訴えの変更を許す決定の送達については、なお従前の例による。

（商業登記法の一部改正）

第六十条　商業登記法の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「並びに同項の印鑑」を削る。

第百三条中「謄本」の下に「又はその判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（著作権法の一部改正）

第六十一条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第四十二条第一項」の下に「及び第四十二条の二」を加える。

第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（裁判手続における公衆送信等）

第四十二条の二　著作物は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号。他の法律において準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行う裁判手続のために必要と認められる限度において、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第四十七条の六第一項第二号中「、第四十一条又は第四十二条」を「又は第四十一条から第四十二条の二まで」に改める。

第四十七条の七中「から第四十二条の二まで、第四十二条の三、第四十二条の四第二項」に改める。

第四十八条第一項第三号中「第四十一条」の下に「、第四十二条の二」を加える。

第四十九条第一項第一号中「から第四十二条の三まで」を「、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の三、第四十二条の四」に改める。

第百三条中「第八十六条第一項及び第二項第二号中「から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項」を「、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項」に改め、同条第三項中「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の三、第四十二条の四第二項」に改め、「第三十六条第一項ただし書」の下に「、第四十二条の二ただし書」を加える。

第百二条第九項第一号中「から第四十二条の三まで」を「、第四十二条、第四十二条の三、第四十二条の四」に改める。

第百十四条の三第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同項本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、「（平成八年法律第百九号）」を削り、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第百十四条の六第一項第一号中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「決定書」を「電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条

第二項において同じ。）に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第百十四条の七第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　前条の規定による改正後の著作権法第百十四条の六第三項及び第四項並びに第百十四条の七第二項の規定は、施行日以後に提起される著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期について適用し、施行日前に提起された著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（公害紛争処理法の一部改正）

第六十三条　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「）第九十九条」を「）第百条第一項、第百一条」に、「第百六条」を「第百六条並びに」に改め、「並びに第百九条」を削り、「第九十九条第一項中「執行官」とあり、」を「第百条第一項中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び」に改め、「、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と」を削る。

（民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正）

第六十四条　民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第一編第五章第四節」の下に「第百条第二項、第百四条、第三款及び第百十一条の規定を除く。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が当該送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

第六条に次の一項を加える。

3　前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第六十五条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「関しては」の下に「、その性質に反しない限り」を加え、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第六十六条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第十条の二　責任制限手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十条の三　責任制限手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十条の四　責任制限手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係る第十一条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条第一項又は第三項の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送

付も、同様とする。

（裁判書）

第十条の五　責任制限手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

第十一条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十一条　特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十一条関係）

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する
第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	当該書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項

第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する	
第二百六十一条第四項	電子調書	調書	
	記録しなければ、	記載しなければ	

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第六十七条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の四中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条並びに第百九条」を「並びに第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とあるのは「主務大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第六十六条の六中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第六十八条　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「（書類等の提出）」に改め、同条中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第三十四条の二において同じ。）」を加え、同条ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加える。

第三十四条の二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削る。

（預託等取引に関する法律の一部改正）

第六十九条　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条並びに第百九条」を「並びに第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二十五条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（民事保全法の一部改正）

第七十条　民事保全法の一部を次のように改正する。

第七条中「関しては」の下に「、その性質に反しない限り」を加え、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第七十一条　民事保全法の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（公示送達の方法）

第六条の二　民事保全の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第六条の三　民事保全の手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第七条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第七条　特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二

第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに第二百六十七条第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条中「第十六条」の下に「（第五項を除く。）」を、「第十八条」の下に「、第十九条の三、第二十一条の二」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改める。

第五十条第五項中「第百五十六条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ
第二百六十七条第一項	和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに記録した	和解を調書に記載した
	その記録	その記載
第二百六十七条の二第一項	規定によりファイルに記録された電子調書	調書

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第七十二条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（借地借家法の一部改正）

第七十三条　借地借家法（平成三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十一条」に改める。

第四十二条第一項中「第四十条」の下に「、第四十二条の二」を加える。

第四章に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第六十一条　第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第七十四条　借地借家法の一部を次のように改正する。

第六十一条を次のように改める。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第六十一条　第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、借地借家法第四十一条の事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第七十五条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「謄本」の下に「又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により同法第九十一条の二第一項に規定するファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの」を加える。

（不正競争防止法の一部改正）

第七十六条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十七号中「いう。）に」を「いう。以下同じ。）に」に改める。

第七条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同項本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第十条第一項第一号中「書類」を「書類若しくは電磁的記録」に、「書面を」を「書面若しくは電磁的記録を」に改め、同条第三項中「決定書」を「電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十一条第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十三条第三項中「記載した書面」の下に「又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録」を、「提示された書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書面」の下に「又は

電磁的記録」を、「当該書面」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）

第七十七条　前条の規定による改正後の不正競争防止法第十条第三項及び第四項並びに第十一条第二項の規定は、施行日以後に提起される不正競争（同法第二条第一項に規定する不正競争をいう。以下この条において同じ。）による営業上の利益の侵害に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期について適用し、施行日前に提起された不正競争による営業上の利益の侵害に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十八条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「協同組織金融機関」を「特別の定めがある場合を除き、協同組織金融機関」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第百七十七条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第百七十七条　第十二条の規定は、相互会社の更生手続について準用する。

第二百九十三条第一項、第三百二十二条第三項、第三百二十五条第一項及び第三百二十八条第二項中「第百七十七条」の下に「において準用する更生特例法第十二条」を加える。

第七十九条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「任意的口頭弁論」の下に「、期日の呼出し、裁判書」を加え、同条中「第八条」の下に「、第八条の二、第八条の五」を加える。

第十条の見出しを「（公示送達の方法、公告等）」に改め、同条中「第十条」を「第八条の三及び第十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十条の二　会社更生法第八条の四の規定は、協同組織金融機関の更生手続における申立てその他の申述について準用する。

第十二条中「第八十七条の二」を「第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百七十四条の見出し中「任意的口頭弁論」の下に「、期日の呼出し、裁判書」を加え、同条中「第八条」の下に「、第八条の二、第八条の五」を加える。

第百七十五条の見出しを「（公示送達の方法、公告等）」に改め、同条中「第十条」を「第八条の三及び第十条」に改める。

第百七十九条を削り、第三章第一節中第百七十八条を第百七十九条とし、第百七十七条を第百七十八条とし、第百七十六条を第百七十七条とする。

第百七十五条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第百七十六条　会社更生法第八条の四の規定は、相互会社の更生手続における申立てその他の申述について準用する。

第二百三十四条及び第二百三十五条中「第百七十六条」を「第百七十七条」に改める。

第二百九十三条第一項、第三百二十二条第三項、第三百二十五条第一項及び第三百二十八条第二項中「第百七十七条」を「第百七十八条」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	第百条	第百条第一項
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第百六十条第一項	調書	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第百六十条第三項	調書の記載について	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に
第百六十条第四項	調書	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書
第百六十条第四項ただし書	調書	電子調書
第百六十条の二第一項	調書の記載	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容
第百六十条の二第二項	調書を作成して	その旨をファイルに記録して
第二百五条第三項	事項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
第二百十五条第四項	事項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
第二百三十一条の三第二項	又は送付する	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する
第二百六十一条第四項	調書	電子調書
	記載しなければ	記録しなければ

（種苗法の一部改正）

第八十条　種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同項本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第四十条第一項第一号中「書類」及び「開示された書面」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同条第三項中「決定書」を「電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第四十一条第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第四十三条第三項中「記載した書面」の下に「又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録」を、「提示された書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書面」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書面」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

（種苗法の一部改正に伴う経過措置）

第八十一条　前条の規定による改正後の種苗法第四十条第三項及び第四項並びに第四十一条第二項（これらの規定を種苗法第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起される育成者権（種苗法第十九条第一項の規定による育成者権をいう。以下この条において同じ。）若しくは専用利用権（種苗法第二十五条第一項の規定による専用利用権をいう。以下この条において同じ。）の侵害に係る訴え又は種苗法第十四条第一項の規定による請求に係る訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期について適用し、施行日前に提起された育成者権若しくは専用利用権の侵害に係る訴え又は同項の規定による請求に係る訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第八十二条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十六条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十条中「法令の規定」の下に「（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条及び第百十二条第二項の規定を除く。）」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から二週間」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた日から七日間」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始

した」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた」と読み替えるものとする。

第五十条に次の一項を加える。

2　前項において準用する民事訴訟法第百十条の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（民事再生法の一部改正）

第八十三条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「再生手続」を「特別の定めがある場合を除き、再生手続」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第八十四条　民事再生法の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第八条の二　再生手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三　再生手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第八条の四　再生手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第八条の五　再生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

第十八条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十八条　特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十八条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた

第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
記載又は記録	記載	
第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
当該書面又は電磁的記録	当該書面	
又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
当該電子調書	当該調書	
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
記録しなければ	記載しなければ	

（弁理士法の一部改正）

第八十五条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十五条において同じ。）」に改める。

第五十五条第一項中「第七十五条」を「第四条第二項第四号」に改める。

第七十五条中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第八十六条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第六十条を除く。）」の下に「並びに第八章」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条第五項	当該事件並びにその事件
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続
	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録	

第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録
第百三十三条の四第二項	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者
	訴訟記録等	和解記録
第百三十三条の四第七項	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者

第四十条中「及び第七章」を「から第八章まで」に、「第百三十三条、第百三十四条」を「第百三十四条、第百三十四条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条の二第二項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十四条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第三十五条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十条において準用する第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第百三十三条の四第一項及び第二項において「損害賠償命令事件の記録等」という

第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等
第百三十三条の四第二項	訴訟記録等	損害賠償命令事件の記録等

第八十七条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第三十二条」に、「第二十九条―第三十二条」を「第三十三条―第三十六条」に、「第三十三条―第三十七条」を「第三十七条―第四十一条」に、「第三十九条」を「第四十二条」に、「第三十九条・第四十条」を「第四十三条・第四十四条」に、「第四十一条―第四十三条」を「第四十五条―第四十七条」に改める。

第二十条第二項中「第九十二条」を「第九十二条第一項から第八項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）」とあるのは、「の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」と読み替えるものとする。

第二十一条中「第八章」の下に「（第百三十三条の二第五項及び第六項を除く。）」を加え、同条の表を次のように改める。

第百三十三条第二項	書面その他最高裁判所規則で定める方法	書面
第百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録
	について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）	の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条第五項	当該事件並びにその事件	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続

第百三十三条の二第一項	に係る訴訟記録等の閲覧等		の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等中		和解記録中
第百三十三条の二第二項及び第三項	に係る訴訟記録等の閲覧等		の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等		犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録
第百三十三条の四第二項	当事者	訴訟記録等の閲覧等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者
		訴訟記録等の存する	和解記録の存する
第百三十三条の四第七項	当事者	訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
			犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者

第四十三条を第四十七条とする。

第四十二条第二項中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項（第三十八条第四項」を「第三十八条第一項（第四十二条第四項」に、「第三条第一項及び別表第一の一の項」を「第三条第二項及び別表第二の一の項」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十一条第一項中「別表第二の一の項から三の項まで」を「別表第三の一の項」に、「同表一の項」を「同項」に改め、同条第二項中「別表第一の九の項、一七の項」を「別表第一の一七の項」に、「別表第二の一の項」を「別表第三の一の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十九条第一項の規定による申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

第四十一条を第四十五条とする。

第四十条中「第一編第二章第三節、第三章（の下に「第四十五条第五項各号及び」を、「までを除く。）、第四章」の下に「（第七十一条第二項を除く。）」を、「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を、「第九十一条」の下に「から第九十一条の三まで、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項」を、「第二節第二款」の下に「、第九十四条、第百条第二項、第四節第三款、第百十一条」を加え、「及び第百十八条」を「並びに第百十八条」に、「から第八章まで」を「（第百三十二条の六第三項及び第百三十二条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）」に改め、「を除く。）、第三章（の下に「第百五十一条第三項、」を、「第百五十九条第三項」の下に「、第百六十条第二項」を、「第四章（の下に「第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二」を加え、「及び第二百三十六条」を「並びに第二百三十六条」に改め、「第二百五十五条まで」の下に「、第二百五十六条第三項各号」を加え、「及び第二百六十六条第二項」を「、第二百六十六条第二項及び第二百六十七条第二項」に、「第八編」を「第九編」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十五条第五項	次に掲げる	
		損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十九条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。）の記録（同法第三十九条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。以下同じ。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
第九十二条第一項	に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条の規定による掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条の規定による掲示を始めた
第百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十六条第一項の決定書
第百三十三条第二項	書面その他最高裁判所規則で定める方法	書面
第百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ	損害賠償命令事件の記録又は犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条において準用する第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（以下この章において「損害賠償命令事件の記録等」という
第百三十三条の二第一項	訴訟記録等中に係る訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件の記録等中の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製

第百三十三条の二第二項	訴訟記録等中に係る訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件の記録等中の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
第百三十三条の二第二項及び第三項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
第百三十三条の三第一項	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等	その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等
第百三十三条の四第二項	訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する
	訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
	最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があった旨を明らかにする措置を講じなければ	調書にその旨を記載しなければ

第百三十三条の二第一項	に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百五十六条第三項	電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）により前項	前項
	呼出しを行う場合	呼出し
	次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める	公示送達による場合を除き、送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ
第二百六十一条第五項	記録された電子調書	記載された調書の謄本
第二百六十七条第一項	について電子調書を作成し、これをファイルに記録した	を調書に記載した
	その記録	その記載
第二百六十七条の二第一項	規定によりファイルに記録された電子調書	調書

令和四年五月十八日　参議院会議録第二十三号　民事訴訟法等の一部を改正する法律案

第七章第五節中第四十条を第四十四条とし、第三十九条を第四十三条とする。

第三十八条第一項中「第三十条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条第四項中「第三十四条から第三十六条まで」を「第三十八条から第四十条まで」に改め、第七章第四節中同条を第四十二条とする。

第三十七条中「第三十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第四十一条とする。

第三十六条中「第三十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第三十五条第一項中「第三十条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十四条第二項中「損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）」を「損害賠償命令事件」に改め、同条を第三十八条とし、第三十三条を第三十七条とする。

第三十二条第一項中「第三十四条」を「第三十八条」に改め、第七章第二節中同条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とし、第三十条を第三十四条とし、第二十九条を第三十三条とし、同章第一節に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第二十九条　損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第三十条　損害賠償命令事件に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（事件の記録の閲覧等）

第三十一条　第四十四条において準用する民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分の申立てをした者及び相手方（同項に規定する相手方をいう。次項において同じ。）は、裁判所書記官に対し、同条第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2　前項の規定は、同項に規定する記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について申立人又は相手方の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

3　第一項に規定する記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

（電子情報処理組織による申立て等）

第三十二条　損害賠償命令事件に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て

等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第八十八条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「承認援助手続」を「特別の定めがある場合を除き、承認援助手続」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第八十九条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第六条の二　承認援助手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第六条の三　承認援助手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第六条の四　承認援助手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第六条の五　承認援助手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

第十五条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十五条　特別の定めがある場合を除き、承認

援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十五条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第九十条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条の二第二項、第百二十七条の八第二項、第百三十三条第二項、第百六十九条第二項及び第百九十八条第二項中「謄本」の下に「若しくは当該判決であって執行力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であること

を証明したもの」を加える。

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正）

第九十一条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第十八条を第十九条とする。

第十七条中「及び第四十条」を「、第四十条及び第四十二条の二」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第十七条　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「）中」とあるのは「）の記録中」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第九十二条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を次のように改正する。

第十七条中「第一編第八章」の下に「（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）」を加え、「同法第百三十三条の二第二項」を「同条第三項」に改め、「記録中」と」の下に「、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と」を加え、「「訴訟記録等」」を「「訴訟記録等の存する」」に、「」と、同条第七項」を「の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第九十三条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「更生手続」を「特別の定めがある場合を除き、更生手続」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第九十四条　会社更生法の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第八条の二　更生手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三　更生手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第八条の四　更生手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該申立て等をする者は、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第八条の五　更生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

第十三条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十三条　特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十三条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面

第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第九十五条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改める。

第百六十二条中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「個人情報保護委員会」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と読み替えるものとする。

第百六十四条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（仲裁法の一部改正）

第九十六条　仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「この法律」を「特別の定めがある場合を除き、この法律」に、「特別の定めがある場合を除き、この法律」を「その性質に反しない限り」に、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第九十七条　仲裁法の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第九条の二　この法律の規定により裁判所が行う手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第九条の三　この法律の規定により裁判所が行う手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第九条の四　この法律の規定により裁判所が行う手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第九条の五　この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

第十条を次のように改める。

（裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用）

第十条　特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた	
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類	
	記載又は記録	記載	
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面	
	当該書面又は電磁的記録	当該書面	
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法	
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について	
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書	

	当該電子調書	当該調書	
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載	
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して	
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する	
第二百六十一条第四項	電子調書	調書	
	記録しなければ	記載しなければ	

（労働審判法の一部改正）

第九十八条　労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十八条の二　労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十一条の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項中「第四十条」の下に「、第四十二条の二」を加え、「（平成十六年法律第四十五号）」を削る。

第九十九条　労働審判法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改める。

2　証拠調べについては、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二編第四章（第百七十九条、第百八十二条、第百八十五条第一項後段、第二項及び第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第百八十八条、第百八十九条、第百九十二条から第百九十五条までこれらの規定を同法第二百一条第五項、第二百十条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第二百条、第二百二条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百五条第二項、第二百六条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七条第二項、第二百八条、第二百九条、第二百十五条第二項、第二百十五条の二第二項から第四項まで、第二百十五条の四、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項から第六項まで、第二百三十条、第二百三十二条第二項及び第三項、第二百三十二条の二並びに第二百三十九条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

第二十条第五項中「（平成八年法律第百九号）」を削り、「第百四条及び第百十条から第百十三条まで」を「第百条第二項、第百四条、第三款及び第四款」に改める。

第二十二条第三項中「、第百三十八条」を「から第百三十八条まで」に改める。

第二十六条第二項中「第九十二条」を「第九十二条（第九項及び第十項を除く。）」に改める。

第二十八条の二を次のように改める。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十八条の二　労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十一条の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「労働審判事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「労働審判事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は」その複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「労働審判事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第百条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十項中「裁決書又は判決書」を「直ちに裁決書の写し又は」に、「判決書」を「直ちに」に改め、同条第三十一項中「の規定は」を「の規定（過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定を除く。）は」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中「、最高裁判所規則で」とあるのは「、選挙管理委員会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

（地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百一条　附則第三十六条の規定による改正後の地方自治法（次項において「新地方自治法」という。）第九条第十項の規定は、地方自治法第九条第九項の規定による訴えであって施行日以後に提起されたものに係る裁判所がする通知について適用し、同項の規定による訴えであって施行日前に提起されたものに係る裁判所がする通知については、なお従前の例による。

2　新地方自治法第七十四条の二第十項（前条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十項において準用する場合を含む。）の規定は、地方自治法第七十四条の二第八項（市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による訴えであって施行日以後に提起されたものに係る裁判所がする送付について適用し、これらの規定による訴えであって施行日前に提起されたものに係る裁判所がする送付

については、なお従前の例による。

（総合法律支援法の一部改正）

第百二条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号ハ中「提出する書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）」を、「必要な書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同号ニ中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

（破産法の一部改正）

第百三条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「破産手続等」を「特別の定めがある場合を除き、破産手続等」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第百四条　破産法の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第八条の二　破産手続等における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三　破産手続等における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第八条の四　破産手続等における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第八条の五　破産手続等に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

第十三条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十三条　特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十三条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した
	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第百五条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二百八十六条中「第百二条第三項」を「第九十九条第三項」に改める。

（会社法の一部改正）

第百六条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八百八十三条中「第百四条」を「第百条第二項、第百四条、第三款、第百十一条及び第百十三条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

第八百八十三条に次の一項を加える。

2　前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第百七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三百二十五条中「謄本」の下に「又はその判決の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第百八条　日本国憲法の改正手続に関する法律

（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項ただし書中「確定判決書」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第百三十二条第二項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

第六十二条第四項の表第六十条第五項の表第五十三条第一項ただし書の項中「確定判決書を所持し、国民投票」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第百三十二条第二項において「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、国民投票」に、「確定判決書を所持し、第六十条第一項」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第百三十二条第二項において「電子判決書記録事項証明書」という。）を所持し、第六十条第一項」に改める。

第百三十二条の見出し中「判決書謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改め、同条第二項中「判決書の謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九条　前条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律第百三十二条第二項の規定は、日本国憲法の改正手続に関する法律第百二十七条の規定による訴訟であって施行日以後に提起されたものに係る裁判所の長がする送付について適用し、同条の規定による訴訟であって施行日前に提起されたものに係る裁判所の長がする送付については、なお従前の例による。

（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の一部改正）

第百十条　外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面」を、「呼出状」の下に「又は電子呼出状（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。）について同法第百九条の規定により作成した書面」を加え、同項第二号ロ中「（平成八年法律第百九号）」を削る。

第二十一条第二項中「判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書」を「電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。）又は同法第二百五十四条第二項の電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に、「判決書等」を「電子判決書等記録事項証明書」に改め、同条第三項及び第四項中「判決書等」を「電子判決書等記録事項証明書」に改める。

（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条　前条の規定による改正後の外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第二十一条第二項から第四項までの規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものに係る判決について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものに係る判決については、なお従前の例による。

（非訟事件手続法の一部改正）

第百十二条　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九節　電子情報処理組織による申立て等（第四十二条）」を「第九節　電子情報処理組織による申立て等（第四十二条）　第十節　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第四十二条の二）」に改める。

第四十二条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第二編第二章に次の一節を加える。

第十節　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第四十二条の二　非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、非訟事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「非訟事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第百十三条　非訟事件手続法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分」を「同法第七十一条第二項

（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「（平成二十三年法律第五十一号）」を削り、「準用する」と」の下に「、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついて」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と」を加え、同条第二項中「第七十一条第四項」を「第七十一条第五項」に改める。

第三十四条第一項中「期日」の下に「の指定及び変更」を加え、「指定する」を「行う」に改め、同条第四項中「第九十四条」を「第九十四条第三項及び第九十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

第三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

第三十八条中「第一編第五章第四節」の下に「（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

第三十八条に次の一項を加える。

2　前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　非訟事件の手続における申立てその他の申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第四十二条の二中「いう。）」の下に「、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「非訟事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と」を加え、「訴訟記録等」とあるのは「非訟事件の記録」を「訴訟記録等の存する」とあるのは「非訟事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」に改める。

第五十三条第一項中「第百八十二条」の下に「、第百八十五条第三項」を、「第百八十九条まで」の下に「、第二百五条第二項」を、「第二百八条」の下に「、第二百十五条第二項」を、「第二百二十九条第二項」の下に「、第二百三十一条の三第一項」を加え、「及び第二百二十九条第四項」を「、第二百二十七条第二項（同法第二百三十一

条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

第五十三条第三項第一号中「第二百三十一条」の下に「及び第二百三十一条の三第一項」を加え、同項第二号中「第二百二十条（同法第二百三十一条」の下に「及び第二百三十一条の三第一項」を、「物件」の下に「及び同法第二百三十一条の二に規定する電磁的記録」を加える。

第六十三条第二項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第二百六十一条第三項ただし書」を「第二百六十一条第四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「手続の期日」と」の下に「、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と」を加える。

第六十五条第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「同法第二百六十四条」を「同法第二百六十四条第一項」に改める。

第七十三条第二項中「第二百六十一条第三項」を「第二百六十一条第三項及び第四項」に、「及び第二百六十三条」を「並びに第二百六十三条」に改める。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正）

第百十四条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は調書の正本又は謄本」を「若しくは調書の正本若しくは謄本又は当該確定判決等の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正）

第百十五条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八目　電子情報処理組織による申立て等（第六十九条）」を「第八目　電子情報処理組織による申立て等（第六十九条）　第九目　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第六十九条の二）」に改める。

第六十九条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第三章第三節第一款に次の一目を加える。

第九目　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第六十九条の二　子の返還申立事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は手続に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十八条第六項に規定する手続に参加した子をいう。次項及び第七項において同じ。）は、子の返還申立事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は手続に参加した子」と、「訴訟記録等」とあるのは「子の返還申立事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは手続に参加した子」と読み替えるものとする。

第百十六条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分」を「同法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、「（平成二十五年法律第四十八号）」を削り、「準用する」と」の下に「、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついて」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と」を加え、同条第二項中「第七十一条第四項」を「第七十一条第五項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十九条第二項」を「第六十九条第六項」に改める。

第六十三条第一項中「期日」の下に「の指定及び変更」を加え、「指定する」を「行う」に改め、同条第四項中「第九十四条」を「第九十四条第三項及び第九十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

第六十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

第六十七条中「第一編第五章第四節」の下に「（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を

求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

第六十七条に次の一項を加える。

2　前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第六十九条の二中「同条第一項」を「同法第百三十三条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「子の返還申立事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項」に、「訴訟記録等」とあるのは「子の返還申立事件の記録」を「訴訟記録等の存する」とあるのは「子の返還申立事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」に改める。

第八十六条第一項中「第百八十二条」の下に「、第百八十五条第三項」を加え、「及び」を「、第二百五条第二項、」に改め、「第二百七条第二項」の下に「、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項及び第二百三十二条の二」を、「「家庭裁判所」と」の下に「、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と」を加える。

第九十九条第四項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第二百六十一条第三項ただし書」を「第二百六十一条第四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「手続の期日」と」の下に「、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と」を加える。

第百条第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「同法第二百六十四条」を「同法第二百六十四条第一項」に改める。

第百七条第三項中「第二百六十一条第三項」を「第二百六十一条第三項及び第四項」に、「及び第二百六十三条」を「並びに第二百六十三条」に改める。

第百二十三条第四項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第二百六十一条第三項ただし書」を「第二百六十一条第四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「手続の期日」と」の下に「、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と」を加える。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百十七条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十条中「第八十七条」の下に「、第九十二条第六項から第八項まで」を加え、「第百三十三

条、第百三十四条」を「第百三十四条、第百三十四条の二」に改める。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百十八条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

4　共通義務確認訴訟における和解については、民事訴訟法第九十一条第二項後段（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第十九条第二項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

第四十八条第一項中「書証」の下に「及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」を加え、同条第二項中「文書の提出」の下に「の命令若しくは民事訴訟法第二百三十一条の三第一項において準用する同法第二百二十三条に規定する命令」を加える。

第四十九条第七項中「第三百五十八条及び第三百六十条」を「第二百六十一条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項、第二百六十三条、第三百五十八条並びに第三百六十条第一項及び第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同条第五項中「前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書」とあるのは「その期日の調書の謄本」と読み替えるものとする。

第五十一条第五項中「まで」の下に「（第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）を除く。）」を加える。

第五十二条第三項中「第六十七条第二項」の下に「、第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十三条中「第五十三条を除く。）、第五章」を「第五十三条を除く。）及び第五章」に改め、「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加え、「第九十二条第六項から第八項まで、第二節」を「第九十一条の二、第九十二条第六項から第十項まで、第二節、第九十四条、第百条第二項、第四節第三款、第百十一条」に改め、「及び第七章」を削り、「及び第三項」の下に「、第百三十七条の二第六項から第九項まで」を、「、第三章（この下に「第百五十一条第三項」を、「第百五十九条第三項」の下に「、第百六十条第二項」を、「第四章（この下に「第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに」を加え、「第二百五十二条まで、第二百五十三条第二項、第二百五十四条、第二百五十五条」を「第二百五十一条まで、第二百五十二条第二項、第二百五十三条から第二百五十五条まで」に、「及び第二百六十六条」を「、第二百六十六条及び第二百六十七条第二項」に、「第八編」を「第九編」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（期日の呼出し）

第五十四条の二　簡易確定手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第五十五条に次の一項を加える。

2　公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第二章第二節第一款第六目中第五十五条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第五十五条の二　簡易確定手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第五十六条に次の一項を加える。

4　和解金債権についての債権届出に係る請求について第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件には、民事訴訟法第七編の規定は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第五十三条関係）

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する
第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	簡易確定決定の決定書
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項

第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十八条第一項	規定を準用する	規定（第二百十五条第二項を除く。）を準用する。この場合において、同条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは、「事項」と読み替えるものとする
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百五十二条第一項	記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）	記載した裁判書
第二百六十七条第一項	について電子調書を作成し、これをファイルに記録した	を調書に記載した
	その記録	その記載
第二百六十七条の二第一項	規定によりファイルに記録された電子調書	調書

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第百十九条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第二百二十三条第六項」の下に「（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

第百二十条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「第十六条（」を「第十六条並びに」に、「第四十六条」を「第六条の二及び同法第四十六条」に、「場合を含む。）」を「民事執行法第十六条第一項から第四項まで」に改める。

（家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の一部改正）

第百二十一条　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同項本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第十一条第一号中「書類」の下に「、電磁的記録」を、「開示された書面」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同条第三項中「決定書」を「電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十二条第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十四条第三項中「記載した書面」の下に「又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録」を、「提示された書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書面」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書面」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

（家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十二条　前条の規定による改正後の家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律第十一条第三項及び第四項並びに第十二条第二項の規定は、施行日以後に提起される不正競争（家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律第二条第三項に規定する不正競争をいう。以下この条において同じ。）による営業上の利益の侵害に係る訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期について適用し、施行日前に提起された不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の一部改正）

第百二十三条　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業大臣の職員」と読み替え

るものとする。

第二十二条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第百二十四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百二十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百二十六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年五月十七日

文教科学委員長　元榮太一郎

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、基本方針の策定における総合科学技術・イノベーション会議等の意見聴取に当たっては、多様な分野の研究者からの意見を十分に反映するとともに議事の内容を公表するなど、透明性を確保すること。また、国際卓越研究大学の認定、計画の認可に当たっては、大学の自治を堅持するとともに、早期に研究成果の活用が見込まれやすい応用研究が優先されることがないよう、研究成果の活用までに時間のかかることが多いものの人類が新たな知識を得る観点からも大きな意義を持つ基礎研究等を含め、研究の多様性を確保すること。

二、国際卓越研究大学が欧米主要大学の運営方法をいたずらに模倣し、教育研究内容の充実に関係なく、単に大学の財政基盤の強化を目的とする授業料等の増額等を行うことで、学生の教育機会に経済的な制限がかかるような事態を招くことがないようにすること。

三、大学において任期を付さない、安定的な身分の研究者及び正規雇用職員を増やし、研究力の強化を図るため、大学ファンドによる支援に関わらず、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。

四、政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。

五、政府は、我が国の研究者全体の研究力の向上を図るため、個々の研究者がそれぞれの研究環境において多様かつ独創的な研究に継続的かつ発展的に取り組めるよう、科学研究費助成事業や特別研究員制度等の研究者に対する支援策を拡充すること。

六、我が国の科学技術の水準を長期的に向上させるには、将来を担う若手研究者の確保・育成が重要であることから、博士後期課程に在籍する学生のうち生活費相当額を受給する者の割合の更なる引上げを進めるとともに、修士課程に在籍する学生に対する経済的支援の在り方についても検討すること。

七、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、第四条第三項第四号に規定する「民間事業者との連携協力のための体制」、同項第五号に規定する「知的財産権の取得及び活用を行う体制」について、文部科学大臣が認定を行う基準の策定及び当該体制の運営に当たっては、憲法で保障されている学問の自由に基づいて、研究成果の公開性と公共性という原理を最大限に尊重すること。

右決議する。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年四月二十八日

衆議院議長　細田　博之

参議院議長　山東　昭子殿

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。第三条第二項第五号において同

じ。）の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学（第四条第五項に規定する国際卓越研究大学をいう。以下この条において同じ。）の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（大学における教育及び研究の特性への配慮）

第二条　国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならない。

（基本方針）

第三条　文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

二　次条第一項の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項

三　第五条第一項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての同項の認可に関する基本的な事項

四　第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五　科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

六　その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

3　基本方針は、科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

5　文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならない。

（国際卓越研究大学の認定）

第四条　大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも該当していることを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地

二　認定を受けようとする大学の名称及び所在地

三　その他文部科学省令で定める事項

3　文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。

一　国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

二　経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

三　先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

四　大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

五　国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

六　研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

七　国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

4　文部科学大臣は、第一項の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。

5　文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学（以下「国際卓越研究大学」という。）の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。

6　文部科学大臣は、国際卓越研究大学が第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、第一項の認定を取り消すことができる。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定によ

る認定の取消しについて準用する。

（国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等）

第五条　国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下この条において「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

2　国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

二　前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期

イ　国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

ロ　優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

ハ　国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（ニにおいて「技術者等」という。）の確保

ニ　技術者等の育成に資する活動

ホ　研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

三　前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四　その他文部科学省令で定める事項

3　文部科学大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。

4　文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。

5　文部科学大臣は、第一項の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならない。

6　第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。

8　認可設置者は、第一項の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画（第六項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。）に従い、第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施しなければならない。

（機構の業務の特例）

第六条　機構は、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、前条第二項第二号ハからホまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（機構の助成）

第七条　機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、次条第一項に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業に関する助成（次条第一項において「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。）を行わなければならない。

（国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針）

第八条　機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下この項及び第三項において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

2　文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

（定期報告）

第九条　認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十条　文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（認可計画の認可の取消し）

第十一条　文部科学大臣は、認可設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の認可を取り消すことができる。

一　認可計画が第五条第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

二　第五条第六項の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三　認可計画に従って第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。

四　第九条の規定に違反したとき。

五　前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2　第五条第四項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。

3　文部科学大臣は、第一項の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（国の援助）

第十二条　国は、認可設置者に対し、認可計画の

円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができる。

（検討）

第三条　政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出（第一条に規定するイノベーションの創出をいう。）を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）

第四条　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第十条第三項中「第二十三条第五号」を「第二十三条第一項第五号」に改める。

第十八条中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第十二号」を「同項第十二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、「限る。」の下に「並びに同条第二項に規定する業務」を加える。

第二十三条に次の二項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第　号）第六条に規定する業務を行う。

3　機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八条第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務（同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。）を一体的に実施しなければならない。

第二十五条第一項中「第二十三条各号」を「第二十三条第一項各号」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第六号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。）を「助成業務（第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十一条第一項第三号中「第二十三条第七号」を「第二十三条第一項第七号」に改める。

第三十二条第三項及び第七項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、「掲げる業務」の下に「及び特別助成業務」を加え、同条第八項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」に改め、「前条第一項第四号」の下に「に掲げる業務」を加える。

第四十二条第二号中「第二十三条」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号及び第三百四十九条の三第二十項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第六条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「の規定」を「及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第　号）の規定」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。

3　前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

発信者情報の開示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年四月二十七日

塩村あやか

参議院議長　山東　昭子殿

発信者情報の開示に関する質問主意書

近年、ＳＮＳ上での匿名による誹謗中傷を始め、インターネット上での権利侵害投稿による被害が増加・深刻化している。こうしたインターネット上の匿名の発信者による誹謗中傷等により自己の権利を侵害された者がその被害を回復しようとする場合、プロバイダ等に対し、ＩＰアドレス等の発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」という。）の開示請求を行うことで発信者を特定し、損害賠償等を行うことが考えられる。しかし、近年普及しているログイン型のサービスを提供するＳＮＳ等では、投稿時のＩＰアドレス等が

保存されていないことが多いことから、ログイン時等の通信に付随する発信者情報の開示を通じて、被害者を救済する必要性が高まっている。

そこで、以下質問する。

一　令和四年三月十五日に総務省が公表した特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則案（以下「規則案」という。）によると、規則案の第五条柱書、同条第二号及び同条第三号において、ログイン型のサービスを提供するＳＮＳ等では、権利侵害投稿の「直近」に行われた又は権利侵害投稿より前に行われたログイン時の通信に係る情報や、権利侵害投稿の後に行われたログアウト時の通信に係る情報しか開示対象とならないと読めるが、例えば、権利侵害投稿より後に行われたログイン時の通信に係る情報は開示対象とならないのか、政府の見解を示されたい。

二　これまでの裁判例では、権利侵害投稿の後に割り当てられたＩＰアドレスから把握される発信者情報であっても、当該権利侵害投稿の発信者のものと認められるのであれば、権利の侵害に係る発信者情報に当たり得るとしているものもある。規則案では、ログイン通信を行った者と権利侵害投稿を行った者との間に同一性が認められる場合であっても、権利侵害投稿後に割り当てられたＩＰアドレスから把握される発信者情報は開示しなくてよいという解釈に変更しているのか。それとも同一性が認められれば、引き続き開示対象となるのか、政府の見解を示されたい。

三　ツイッター社やグーグル社等の海外法人が開示請求の相手方の場合、一般的に手続に時間を要することから、仮に開示の対象を権利侵害投稿の「直近」のログイン等に係る情報に限定した場合、開示請求前に当該情報が消去され、実質的に発信者情報が開示される芽を摘み取ってしまうことが懸念されるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和四年五月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

参議院議長　山東　昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出発信者情報の開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出発信者情報の開示に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「権利侵害投稿より後に行われたログイン時の通信」は、令和四年三月十六日から同年四月十四日まで意見公募手続を実施した特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則案（以下「規則案」という。）第五条第二号に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信には該当せず、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第五条第一項又は第二項の規定による発信者情報の開示の対象（以下「開示対象」という。）とならないこととなる。

なお、規則案の内容については、当該意見公募手続において提出された意見を踏まえ、総務省において現在検討しているところである。

二について

開示対象に関する考え方については、総務省が令和二年四月三十日から同年十二月二十一日まで開催した「発信者情報開示の在り方に関する研究会」の最終取りまとめにおいて、「開示を可能とする情報が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の限定を付すことが考えられる。（中略）権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関係する情報を辿って発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであることから、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付すことが適当である」とされており、政府としても、開示対象について一定の限定を設けることが適当であるとの考えの下、規則案を公示したところであるが、いずれにしても、一についてでお答えしたとおり、規則案の内容については、意見公募手続において提出された意見を踏まえ、同省において現在検討しているところである。

三について

一についてでお答えしたとおり、規則案の内容については総務省において現在検討しているところであり、「仮に開示の対象を権利侵害投稿の「直近」のログイン等に係る情報に限定した場合」との仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

新型コロナウイルス感染症対応に係るシルバー人材センター会員への支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年四月二十八日

塩村あやか

参議院議長　山東　昭子殿

新型コロナウイルス感染症対応に係るシルバー人材センター会員への支援に関する質問主意書

令和二年五月一日から開始された「新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金」（以下「持続化給付金」という。）は、同年六月二十九日より対象を拡大し、主たる収入が雑所得・給与所得の個人事業主を含むこととされた。この対象拡大により、シルバー人材センター会員も持続化給付金を受け取り得ることとなったものの、持続化給付金が創設されてからシルバー人材センター会員が対象とされるまで約二か月間の「空白期間」が生じていたことになる。新型コロナウイルス感染症の発生から半年以上が経過していたこともあり、この「空白期間」に強い不安を感じていたシルバー人材センター会員は多いと聞く。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方への対応のため、令和二年七月に「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」（以下「休業支援金・給付金」という。）制度が創設されたが、シルバー人材センター会員の多くは委任契約や請負契約で働いているため、同制度の対象から除外されるケー

スが数多く生じている。こうした状況の下、地方自治体が独自にシルバー人材センター会員に支援を行った例もあると承知しており、例えば愛知県北名古屋市では、市がシルバー人材センターに支援金を交付し、当該支援金を活用することで会員に休業補償が支給されたものと承知している。

以上を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応に係るシルバー人材センター会員への支援について、以下質問する。

一　令和二年五月一日から同年六月二十九日の間において、収入が減少したシルバー人材センター会員の人数及び収入の減少割合を政府が把握していたのか示されたい。

二　持続化給付金の対象拡大により、シルバー人材センター会員が新たにその対象に含まれ得るようになった後、シルバー人材センターを所管する厚生労働省において、シルバー人材センター会員が持続化給付金の対象となり得ることを周知していたのか、また周知していたのであればいかなる周知を行っていたのか示されたい。

三　業務の減少による収入減に苦しむシルバー人材センター会員のため、一部の地方自治体が支援金を交付したことは、持続化給付金の対象拡大までの「空白期間」や休業支援金・給付金の対象者の制限等によってシルバー人材センター会員が救済されないことの証左であったと思われる。今後同様の事態が発生しないようにすべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

また、持続化給付金の創設後、その対象を拡大するに至った経緯について併せて示されたい。

右質問する。

令和四年五月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

参議院議長　山東　昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応に係るシルバー人材センター会員への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応に係るシルバー人材センター会員への支援に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、シルバー人材センターの個々の会員に係る毎月の収入等は把握していないため、御指摘の期間において、お尋ねの「収入が減少したシルバー人材センター会員の人数及び収入の減少割合」については、把握していなかった。

二について

厚生労働省においては、お尋ねのような周知は行っていない。

三について

前段のお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、必要に応じてシルバー人材センターを含む事業者の実態を把握して支援策を検討するとともに、利用可能な支援策について適切な周知広報に努めてまいりたい。

また、後段のお尋ねの「経緯」については、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている個人事業者等についても、事業継続を支援していく観点から、国会における議論等を踏まえ、持続化給付金の支給対象としたものである。

不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年四月二十八日

塩村あやか

参議院議長　山東　昭子殿

不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）に関する質問主意書

令和四年四月以降、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」が新たに保険適用されることとなった。しかし、不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ。以下「着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）」という。）については保険適用の対象とはならなかった。着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）は、不妊症及び不育症に悩む者において、妊娠成立の可能性の向上が期待できる又は流産の回避につながる可能性がある手段として実施されており、母体保護の観点からも重要な役割を有していると考えられる。

令和四年三月二十二日に公益社団法人日本産科婦人科学会ホームページに掲載された「不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）の先進医療実施方針について患者の皆さまへのお知らせ」（以下「お知らせ」という。）によれば、同学会は着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）について、「先進医療Ａとして将来の保険適応に向けた研究の実施を先進医療会議に申請をいたしました。去る三月三日に行われました先進医療会議におきまして、重要な内容を含む医療であるので、より厳密な患者登録やモニタリング、統計解析を行いその医療の有効性を示さなければならない先進医療Ｂとして改めて申請するように指示がありました」と記載している。また、「先進医療Ｂは一般の新規医療と同様の先端的医療に関する研究ですので実施が認められる医療施設はごく少数で登録できる症例も限られ、事前の予定症例数を超えることは原則的に出来ません」とも記載している。

以上を踏まえ、着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）について、以下質問する。

一　お知らせにあるとおり、先進医療会議において、着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）を先進医療Ａではなく先進医療Ｂとして改めて申請するように指示があったのであれば、どのような議論を経て当該指示が行われたのか、その経緯を示されたい。

二　第三十三回先進医療会議の資料先―七によると、先進医療Ｂは「登録期間と観察期間を含めた形で予定試験期間を、また、統計学的に事前に設計された必要症例数に加えて、解析から除外になる症例数の見込みを加味するなどして予定症例数を設定し、これを先進医療会議で承認して」おり、予定試験期間及び予定症例数については、「統計学的な設定及び予測並びに診療の実態等を踏まえ、試験計画の性質に合わせて

適切に設定されるものであり、原則として厳守されるべきものである」としている。そのため、今後、着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）が先進医療Ｂとして認可された場合、事前に予定症例数が設定され、試験に参加できる患者数が制限されることになるため、同診断による流産回避等の母体保護の効果が十分に果たされなくなることが懸念される。そこで、着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）が先進医療Ｂに位置付けられた場合には、より多くの患者が同診断を受けられるように予定症例数等を設定する必要があると考えるが、厚生労働省の見解如何。

三　令和四年四月二十五日の参議院決算委員会において、保険適用の対象とならなかった不妊治療について、後藤厚生労働大臣は「先進医療会議におきまして、現時点でエビデンスが不十分とされたものについては、有効性、安全性のエビデンスを集積することで将来的に保険適用の可能性があると評価されたものは先進医療として実施することで保険診療との併用が可能になっております。将来的な保険適用の可能性があると見込まれる技術については、助成を行うのではなく、先進医療として実施し、将来的な保険適用を目指すことが適当であるというふうに考えております」と答弁している。着床前診断（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）についても、先進医療として認可された場合には、早急に症例やエビデンスを集積し、早期の保険適用に向けた議論を進めるべきであると考えるが、厚生労働省の見解如何。

右質問する。

令和四年五月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄　殿

参議院議長　山東　昭子

参議院議員塩村あやか君提出不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「指示」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和四年三月三日に開催された先進医療会議においては、御指摘の「着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）」のうち着床前胚異数性検査について、公益社団法人日本産科婦人科学会の見解において、同学会が認定する施設に限定して実施すべき技術であるとされていること等を踏まえ、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」（平成二十八年三月四日付け医政発〇三〇四第二号・薬生発〇三〇四第二号・保発〇三〇四第十六号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び保険局長連名通知。以下「通知」という。）第二の四の「医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの」に該当するとして、先進医療Ｂ（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第三各号に掲げる先進医療をいう。以下同じ。）として実施することが妥当であるとの結論に至ったところである。

二について

先進医療Ｂについては、通知に基づき、保険医療機関が策定する試験計画について、先進医療会議において審査が行われ、将来的な保険適用に向けて安全性、有効性等を確認するために必要な症例数が設定されることとなっており、御指摘の「予定症例数」については、今後、同会議の審査を経て、適切に設定されるものと考えている。

三について

先進医療会議において評価が行われ、先進医療として実施されている医療技術の保険適用の可否については、中央社会保険医療協議会において、当該医療技術の安全性、有効性等について科学的な根拠に基づく評価を行い、検討することとしており、御指摘の「着床前遺伝学的検査（ＰＧＴ―Ａ／ＳＲ）」についても、先進医療として実施された場合には、適切に対応してまいりたい。

毎年薬価改定の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年五月六日

小西　洋之

参議院議長　山東　昭子　殿

毎年薬価改定の見直しに関する質問主意書

平成二十八年十二月二十日に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣決定）では、「二年に一回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」こととされた。また、平成三十年六月十五日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」では、「二〇二一年度における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、二〇二〇年中にこれらを総合的に勘案して、決定する」こととされた。

その後、令和二年に実施された薬価調査の結果等を受けて、令和三年四月に薬価の中間年改定が初めて行われたが、改定対象品目は全品目の約七割にも達し、製薬企業、医薬品卸業者、医療機関、薬局等に対して極めて大きな影響を及ぼすこととなった。

令和二年一月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が続く中、日本国内の医薬品製造及び研究開発能力の維持・向上が日本の安全保障上、極めて重要な意義を持つことが様々な場面でクローズアップされてきた。しかし、薬価改定による薬価の引下げは、各製薬企業の医薬品の製造及び研究開発能力を奪い、日本国内で医薬品の開発・製造・販売の全てにおいてそのモチベーションを著しく低下させ、創薬によるイノベーションを阻害しかねないとして、国会においても与野党問わず毎年薬価改定の見直しを求める意見が示されてきたところである。

また、医療機関及び薬局においても薬価の頻繁な引下げは、在庫となっている医薬品の資産価値の切下げにつながるため、各薬局は経営上の観点から必要以上の在庫を持たないよう医薬品の購入を絞ることとなり、結果として患者に対する医薬品の安定的な提供を妨げかねない事態につながっているとも聞く。

さらに、政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品の使用を促進し、令和五年度末までに全ての都道府県で八割以上の使用割合を目指すことにしているものと承知しているが、そもそも低価格の後発医薬品の継続的な薬価の引下げは、赤字品目を拡大し、著しく利益の薄い商品を増加させる等、各後発医薬品企業は医薬品製造及び供給体制の維持に極めて厳しい状況に追い込まれていると聞く。

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、新薬の開発や患者に対する医薬品の確実な提供は、国民が安心して日々の暮らしを送る上で極めて重要であることが明らかとなったが、今後の毎年薬価改定が製薬企業や薬局等の経営に甚大な影響を与え、国民の生活に影響を及ぼす事態につながることが深く憂慮される。

さらに、新型コロナ感染症の世界的な蔓延により、医薬品生産国でありながら、我が国が最も不得意とする原料医薬品の輸入は極めて不安定となり、加えて、昨今の石油製品の値上がりや円安が製薬各企業の経営を圧迫することは誰の目にも明らかである。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　毎年薬価改定による薬価の頻繁な引下げが日本の製薬企業の継続的な医薬品製造や研究・開発能力を奪い、政府が掲げる創薬によるイノベーションを阻害する可能性があると考えるが、政府の見解如何。また、毎年薬価改定が海外製薬企業から見た日本の医薬品市場の魅力を低下させ、新たなドラッグ・ラグを生み出すことにつながる可能性があると考えるが、政府の見解如何。

二　毎年薬価改定は、薬価改定前に必要以上の在庫を持つことを避けようとして医薬品を買い控える医療機関及び薬局を増加させることにつながり、結果として患者に対する医薬品の安定的な提供を妨げることにつながる可能性があると考えるが、政府の見解如何。

三　低薬価である後発医薬品に対する過度な薬価の引下げが、後発医薬品企業の製造・供給能力を阻害し、更には、後発医薬品企業間の過当競争につながり、コスト削減等の結果として一部の企業が法令違反を行う背景の一つになったと考えるが、政府の見解如何。

四　毎年薬価改定は、医薬品製造力を阻害し創薬によるイノベーションや医薬品の安定的な供給を著しく阻害するものであり、直ちに見直すべきであると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

令和四年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

参議院議長　山東　昭子殿

参議院議員小西洋之君提出毎年薬価改定の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「毎年薬価改定」については、市場実勢価格を踏まえて行う薬価改定が個別企業の具体的な活動に与える影響は様々であると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「毎年薬価改定は、薬価改定前に必要以上の在庫を持つことを避けようとして医薬品を買い控える医療機関及び薬局を増加させる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、個々の医療機関及び薬局における患者に対する医薬品の提供については、当該患者に対して必要な医療を提供する観点から、当該医療機関及び薬局において適切に対応されるものと考えている。

三について

御指摘の「過度な薬価の引下げ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、他の医薬品と同様に市場実勢価格を踏まえて行う後発医薬品の薬価改定が個別企業の具体的な活動に与える影響は様々であると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「毎年薬価改定」については、一についてで述べたとおり、市場実勢価格を踏まえて行っているものであるが、「令和四年度薬価制度改革の骨子」（令和三年十二月二十二日中央社会保険医療協議会了解）において、「診療報酬改定がない年の薬価改定の在り方については、引き続き検討する」とされているところであり、政府としては、これに基づき、今後必要な検討を行ってまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　三六三円（本体三三〇円）